

彦 根 愛 知 犬 上 地 域
新ごみ処理施設整備事業に係る

環 境 影 響 評 価 準 備 書

要 約 書

令 和 4 年 8 月

彦根愛知犬上広域行政組合

目 次 -

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地	1-1
第2章 対象事業の目的および内容	2-1
第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況	3-1
第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法 ...	4-1
第5章 環境影響評価の結果の概要	5-1
第6章 環境保全措置	6-1
第7章 事後調査	7-1
第8章 環境影響の総合的な評価	8-1
第9章 環境影響評価の委託先の名称、 代表者の氏名および主たる事務所の所在地	9-1

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

1.1 事業者の名称等

名 称：彦根愛知犬上広域行政組合

代 表 者 の 氏 名：管理者 和田 裕行

主たる事務所の所在地：犬上郡豊郷町四十九院 1252 「豊栄のさと」内

1.2 事業の名称

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業

第2章 対象事業の目的および内容

2.1 対象事業の目的

現在、彦根愛知犬上広域行政組合（以下「本組合」という。）を構成する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下「1市4町」という。）の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター（昭和52年稼働）と、彦根市以外の4町が利用するリバースセンター（平成9年稼働）の2施設があるが、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっている。

また、近年ごみ処理行政においては、経済面、効率面での最適化を実現する方策として、広域的なごみ処理体制の構築が重要とされている。

そこで、本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成11年3月）を契機に、広域でのごみ処理を目指し、新たなごみ処理施設の整備を行うこととした。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業

（滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）別表第6号に掲げる事業）

2.2.2 対象事業の規模

（1）条例対象事業の規模

条例対象事業の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

- ・焼却施設：139t/日（69.5t/日×2炉、24時間稼働）

（2）関連施設の規模

関連施設の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

- ・リサイクル施設：31t/日

2.2.3 対象事業実施区域の位置および面積

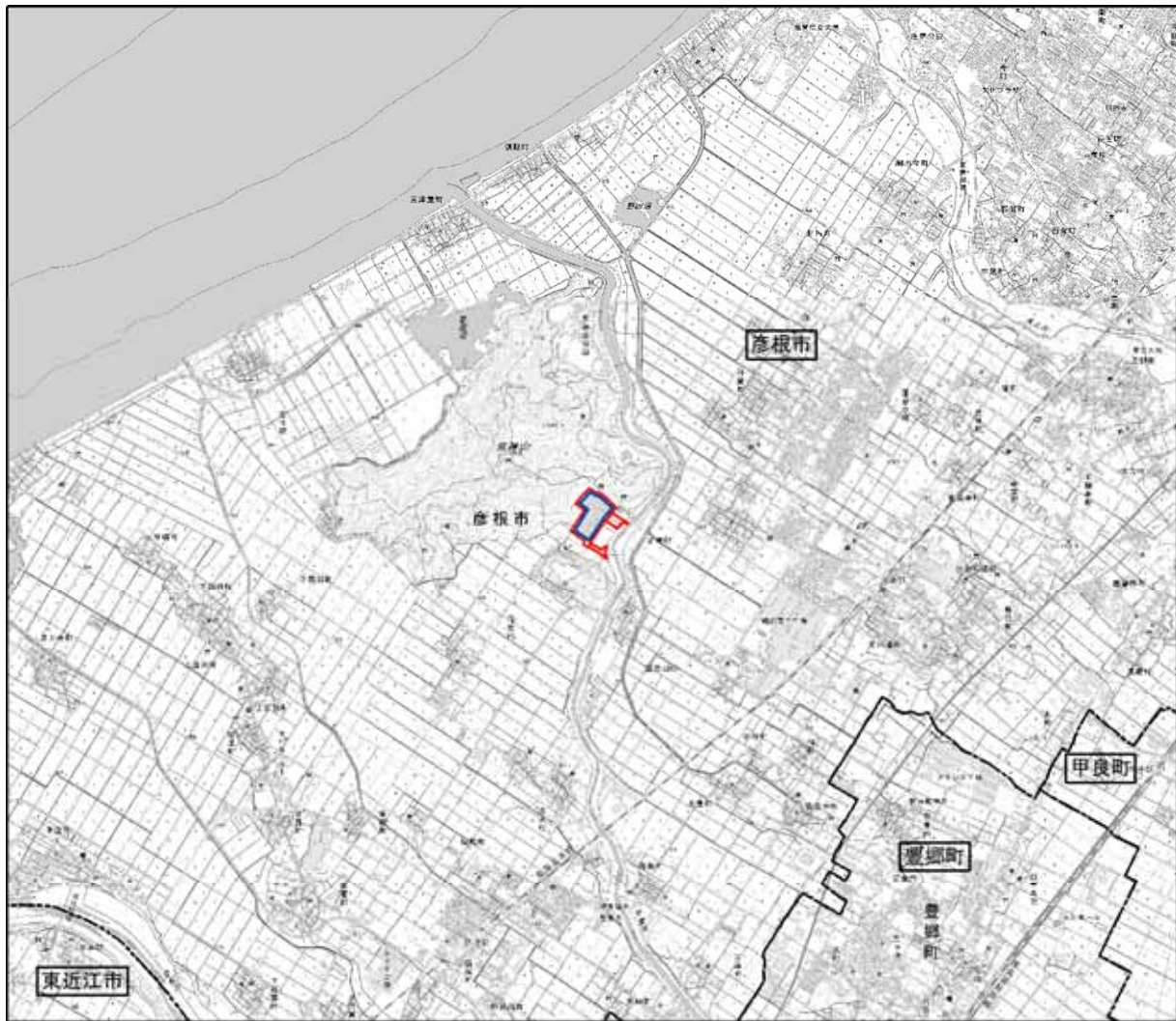
対象事業実施区域の位置および面積は、表2.2-1に示すとおりである。

対象事業実施区域は、「2.2.2 対象事業の規模」に示した焼却施設およびリサイクル施設等の整備に加え、工事中に一時的に設置する工事用仮設道路等の範囲を含む区域であり、面積は約6.3haを予定している。

なお、工事中に一時的に設置する工事用仮設道路等の範囲は、焼却施設およびリサイクル施設等の供用開始前に現状復旧を行う計画である。対象事業実施区域のうち、現状復旧を行う工事用仮設道路等の範囲を除く、焼却施設およびリサイクル施設等の整備を行う区域（以下、「ごみ処理施設整備区域」という。）は、約5.2haを予定している。

表 2.2-1 対象事業実施区域の位置および面積

項目	内容
対象事業実施区域の位置	彦根市清崎町地先（西清崎）（図2.2-1～図2.2-3参照）
対象事業実施区域の面積	約6.3ha（うち、ごみ処理施設整備区域 約5.2ha）



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

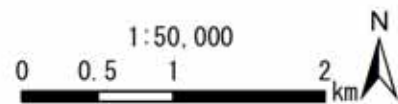




図 2.2-1 対象事業実施区域位置図（広域図）



図 2.2-2 対象事業実施区域位置図（拡大図）



凡例

-  対象事業実施区域
-  ごみ処理施設整備区域

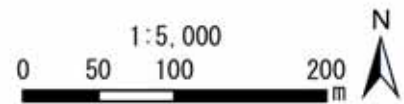


図 2.2-3 対象事業実施区域位置図（拡大図：航空写真）

2.2.4 対象事業実施区域（施設位置）の検討経緯

本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成 11 年 3 月）」を契機に、広域でのごみ処理を目指し、検討を行ってきた。

その中で、平成 20 年度には「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、建設候補地を選定したが、地盤の問題により断念することとなった。また、平成 24 年度には各市町からの推薦により再び建設候補地を選定したが、地元住民との折り合いがつかず、こちらも結果的に断念することとなった。

このことを受け、本組合ではこれまでの選定手法を見直し、より多くの住民にご理解、ご協力を得られるよう、公募方式により建設候補地を選定することを決定し、また行政主導ではなく独立した第三者機関として、平成 26 年 12 月、「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を発足した。

選定委員会では、約 2 年 3 か月間、延べ 15 回にわたり慎重な議論・検討を行っていただき、平成 29 年 2 月、応募のあった 5 地域について評価、順位付けを行った報告書を提出いただいた。そして、その報告書を基に、本組合管理者会において議論・検討を行い、平成 29 年 6 月、愛荘町竹原区を建設候補地として選定した。

しかしその後、平成 31 年 2 月の組合議会定例会において、「建設候補地の白紙撤回を求める決議」が可決され、「応募 5 地区から再検討する」ことを提案いただいた。これを受け、平成 31 年 4 月 4 日に組合として建設候補地を愛荘町竹原区 1 か所に決定したことについて白紙撤回し、平成 31 年 4 月 20 日に改めて応募 5 地区に対する合同説明会を開催したところ、4 つの応募地（彦根市原町、彦根市西清崎町、彦根市下西川町、愛荘町竹原区）から再選定への参加意向が示され、これら全てを建設候補地と決定した。

その後、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施した。これらの結果と、平成 29 年 2 月時点の候補地選定報告書（表 2.2-2(1)～(2)参照）を総合的に評価し、令和元年 9 月 19 日の管理者会において彦根市清崎町地先（西清崎）を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年 10 月 21 日の組合議会臨時会において承認された。

表 2.2-2(1) 候補地選定報告書における評価指標（一次審査）

評価項目	評価指標
法規定の有無	国定公園（自然公園法）の指定の有無
	県立自然公園（自然公園法）の指定の有無
	保安林（森林法）の指定の有無
	史跡・名勝・天然記念物（文化財保護法）の指定の有無
	鳥獣保護区のうち特別保護地区（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律）の指定の有無
	保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）の指定の有無

表 2.2-2(2) 候補地選定報告書における評価指標（二次審査：環境への配慮の視点）

評価項目	評価指標
農業振興地域の指定状況	農用地区域に指定されていない方を優先する。
都市計画区域の指定状況	住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域等を優先する。
道路混雑度	原則、施設整備による交通量の増加後の混雑度が低い方を優先するが、立地条件上の課題の内容を踏まえ、総合的に判断する。
地域性緑地等の指定状況	緑地環境保全地域、風致地区、緑地保全地区に指定されていない方を優先する。
重要な動植物等の生息状況	重要な動植物等の生息域（鳥獣保護区、希少動植物の保護区等）がない方を優先する。
指定文化財、埋蔵文化財の有無	文化財関係法等の指定がない方を優先する。

注) 二次審査の評価の視点（安全・安心の確保の視点、環境への配慮の視点、計画的な財政運営の視点、合意形成）のうち、環境への配慮の視点に関する評価項目及び評価指標を抜粋したものである。

2.2.5 対象事業の概要

(1) 施設整備の理念・基本方針

本組合が新ごみ処理施設の整備を行ううえで定めた理念および基本方針は以下に示すとおりである。

【理念1】ごみの安全・安心・安定的な処理が確保できる施設

新施設は、本組合1市4町から搬入されるごみ処理を担う施設であり、組合圏域から排出されるごみを処理するための基幹的な施設となる。よって施設の不具合等によりごみ処理に支障が生じれば、組合圏域における生活環境および公衆衛生に重大な影響を及ぼす。

以上を踏まえ、新施設では施設でのトラブルをできるだけ少なくし、ごみを滞ることなく安定して処理できる施設とする。

<基本方針>

- ごみ量・質による変動にも対応でき、長期間にわたり安定した稼働を持続的に行うことができるよう安定性を備えた技術を導入する。
- 事故が発生しないよう万全の対策を講じるとともに、施設の運転員が安心して快適で安全に働ける施設とする。
- 地域にとっても施設の運転員にとっても、十分な安全を確保するため、安全性や危機管理について万全の配慮を行う。
- 施設の建設および運転にあたっては、1市4町の住民の安心を確保するため、情報公開を積極的に行う。

【理念2】環境への負荷の少ない施設

新施設の稼働にあたっては周辺環境への影響を最小限に抑えるよう配慮する必要がある。近年の環境負荷の低減施策においては、法規制の強化と施設を構成する機器・環境保全技術の発展により、排ガス、排水、悪臭、騒音、振動等による影響を小さく抑えることができ、法規制以上の水準を達成することは十分可能である。

以上を踏まえ、新施設ではダイオキシン類や、水銀をはじめとする有害物質や騒音・振動等の環境負荷を低減することが可能な施設とし、周辺環境との調和にも配慮するものとする。

<基本方針>

- 公害防止対策に万全を期し、周辺環境への負荷の少ない施設とする。
- 焼却施設では処理工程から発生する排ガス中の有害物質をできるだけ少なくし、リサイクル施設を含めて、周辺地域への騒音、振動、悪臭などの問題を生じさせない施設とする。
- 周辺環境との調和を図り、建物のデザインや色彩は、景観に十分配慮したものとする。

【理念3】資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設

近年、限りある資源を有効に利用し続けることが特に重要視され、その役割を担う施設のひとつとしてごみ処理施設が評価されている。さらに、省エネルギーや高効率発電等、地球温暖化防止に貢献する技術の開発も進んできており、そのような技術を採用することにより

ごみ処理施設の資源循環・エネルギー回収に資する役割は更に大きくなるものと考えられる。また、住民一人ひとりが、ごみに対する意識を高め、ごみを減らす工夫を心がけ、ものの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、環境啓発施設としてのごみ処理施設が担う役割も大きくなっている。

以上を踏まえ、新施設ではごみからのマテリアルリサイクル（物質回収）、サーマルリサイクル（熱回収）を積極的に行い、また、情報提供や環境教育の充実を図り、循環型社会の構築に貢献できる施設とする。

<基本方針>

- マテリアルリサイクルおよびサーマルリサイクルを積極的に行う。
- 施設の省エネルギー化、および太陽光発電等の自然エネルギーの導入により、温室効果ガスの発生量を抑制するなど地球環境の保全に努める。
- ごみ減量や地球温暖化防止等の啓発拠点として、情報提供や環境教育に関する設備を導入する。
- 施設の見学ルートや見学対象は、ごみ処理の流れや発電の仕組み等がわかりやすいように設定し、見学者が興味を持って何度でも訪問してもらえるように工夫する。

【理念4】 経済性に優れた施設

ごみ処理施設は、1市4町の住民や国民の税金により建設・運営されるものである。新施設の整備・運営にあたっては、建設費だけでなく、施設を適正に維持管理しつつ維持管理費および補修費を抑えることが重要である。

以上を踏まえ、新施設は費用対効果についても十分考慮し、経済性に優れた施設とする。

<基本方針>

- 施設の計画・設計・建設から運営・維持管理・改修までを含めたごみ処理システム全体で、常に経済性や効率性に配慮し、ライフサイクルコストの適正化を図る。

【理念5】 災害に強い施設

東日本大震災の経験を踏まえ、今後、鈴鹿西縁断層帯を震源とする地震等、震災をはじめとする災害に対する対応策を予め準備しておく必要がある。

以上を踏まえ、新施設は災害時にもできる限り安定運転が可能とし、災害廃棄物処理および災害時のエネルギー供給等の拠点と成り得る、必要な設備を備える施設とする。

<基本方針>

- 大規模な災害が発生した際に一定の期間で災害廃棄物の処理ができるよう、余力のある処理能力を備えた設備を導入する。
- 平常時に排出されるごみとは性状が異なる災害廃棄物への対応が可能な処理技術を備える。
- 地震や水害により稼働不能とならぬよう、耐震化や燃料・資機材等の備蓄を考慮した災害に強い施設とするとともに、平時より災害時の廃棄物処理に係る訓練を行う。

【理念6】社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設

ごみ処理施設は、長期間にわたり使用するものであり、その間には社会情勢等の変化により、求められる処理システムや公害防止基準が変化する可能性がある。

以上を踏まえ、新施設では社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設とする。

<基本方針>

- 最新の技術を活用し、かつ、将来的な処理システムや公害防止基準の変化にも柔軟に対応することができる設備を導入する。

(2) 対象事業の規模等

1) 焼却施設の規模等

対象事業である焼却施設の規模等は、表 2.2-3 に示すとおりである。

表 2.2-3 焼却施設の施設規模

項 目		内 容
施設規模 ^{注1)}	災害廃棄物含む	139 t/日
	災害廃棄物含まず	128 t/日
処理対象ごみ量 ^{注2)}		34,362 t/年
処理対象ごみ		可燃ごみ(家庭系・事業系)、リサイクル推進施設から搬送された可燃粗大ごみおよび可燃残渣、災害廃棄物

注1) 施設規模は1炉あたり年間280日稼働として算出。

注2) 処理対象ごみ量は災害ごみを含まない。

2) リサイクル施設の規模等

関連施設であるリサイクル施設の規模等は、表 2.2-4 に示すとおり設定する。

表 2.2-4 リサイクル施設の施設規模

項 目	内 容
施設規模 ^{注)}	31 t/日
処理対象ごみ量	7,123 t/年
処理対象ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ(缶・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック、古紙・衣類、小型家電・乾電池・廃蛍光管)、その他(不法投棄ごみ等)

注) 上記の施設規模は、土曜日・日曜日・年末年始を除く年間254日稼働(粗大ごみの受入・処理のみ日曜日・年末年始を除く年間305日稼働)として算出。

(3) 施設整備計画

1) 焼却施設

処理方式および処理フロー

焼却施設の処理方式はストーカ式焼却方式とする。

処理フローの概要は、図 2.2-4 に示すとおりであり、廃熱ボイラーで回収した熱は主に蒸気タービン発電での利用を想定している。また、排出ガスの処理方式は乾式法とする。

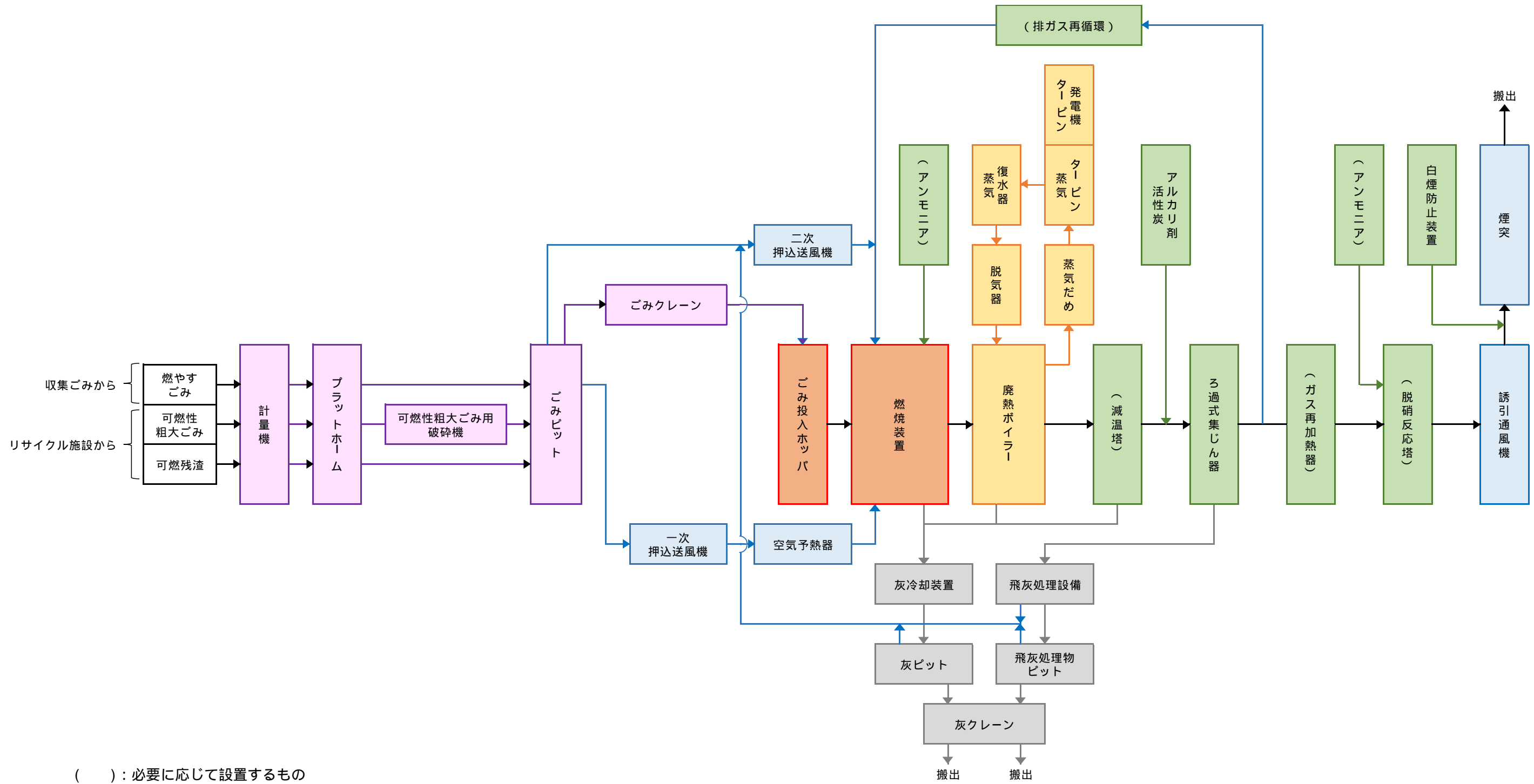


図 2.2-4 焼却施設の処理フロー

各処理の概要

(ア) 受入れ・供給設備

受入・供給設備は、搬入されるごみ量、搬出される焼却残渣量等を計量する計量機、ごみ収集車がごみピットにごみを投入するために設けられるプラットホーム、ごみを一時的に貯えて収集量と焼却量を調整するごみピットおよびごみピットからごみをホッパに投入するごみクレーン等で構成する。

(イ) 前処理設備（可燃粗大ごみ破砕機）

可燃粗大ごみは、リサイクル施設に一旦搬入され、一定量が貯まった段階で、車両等により焼却施設に運搬し、可燃粗大ごみ用破砕機の受入ホッパに投入して処理する。また、処理物をごみピットに投入する設備を設ける。

(ウ) 燃焼設備

燃焼設備は、ごみホッパ、給じん装置、燃焼装置、焼却炉本体、助燃装置等で構成する。また、ごみ層への空気供給を均一に行い、ごみを連続的に攪拌し、燃焼後の灰および不燃物の排出を容易に行える装置とする。なお、燃焼条件は「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を遵守するものとする。

(エ) 燃焼ガス冷却設備

燃焼ガス冷却設備は、ごみの燃焼によって生じた高温の燃焼ガスを適正な温度に降下させるための設備であり、冷却方式はごみの焼却熱を有効に回収・利用する「廃熱ボイラー」とする。廃熱ボイラーおよびその周辺設備（脱気器、蒸気だめおよび蒸気復水器）で構成する。

(オ) 排出ガス処理施設

排出ガス処理設備は、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類、水銀、およびその他有害物質を除去するために必要な除去設備、ろ過式集じん器等で構成する。除去設備は、費用対効果を考慮し、反応生成物を乾燥状態で回収する「乾式法」とする。

ア) 減温塔（必要に応じて設置）

燃焼ガスを所定のろ過式集じん器入口温度まで冷却するための設備であり、ダイオキシン類の再合成が生じやすい温度域を急冷により素早く通り過ぎるための冷却設備である。

イ) 塩化水素および硫黄酸化物除去設備

ろ過式集じん器入口ダクトに粉末アルカリ剤（消石灰等）の薬剤を吹き込み、排出ガス中の塩化水素、硫黄酸化物等の酸性物質と反応させ、反応生成物はろ過式集じん器で除去する。

ウ) ダイオキシン類および水銀除去設備

ろ過式集じん器入口ダクトに粉末活性炭を吹き込み、排出ガス中のダイオキシン類および水銀濃度を吸着させ、ろ過式集じん器で除去する。

エ) ろ過式集じん器

ろ過式集じん器本体は、低温腐食等に耐え得る耐食性を有した構造および材質とする。

わ) 窒素酸化物除去設備

窒素酸化物除去設備は、窒素酸化物にかかる公害防止基準を遵守することができるよう、無触媒脱硝装置、排ガス再循環装置および脱硝反応塔の中から、適切な装置を選択する。

か) 白煙防止装置

気温の低い冬季には、排出ガスに含まれる水分が外気に触れて冷えることで凝結し、細かな水滴となることで白煙が出現することがあり、景観上の問題を生じるおそれがある。

本事業においては、白煙による景観上の影響および荒神山の利用者への影響を防止するため、白煙防止装置を設置する計画としている。

(カ) 余熱利用設備

本施設では、廃熱ボイラーから発生した蒸気を利用して、発電のためのタービン設備、燃焼空気加熱用予熱機を作動させる。また、蒸気を媒体として、熱交換器および温水発生器などにより温水を発生させ、その温水を利用して、冷暖房設備、給湯設備などを作動させる。

本施設での余熱利用は発電を基本とし、施設内で電力利用のうえ、余剰電力は売電する。なお、エネルギー回収率 16.5%以上とする。

(キ) 通風設備

通風設備は、ごみを燃焼するために必要な空気を燃焼装置に送入する押込送風機、燃焼用空気を加熱する空気予熱器、燃焼ガスを排出するための誘引通風機、燃焼ガスを大気に放出するための煙突、排出ガスを燃焼設備から煙突まで導くための排ガスダクト（煙道）等で構成する。

(ク) 灰出し設備

灰出設備は、主灰と飛灰を分けて処理・貯留・搬出できる設備とする。灰冷却装置、飛灰処理設備、灰ピット（主灰ピットおよび飛灰処理物ピット）や灰クレーン、各設備間で主灰や飛灰を円滑かつ適正に移送する灰出コンベヤ等で構成する。

(ケ) 排水処理設備

ごみピット汚水はろ過した上で炉内に噴霧する。プラント系排水（有機系、無機系）の排水は、一定の処理を行いプラント内で再利用するとともに、余剰分は下水道排除基準に適合するよう処理した後、下水道に放流する。

(コ) 換気・除じん・脱臭等に必要な設備

ごみピット内の空気は、運転時は燃焼用空気として用いる。全炉停止時には脱臭装置および除じん装置を通し、屋外に排出する。灰ピット内の空気も、可能な限り燃焼用空気として用いることとするが、不可能な場合は環境集じん器により除じん後に屋外に排出することとする。

(サ) 電気・ガス・水道等の設備

電気設備は、受変電設備、電力監視設備、非常用電源設備等で構成する。ガス設備について、管理諸室でガス機器を使用する場合はLPGとする。給水は、上水を使用する。

(シ) その他の設備

焼却施設の運転に必要な自動制御設備、遠方監視、遠隔操作装置等の計装設備、雑用空気圧縮機や清掃用煤吹装置等の雑設備を設ける。

2) リサイクル施設

処理フロー

リサイクル施設の処理フローの概要は、図 2.2-5 に示すとおり想定している。

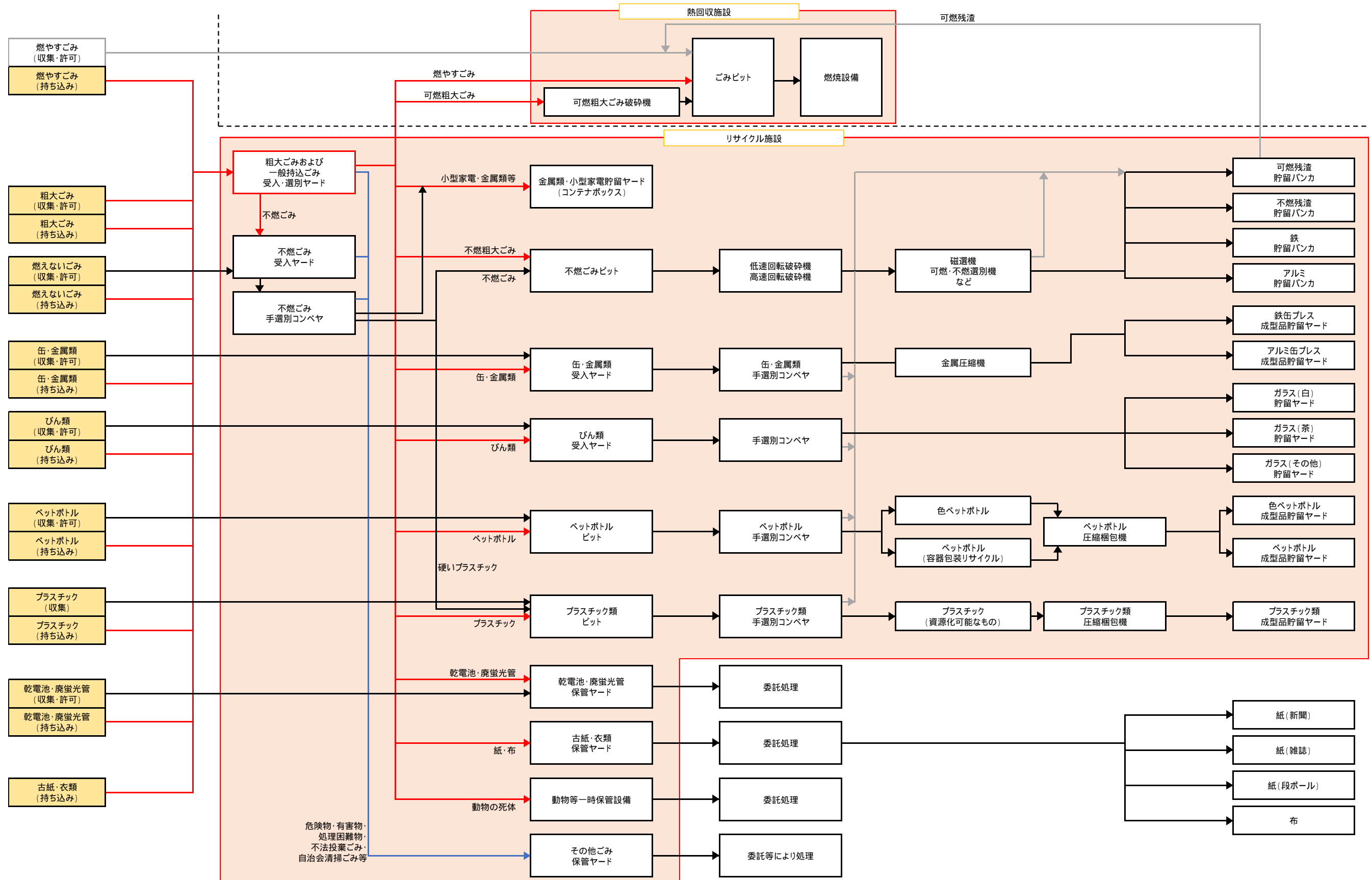


図 2.2-5 リサイクル施設の処理フロー

各処理の概要

(ア) 共有設備

計量器、プラットホーム、ごみピットおよびごみクレーンは、焼却施設と共有する。

(イ) 粗大ごみおよび一般持込ごみ受入・選別ヤード

一般持込ごみ（燃やすごみ、粗大ごみ、燃えないごみ、缶・金属類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック類、廃食用油、乾電池・廃蛍光管、古紙・衣類等）および直営・委託収集や許可業者分（可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ）の受入を行うためのヤードを設ける。

(ウ) 不燃ごみ受入ヤードおよび不燃ごみ手選別コンベヤ

直営・委託収集や許可業者分の不燃ごみの受入、および一般持込ごみ受入・選別ヤードにて選別した不燃ごみの受入ヤードを設ける。

不燃ごみは手選別ラインに供給し選別作業を行った後、不燃ごみピットに投入し、回転式破碎機にて処理する。

金属類・小型家電については、手選別ラインから取り出した有価物（小型家電製品、銅、鉛、真鍮、鉄、アルミ等）を各コンテナボックスに積み込み、本ヤードに貯留する。

(エ) 不燃ごみピットおよび破碎・選別ライン

粗大ごみ受入・選別ヤードからの不燃粗大ごみ、不燃ごみ手選別コンベヤを経た不燃ごみの貯留を行うため、ピットを設け、ごみクレーンにより不燃ごみ破碎設備に供給する。

(オ) 缶・金属類受入ヤードおよび選別・圧縮ライン

缶・金属類の貯留を行うためのヤードを設ける。缶・金属類は手選別ラインに供給し、手作業により不純物の除去とともに均等化を図り、磁選機によりスチール缶を回収し、アルミ選別機または手選別にてアルミ缶の回収を行う。その後、「金属圧縮機」にて圧縮して成型品としヤードに貯留する。

(カ) びん類受入ヤードおよび選別・圧縮ライン

委託収集や許可業者分のびん類の受入、および一般持込ごみ受入・選別ヤードにて受け入れたびん類の貯留を行うためのヤードを設ける。びん類は手作業により不純物の除去とともに、びんの色分け（白・茶・その他）を行う。選別したものは「ペットボトル圧縮梱包機」にて圧縮、および結束バンド等により梱包して成型品とし、ヤードに貯留する。

(キ) 廃食用油、古紙・衣類、乾電池・廃蛍光管保管ヤード

廃食用油、古紙・衣類、乾電池・廃蛍光管、草・剪定枝およびその他ごみ（危険物・有害物や処理困難物、不法投棄ごみ、自治会清掃ごみ）を一時的に保管するヤードを設ける。

(ク) 搬送設備

各処理ラインの受入・供給設備から貯留設備までの間は、搬送コンベヤおよび各処理設備投入ホッパ等で接続する。

(ケ) 換気・除じん・脱臭等に必要な設備

臭気や粉じんを外部に漏洩させないようにするために、各受入ホッパ、各搬送コンベヤ、各コンベヤ乗継部、各選別装置、その他粉じん発生箇所の粉じんに吸引設備を設ける。吸引した粉じんは、サイクロンやバグフィルタにより集じんした後、破碎可燃物の貯留設備に搬送する。また、各受入ホッパ、手選別室、各ヤード、その他必要な箇所の室内空気は吸引し、脱臭装置を通し、屋外に排出する。

(コ) 排水処理設備

リサイクル施設のプラント排水は、焼却施設に送り、処理する。

(サ) 電気・ガス・水道等の設備

電気設備は、焼却施設からの受電設備を含み、リサイクル施設の運転に必要なすべての電気設備とする。ガス設備について、管理諸室でガス機器を使用する場合はLPGとする。給水設備について、本施設では上水を使用する。

(シ) その他の設備

計装設備としてリサイクル施設の運転に必要な自動制御設備、遠方監視、遠隔操作装置およびこれらに係る計器（指示、記録、積算、警報等）、操作機器、ITV、計装盤、データ処理装置、計装用空気圧縮機、配管、配線等を設ける。また雑設備として、雑用空気圧縮機や清掃用装置（可搬式掃除機、床洗浄装置等）等を設ける。

(4) 公害防止基準

1) 排出ガス

新ごみ処理施設が環境保全のために目標とする値（以下「公害防止基準」という。）のうち、大気質に関する公害防止基準については、関係法令等の規制値（以下「法規制基準値」という。）、参考とした既存の彦根市清掃センターの公害防止基準よりも厳しい基準とし、表 2.2-5 に示すとおりとする。

表 2.2-5 大気質に係る規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

項 目	新ごみ処理施設 公害防止基準	法規制基準値	【参考】彦根市清掃センター 公害防止基準
ばいじん	0.01 g/m ³ _N 以下	0.08 g/m ³ _N 以下	0.01 g/m ³ _N 以下
塩化水素	30 ppm 以下	430 ppm 以下 (700mg/m ³ _N)	30 ppm 以下
硫黄酸化物	30 ppm 以下	K 値 14.5 以下 (約 1,500ppm ^{注1})	K 値 14.5 以下 (約 740ppm ^{注2})
窒素酸化物	50 ppm 以下	250 ppm 以下	250 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ _N 以下	1 ng-TEQ/m ³ _N 以下	1 ng-TEQ/m ³ _N 以下
一酸化炭素	20ppm 以下 (4 時間平均値)	30ppm 以下 (4 時間平均値) 100ppm 以下 (1 時間平均値)	20ppm 以下 (4 時間平均値)
水 銀	30 μg/m ³ _N 以下	30 μg/m ³ _N 以下	(平成30年4月1日から) 50 μg/m ³ _N 以下

注1) 新施設の現時点での排出ガス条件から換算した値である。

注2) 彦根市清掃センター実績の排出ガス条件から換算した値である。

2) 悪臭

悪臭に関する公害防止基準については、悪臭防止法の規制値と同等とし、表 2.2-6 に示すとおりとする。

対象事業実施区域は、悪臭防止法に基づく「第2種地域」に該当することから、公害防止基準は第2種地域の規制基準とする。

表 2.2-6 悪臭に係る規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

項目	新ごみ処理施設公害防止基準 (法規制値 (第2種地域))
臭気指数	12 以下

出典：「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定および規制基準の設定について」
(平成 19 年彦根市告示第 64 号)

3) 騒音

騒音に関する公害防止基準については、騒音規制法の規制値と同等とし、表 2.2-7 に示すとおりとする。

対象事業実施区域は、騒音規制法に基づく「第2種区域」に該当することから、公害防止基準は第2種区域の規制基準とする。

表 2.2-7 騒音に係る規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

単位：dB

区域	時間帯	朝	昼	夕	夜間
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
新ごみ処理施設 公害防止基準 (法規制値 (第2種区域))		50	55	50	45

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制基準について」 (平成 19 年彦根市告示第 57 号)

4) 振動

振動に関する公害防止基準については、振動規制法の規制値と同等とし、表 2.2-8 に示すとおりとする。

対象事業実施区域は、振動規制法に基づく「第1種区域」に該当することから、公害防止基準は第1種区域の規制基準とする。

表 2.2-8 振動に係る規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

単位：dB

区域	時間帯	昼	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
新ごみ処理施設公害防止基準 (法規制値 (第1種区域))		60	55

出典：「特定工場等において発生する振動の規制基準について」 (平成 19 年彦根市告示第 61 号)

5) 主灰・飛灰処理物

主灰は大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬出を予定しており、同センターの受入基準に従う必要があることから、同センターの受入基準と同等の公害防止基準を定める。ただし、熱しゃく減量については、主灰量削減および灰ピットにおける臭気軽減のため、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017 改訂版）」に環境保全上達成すべき基準として示されている 5%以下を自主基準値として定める。

飛灰処理物についても大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬出を予定しており、ダイオキシン類対策特別措置法および金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の規制値と同等の公害防止基準を定める。

6) 排水

本施設は、公共用水域への排水は想定しておらず、下水道への排水を計画している。

このため、排水に関する公害防止基準については、下水道法及び彦根市下水道条例の下水道排除基準と同等とし、表 2.2-9 に示すとおりとする。

表 2.2-9 水質に係る法規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

項目	新ごみ処理施設 公害防止基準 (法・条例規制値)	根拠法令等
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03	下水道法施行令
シアン化合物 (mg/L)	1	
有機燐化合物 (mg/L)	1	
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1	
六価クロム化合物 (mg/L)	0.5	
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005	
アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003	
トリクロロエチレン (mg/L)	0.1	
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1	
ジクロロメタン (mg/L)	0.2	
四塩化炭素 (mg/L)	0.02	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02	
チウラム (mg/L)	0.06	
シマジン (mg/L)	0.03	
チオベンカルブ (mg/L)	0.2	
ベンゼン (mg/L)	0.1	
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1	
ほう素及びその化合物 (mg/L)	10	
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	8	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.5	
フェノール類 (mg/L)	5	
銅及びその化合物 (mg/L)	3	
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2	
鉄及びその化合物 (溶解性) (mg/L)	10	
マンガン及びその化合物 (溶解性) (mg/L)	10	
クロム及びその化合物 (mg/L)	2	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10	
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満	彦根市下水道条例
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	600 未満 (5 日間)	
浮遊物質 (mg/L)	600 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 30 (日間平均 20)	
鉱油類含有量 (mg/L)		
動植物油脂類含有量 (mg/L)		
窒素含有量 (mg/L)	60 未満 (日間平均値)	
燐含有量 (mg/L)	10 未満 (日間平均値)	

備考 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水または当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域または海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法もしくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、または水質汚濁防止法第 3 条第 3 項もしくはダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 3 項の規定による条例により、当該下水について本表の基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、本表の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

出典：「下水道法施行令」(昭和 34 年政令第 147 号)
「彦根市下水道条例」(平成 2 年彦根市条例第 31 号)

(5) 施設配置計画

施設配置等の詳細は今後の設計において決定するが、計画段階配慮事項の検討を踏まえて、プラントメーカーへのヒアリングから想定した現時点で想定している施設配置は図 2.2-6 に示すとおりである。

ごみ処理施設整備区域北側集落への騒音、振動、悪臭、景観の影響、ならびに土砂災害の影響に配慮して、主要施設はごみ処理施設整備区域の南側に配置する計画である。

焼却施設の煙突高さについては、計画段階における大気質および景観への影響検討の結果、80m より 59m の方が環境的に優位となったことから、59m とする計画である。

なお、ごみ処理施設整備区域は「彦根市景観計画」における景観形成地域・地区には指定されていないが、伝統的集落の家並みや周辺山々の自然緑地と調和して、落ち着いたのどかな田園風景を醸し出している「田園集落景観ゾーン」に区分されている。このため、建築物の色彩や、敷地境界周辺および盛土法面を中心に実施する緑化等にあたっては、「田園集落景観ゾーン」における色彩および緑化措置に係る景観形成基準を遵守する。

<建築物の新築等（彦根市景観計画：田園集落景観ゾーン（色彩に係る項目の抜粋））>

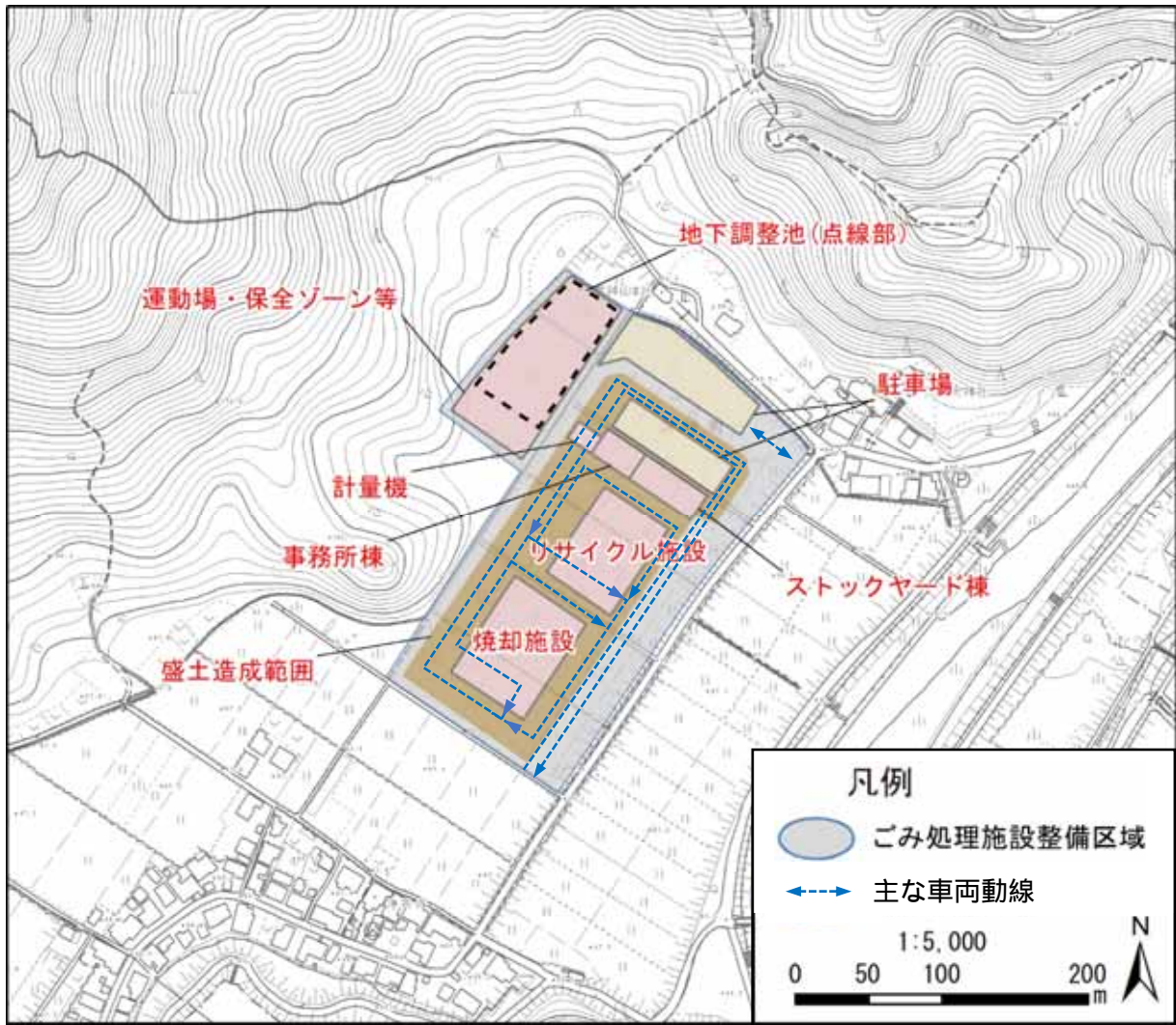
- ・基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において次のとおりとする。

屋根の色彩 色相： — 明度：0~3 彩度：0~2 または N0~N6

壁面の色彩 色相： — 明度：0~6 彩度：0~6

<敷地の緑化措置（彦根市景観計画：田園集落景観ゾーン）>

- ・緑化率は、建築面積を除く敷地面積（150m²未満は除く）の40%以上を原則とする。
- ・敷地内の前庭には、特に中高木や生垣による緑化を図ること。
- ・植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。



※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。

図 2.2-6 施設配置計画

(6) 施設供用計画

1) 給水計画

当該給水には、建設候補地に隣接する公道上の水道管から引き込む計画であり、プラント用水および生活用水ともに上水利用を基本とするが、プラント用水については、再利用水の利用も検討する。

2) 排水計画

新ごみ処理施設から発生する施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。また、雨水については、ごみ処理施設整備区域内の調整池により流量等を調整した後、宇曾川に放流する計画としている。

3) 発電計画

焼却施設では、前掲図 2.2-4 に示すとおり、ごみ焼却による廃熱を利用し、発電を行う。発電した電力は、施設に供給を行うほか、余剰電力は売電する。

(7) 施設関連車両の走行計画

1) 施設関連車両の計画台数

本事業に係る施設関連車両（ごみ収集車両および一般持込車両）は、通常 370 台/日を計画している。うち、直営・委託業者による収集車両は約 120 台/日、一般持込車両は約 250 台/日を計画している。

なお、土曜日及び日曜日の搬入の有無については、今後検討を行う。

2) 施設関連車両の主要走行ルート

彦根市による市道整備計画

本組合では、施設関連車両の走行にあたっては、彦根市が整備する市道の活用を想定している。整備される市道は、北側は大藪金田線、南側は稲村山農道と接続し、途中でごみ処理施設整備区域と接続する計画である。

市道の整備については、従来の市道整備計画ではごみ処理施設整備区域北側の大藪金田線および南側の稲村山農道を直線的につなぎ、建設候補地西側で荒神山を縦断する計画がされており、令和 2 年 12 月に公告・縦覧を行った環境影響評価方法書においても、当該整備計画の内容を示していた。

しかし、令和 3 年 5 月の彦根市長の交代を機に、環境保全等の観点から荒神山を縦断する整備計画が見直されることとなり、彦根市および本組合の検討・協議の結果、彦根市が事業者となり、荒神山を迂回する市道を設ける方針となった。見直し後の市道整備計画は図 2.2-7 に示すとおりであり、荒神山を迂回する形で市道大藪金田線と稲村山農道を結び、途中ごみ処理施設整備区域の南側を通過する予定である。

なお、従来の市道整備計画からの変更の詳細は、資料編（第 1 章 事業計画に関する事項 1.2 市道整備ルート計画の変更）に示すとおりである。また、図 2.2-7 では幅を持ったルート帯を示しているが、詳細な線形はルート帯内で今後彦根市による検討が行われる。

施設関連車両の主要走行ルートの設定







本事業に係る供用後における施設関連車両の主な走行ルートは、図 2.2-7 に示すとおりである。

ごみ収集車両の走行においては、一般国道 8 号や県道大津能登川長浜線（県道 2 号）から、既存の一般県道・市道および彦根市が新たに整備する市道を経由してごみ処理施設整備区域に至る計画としている。一般持込車両についても、県道大津能登川長浜線の混雑を避けるため、極力ごみ収集車両と同様のルートを走行するよう求めていく。

ただし、彦根市が新たに整備する市道は本施設の工事と同時期に進められる予定であるが、本施設の供用開始時点では北側工区区間の整備が完了する見通しとなっている。このため、本施設の供用開始時点では、すべての施設関連車両が北側工区区間を経由して廃棄物等の運搬を行う計画とする。その後、南側工区区間の開通に合わせて、北側工区区間に加え、南側工区区間を経由した廃棄物等の運搬を行う計画とする。



凡例

-  ごみ処理施設整備区域
-  施設関連車両の主な走行ルート
-  市道整備ルート（彦根市）
-  主要地方道（県道）
-  一般県道
-  一般市道

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

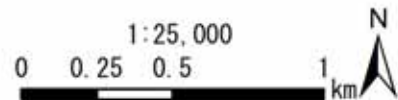


図 2.2-7 施設関連車両の主要走行ルート計画

2.2.6 工事計画の概要

(1) 事業スケジュール

想定する事業スケジュール（全体）は表 2.2-10 に示すとおりである。また、敷地造成工事および施設建設工事において想定する事業スケジュール（工事）は、表 2.2-11 に示すとおりである。

環境影響評価は令和 5 年度までの実施を予定しており、あわせて都市計画決定手続きを行う。

敷地造成工事および施設建設工事は土木工事、建築工事およびプラント工事に大別される。このうち、土木工事では工事用道路整備工事、雨水排水設備設置工事、軟弱地盤対策工事、敷地造成工事および外構工事を予定している。なお、敷地造成後に造成地盤の沈下が生じることが想定されることから、余盛（盛土材の追加）を行う計画である。また、建築工事では山留工事、杭工事、掘削工事、地下躯体・基礎工事および地上躯体・外装・内装工事、プラント工事では機器据付工事を予定している。

表 2.2-10 想定する事業スケジュール（全体）

項目/年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設整備・敷地造成基本設計	■	■								
敷地造成実施設計			■	■						
施設整備事業者選定				■	■					
環境影響評価	■	■	■	■						
都市計画決定手続	■	■	■	■						
敷地造成工事および施設建設工事					■	■	■	■	■	■

注) 現時点の計画であり、変更になる場合がある。

表 2.2-11 想定する事業スケジュール（工事）

工種		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
土木工事	準備工事	■					
	工事用道路整備工事	■					
	雨水排水設備設置工事	■					
	軟弱地盤対策工事		■	■			
	敷地造成工事		■	■			
	余盛工事			■	■	■	
	外構工事			■	■	■	
建築工事	山留工事	焼却施設		■			
		リサイクル施設		■			
	杭工事	焼却施設			■		
		リサイクル施設			■		
		その他施設			■		
	掘削工事	焼却施設			■		
		リサイクル施設			■		
	地下躯体・基礎工事	焼却施設			■	■	
		リサイクル施設			■	■	
		その他施設			■	■	
	地上躯体・外装・内装工事	焼却施設				■	■
		リサイクル施設				■	■
その他施設					■	■	
プラント工事	機器据付工事				■	■	
	焼却施設				■	■	
	リサイクル施設				■	■	
試運転						■	
供用						■	

(2) 各工種の概要及び使用重機（建設機械）

土木工事、建築工事およびプラント工事における主な工種、工事概要および使用する主な重機（建設機械）は、表 2.2-12(1)～(2)に示すとおりである。

表 2.2-12(1) 主な工種、工事概要および使用する主な重機（建設機械）(土木工事)

工区	工種	工事概要	重機（建設機械）	
土木工事	準備工事	仮設設備設置	バックホウ	1m ³ 未満
			ラフタークレーン	50t吊
	工事用道路整備工事	盛土・仮締め 仮設舗装敷設	ブルドーザ	10t
			バックホウ	1m ³ 未満
			ロードローラ	12t未満
			タイヤローラ	8t
			アスファルトフィニッシャ	クローラ型
			クレーン装置付トラック	4t積 2.9t吊
	雨水排水設備設置工事	排水管設置 法流部改修 調整池・ポンプ設置	バックホウ	1m ³ 未満
			ラフタークレーン	50t吊
			クレーン装置付トラック	4t積 2.9t吊
	軟弱地盤対策工事	浅層混合処理 サンドマット敷設等	ブルドーザ	10t
			バックホウ	1m ³ 未満
			タイヤローラ	8t
			ショベルドーザ	—
			ドレーン打設機	—
	敷地造成工事	盛土実施	ブルドーザ	10t
			バックホウ	1m ³ 未満
			タイヤローラ	8t
	余盛工事	盛土沈下後の継ぎ足し	ブルドーザ	10t
			バックホウ	1m ³ 未満
			タイヤローラ	8t
	外構工事	門扉・囲障・植栽等工事	ブルドーザ	10t
			バックホウ	1m ³ 未満
			ロードローラ	12t未満
			タイヤローラ	8t未満
			アスファルトフィニッシャ	クローラ型
			クレーン装置付トラック	4t積 2.9t吊

注) 重機の諸元は、環境影響の予測・評価（準備書本編第8章「環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」参照）において考慮した諸元を示す。なお、「—」は予測・評価において諸元の設定を行っていないことを示す。

表 2.2-12(2) 主な工種、工事概要および使用する主な重機（建設機械）（建築工事）

工区	工種	工事概要	重機（建設機械）	
建築工事	山留工事	山留壁の設置	山留用重機	—
			バックホウ	1m ³ 未満
	杭工事	基礎杭打設	杭打ち機	アースドリル
			バックホウ	1m ³ 未満
			クローラクレーン	80t吊
	掘削工事	地下躯体・基礎設置 箇所の掘削	バックホウ	1m ³ 未満
			クラムシエル	1m ³ 未満
			クローラクレーン	50t吊
	地下躯体・基礎工事	地下構造物・基礎躯体構築	クローラクレーン	120t吊
			コンクリートポンプ車	50m ³ 未満
				50m ³ 以上
			クレーン装置付トラック	4t積 2.9t吊
	地上躯体・外装・ 内装工事	地上構造物構築 内装工事	ラフタークレーン	25t吊
				50t吊
			クローラクレーン	120t吊
コンクリートポンプ車			ブーム式・50m ³ 未満	
高所作業車			揚程 20m未満	
クレーン装置付トラック			4t積 2.9t吊	

注) 重機の諸元は、環境影響の予測・評価（準備書本編第8章「環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」参照）において考慮した諸元を示す。なお、「—」は予測・評価において諸元の設定を行っていないことを示す。

表 2.2-12(3) 主な工種、工事概要および使用する主な重機（建設機械）（プラント工事）

工区	工種	工事概要	重機（建設機械）	
プラント工事	機器据付工事	設備機器の取り付け	ラフタークレーン	25t吊
				50t吊
			オールテレーンクレーン	120t吊
			クローラクレーン	350t吊
			フォークリフト	3t未満
			高所作業車	揚程 10m未満

注) 重機の諸元は、環境影響の予測・評価（準備書本編第8章「環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」参照）において考慮した諸元を示す。

(3) 工事概要

ごみ処理施設整備区域内において想定する工事概要は、図 2.2-8 に示すとおりである。

土木工事については、令和 6～7 年度にかけて、準備工事、工事中道路整備工事、雨水排水設備設置工事、軟弱地盤対策工事、敷地造成工事を行う。また、令和 8～10 年度にかけて、余盛工事および外構工事を行う。

施設の建築工事は焼却施設およびリサイクル施設（令和 7～10 年度）、その他の施設（令和 8～10 年度）の順に行い、地上躯体・外装・内装工事と合わせて機器据付工事を行う。

施設の供用開始は、令和 11 年度を予定している。



※この地図は、彦根市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。

図 2.2-8 工事概要（ごみ処理施設整備区域）

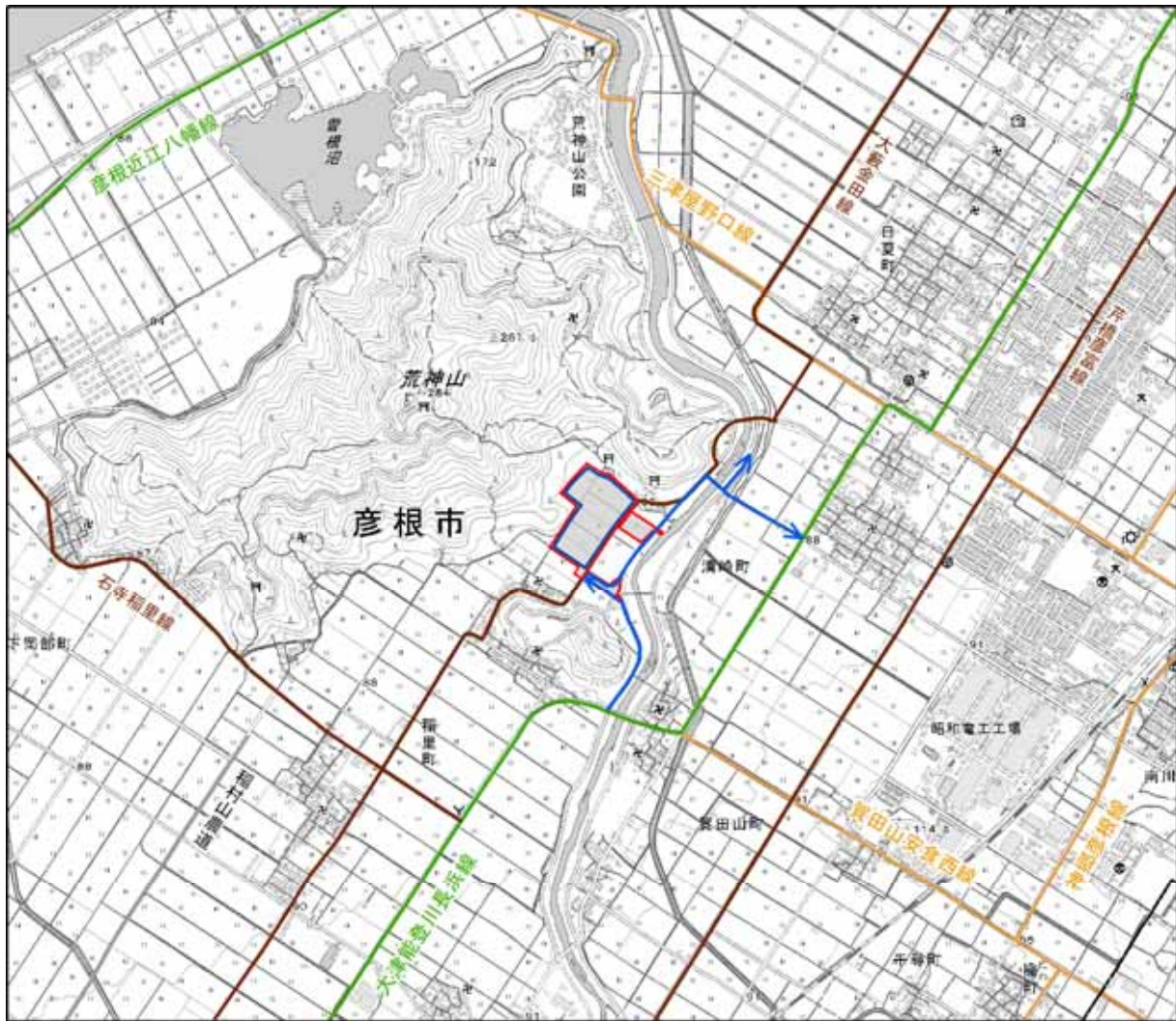
(4) 工事用車両の走行計画

工事用車両の主要な走行ルートは、図 2.2-9 に示すとおりである。

工事用車両の走行ルートについて、環境影響評価方法書では対象事業実施区域南側の県道 2 号大津能登川長浜線から既存道路を活用して往復する計画を示していたが、車両台数の集中を懸念する住民意見を踏まえ、当初の車両走行区間における車両台数の減を図るため、工事用車両の経路を変更することとした。

見直し後の工事用車両の走行ルートは、進入車両は県道大津能登川長浜線から宇曾川左岸堤防道路に進入・北上し、堤防道路より敷地南東側角に工事用道路を用いて敷地南東側に至る経路、退出車両は工事用道路を用いて宇曾川左岸堤防道路に接続し、堤防道路を北上して宇曾川を渡河した後、県道大津能登川長浜線に出る経路および宇曾川右岸側堤防道路を北上する経路を走行する計画とした。退出後の県道大津能登川長浜線に出る経路および宇曾川右岸側堤防道路を北上する経路のそれぞれの車両台数については、今後の工事計画立案の段階で、交通量の状況を踏まえて検討を行う。また、一部の退出車両は、宇曾川左岸堤防道路を南下し、県道大津能登川長浜線に至る場合がある。

なお、従来の工事用車両の走行ルートからの変更の詳細は、資料編（第 1 章 事業計画に関する事項 1.3 工事用車両走行ルートの変更）に示すとおりである。



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 工事用車両走行ルート
- 主要地方道（県道）
- 一般県道
- 一般市道

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

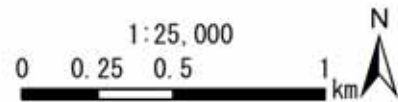


図 2.2-9 工事用車両の主要走行ルート計画

2.2.7 その他対象事業に関する事項

(1) 環境配慮の方針

本事業の実施にあたっては、計画段階環境配慮事項も踏まえて、周辺住居地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減するために、以下に示す環境配慮を検討する。

< 工事の実施 >

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、極力、対象事業実施区域内で再利用することを検討し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数を減らすことにより、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事車両の走行にあたっては、安全運転の励行および車両管理を徹底する。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工所用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や砂じんの発生しやすい気象条件の場合には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 建設工事に使用する重機（建設機械）は、周囲への騒音・振動・大気質の影響を極力低減するよう配慮する。
- ・ 工所用車両の運行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。

< 施設の存在・供用 >

- ・ 施設の供用に伴うごみ処理施設整備区域北側集落への騒音、振動、悪臭、景観の影響、ならびに土砂災害の影響に配慮して、特に施設の存在・供用時の環境影響が想定される焼却施設はごみ処理施設整備区域の南側に配置する。
- ・ 最新の排出ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- ・ 施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、低騒音型の機器の採用や、必要に応じて吸音対策を施した室内への機器の設置等の対策を行う。
- ・ 施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、低振動型の機器を採用するとともに、特に振動を発生する機器については、必要に応じて防振ゴムの設置や独立基礎とする等の対策を行う。
- ・ ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止すると共に、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解する。また、プラットフォーム出入口には必要に応じてエアカーテンを設置するなどの臭気の漏洩対策を行う。
- ・ ごみ処理の過程で発生するプラント排水および従業員の活動に伴う生活排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する。
- ・ 建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。特に、北側参道・家屋に対する擁壁・施設による圧迫感の影響については、造成区域周囲の構造・形状の工夫により低減する。
- ・ ごみ収集車両の運行にあたっては、決められたルートを走行するほか、規制速度の遵守を行うよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。
- ・ 土砂災害時の対応に配慮して、施設は土砂災害警戒区域から可能な限り離隔を確保して配置する。

第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況

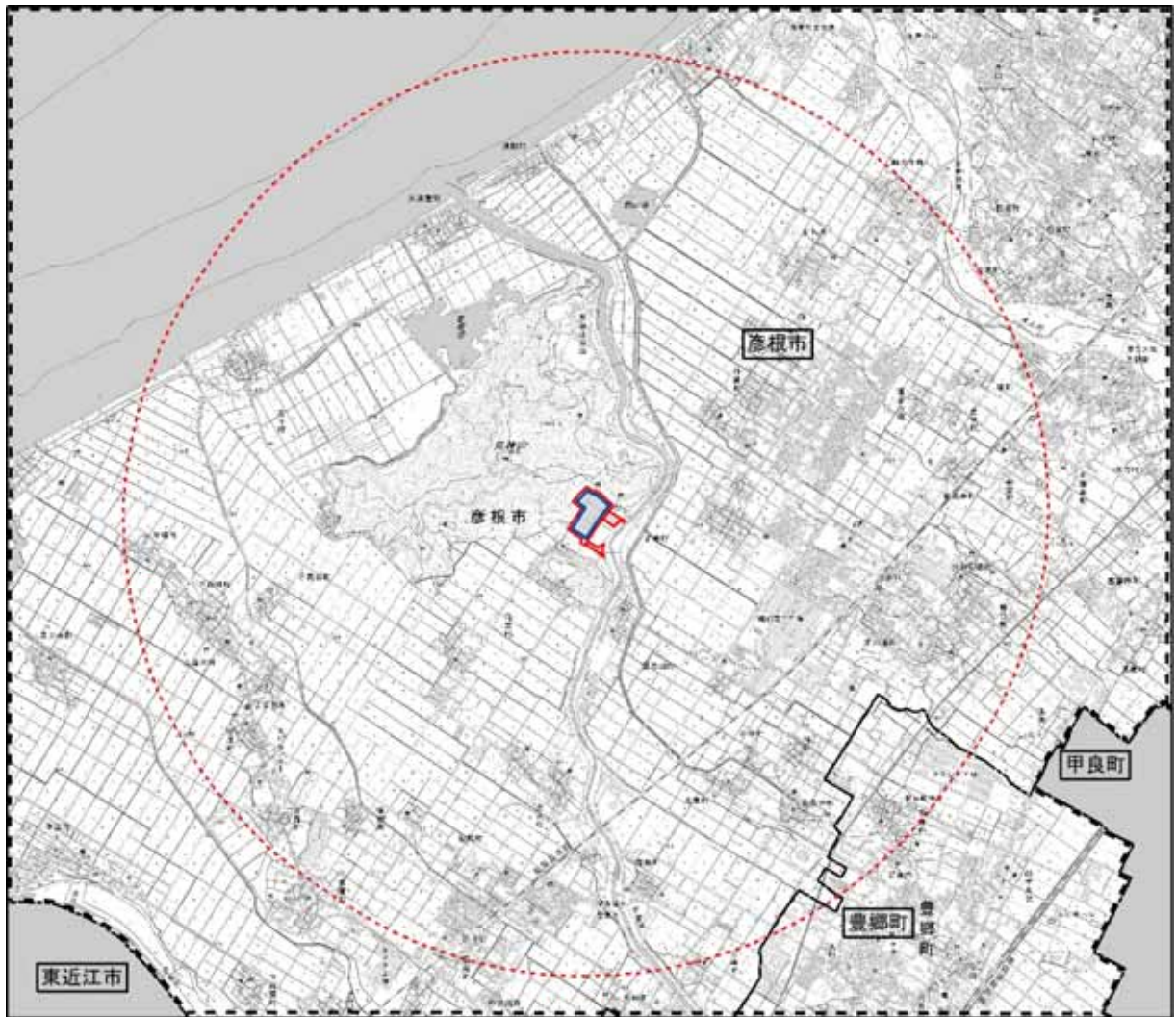
対象事業実施区域は彦根市の南部に位置し、彦根市は、北は米原市、東は多賀町、南東は甲良町および豊郷町、南は愛荘町、南西は東近江市に接し、北西は琵琶湖に接している。

対象事業実施区域周辺における自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）について、既存資料により把握した。図 3-1に本事業の地域特性を把握する範囲を示した。






地域特性を把握する範囲は、対象事業実施区域およびその周囲とし、対象事業により特に広域的に影響が生じる可能性のある景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる対象事業実施区域から半径3km^{注)}の範囲を含む彦根市と豊郷町を対象とし、東近江市、甲良町、愛荘町を除く区域とした（以下「調査区域」という）。ただし、統計資料等により市町単位で地域特性の状況を述べる事項については、対象事業実施区域が位置する彦根市全域および豊郷町の全域（以下「調査対象地域」という。）を対象とした。

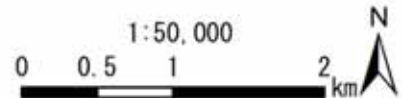
対象事業実施区域およびその周囲の概況を表 3-1(1)～(10)に示す。

注)「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月、建設省監修)を参考に、施設の形態が捉えやすい範囲等を考慮して設定した。



凡例

-  対象事業実施区域
-  ごみ処理施設整備区域
-  対象事業実施区域から半径 3km
-  調査区域
-  調査対象地域（彦根市、豊郷町）



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

図 3-1 地域特性を把握する範囲（調査区域・調査対象地域）

表 3-1(1) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
気象	彦根地方気象台における年平均値は、年平均気温が15.0℃、年間降水量が1610.0mm、年平均風速は3.0m/s、年最多風向は北西である。令和3年の年平均気温は15.7℃、年間降水量は1,803.5mm、年平均風速は2.9m/s、最多風向は北西である。
大気質	調査区域では、一般環境大気測定局として彦根局（県立盲学校）、地域特設監視地点として彦根（県立彦根工業高校）が設置されている。平成28年度～令和2年度において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は環境基準を満足しているが、光化学オキシダントは平成28年度～令和2年度において環境基準を満足していない。また、有害大気汚染物質は、いずれの項目も平成28年度～令和2年度において環境基準および指針値を満足している。なお、ダイオキシン類の測定は実施されていない。
騒音	調査区域では、令和2年度に主要地方道（県道）神郷彦根線に位置する2区間内の各1地点、計2地点において実施している。いずれの調査地点においても、環境基準および要請限度を満足している。 調査区域では、令和2年度に5地点において環境騒音調査が実施されている。全ての調査地点で昼間、夜間ともに環境基準を満足している。
振動	調査区域では、道路交通振動の調査および環境振動の調査は実施されていない。
悪臭	調査区域では、悪臭に係る測定は実施されていない。
一般的な水象の状況	調査区域を流れる主な河川は、淀川水系の犬上川、宇曾川および愛知川であり、いずれも琵琶湖の集水域に該当する。湖沼の代表的なものは、対象事業実施区域の北側に位置する琵琶湖、その内湖である曾根沼や野田沼、神上沼がある。
水質	調査区域では、琵琶湖や宇曾川などに位置する10地点において水質調査が実施されている。環境基準点である宇曾川の唐崎橋において、健康項目およびダイオキシン類調査の測定結果は、環境基準を満足している。一方、生活環境項目については、大腸菌群数が環境基準を満足しなかった。
水底の底質	調査区域では、令和元年度に宇曾川の唐崎橋において水底のダイオキシン類調査が実施されており、環境基準を満足している。
地下水	調査区域では、継続監視調査が2調査地域（日夏・清崎・南川瀬地域および彦根市湖岸地域）、概況調査が2調査地域（彦根市湖岸地域2箇所）で実施されている。継続監視調査の結果、日夏・清崎・南川瀬地域ではテトラクロロエチレンが環境基準を満足していないが、その他の項目は環境基準を満足している。また、彦根市湖岸地域ではひ素が環境基準を満足していない。概況調査の結果、彦根市湖岸地域の2調査地域ではいずれもひ素が環境基準を満足していない。 調査区域では、平成25、28年度および令和2年度に計3地点（豊郷町石畑および豊郷町豊郷、彦根市南川瀬町）において地下水のダイオキシン類調査が実施され、環境基準を満足している。
土壌および地盤の状況	調査区域の土壌は、北西に位置する琵琶湖沿岸部には主に砂丘未熟土壌が、その内陸部に中粗粒褐色低地土壌（斑紋なし）が分布し、さらに内陸部には細粒灰色低地土壌（灰色系）、細粒グライ土壌、細粒強グライ土壌などが分布する。また、荒神山および山崎山には主に乾性褐色森林土壌（赤褐色系）および乾性褐色森林土壌（黄褐色系）が分布する。対象事業実施区域の土壌は細粒強グライ土壌により構成されている。 調査区域では、彦根市日夏町、三津屋町および下稲葉町の3地点において、彦根市による土壌調査が実施され、全ての調査地点において、測定された全項目で環境基準を満足している。また、平成25、27年度および令和2年度にダイオキシン類調査地点が計5地点（豊郷町石畑、彦根市西葛籠町、彦根市西今町、彦根市甘呂町、彦根市川瀬馬場町）で実施され、いずれの地点でも環境基準を満足している。 調査区域では地盤沈下は認められていない。
地形および地質の状況	調査区域の地形は、北西部に琵琶湖が分布し、琵琶湖沿岸部には浜堤が、内陸部には主に愛知川、宇曾川、犬上川等の堆積作用に由来する緩傾斜扇状地や三角州が分布している。また、愛知川、宇曾川、犬上川等の両岸に自然堤防や河原が分布している。対象事業実施区域は三角州に位置しており、隣接する北側および南側に一般山地（荒神山および山崎山）が分布している。また、調査区域には活断層は分布していない。

表 3-1(2) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
自然状況	<p>地形および地質の状況</p> <p>調査区域の地質は、主に泥がち堆積物が分布し、琵琶湖沿岸部および愛知川、宇曾川、犬上川等の両岸に砂がち堆積物が分布している。調査区域の南側を流れる姉川周辺の低地には砂や礫、泥の堆積物が分布している。対象事業実施区域の地質は、泥がち堆積物が分布し、隣接する北側および南側に溶結凝灰岩が分布している。</p> <p>調査区域に位置する重要な地形としては、非火山性孤立峰の荒神山および湖沼の曾根沼がある。</p>
	<p>動物</p> <p>調査区域に生息する可能性のある重要な動物の生息状況は以下のとおりである。</p> <p>哺乳類は20種の重要な種を確認した。樹林を主な生息環境とするムササビ、ツキノワグマ、ニホンリス等の種や、草地や農耕地を主な生息環境とするノウサギ、アズマモグラ、ホンDOIタチ等の種の生息可能性がある。</p> <p>鳥類は、140種の重要な種が確認された。サシバ、オオタカ、チョウゲンボウ等の里山の猛禽類のほか、チュウサギ、ヒクイナ、イカルチドリ等の水辺を利用する種の生息可能性がある。また、ヒシクイ、マガン、コハクチョウ等の冬季に湖岸や水田に飛来する冬鳥の生息可能性がある。</p> <p>爬虫類は、9種の重要な種を確認した。水辺でみられるニホンイシガメ、ニホンスッポンや、草地から樹林に生息するヤマカガシ、ニホンマムシ等の生息可能性がある。また、樹林に生息するシロマダラ、タカチホヘビの生息可能性がある。</p> <p>両生類は、13種の重要な種を確認した。水田等の水辺に生息するトノサマガエル、ナゴヤダルマガエルや、樹林に生息するタゴガエル、ニホンアカガエル、モリアオガエル等のカエル類の生息可能性がある。</p> <p>昆虫類は、94種の重要な種を確認した。キイロサナエやハッチョウトンボ、カトリヤンマ等のトンボ類や、オオムラサキ、ギフチョウ、ツマグロキチョウ等のチョウ類の生息可能性がある。また、ミズカマキリ、クロゲンゴロウ、ガムシ等の水生昆虫の生息可能性がある。</p> <p>魚類は、51種の重要な種を確認した。ヤリタナゴ、ドジョウ、ミナミメダカ等、水田や流れの緩やかな小河川に生息する種の生息可能性がある。また、琵琶湖水系の固有種であるビワコガタスジシマドジョウ、ビワコオオナマズ、ビワヨシノボリ等の生息可能性がある。</p> <p>底生動物は、48種の重要な種を確認した。マツカサガイ広域分布種、セタシジミ等の琵琶湖沿岸に生息する貝類や、マルタニシ、オオタニシなどの水田や水路に生息する貝類、ヌマエビ、モクスガニなどの琵琶湖沿岸に生息する甲殻類の生息可能性がある。</p> <p>陸産貝類は、22種の重要な種を確認した。樹林に生息するチャイロオトメマイマイ類、ビロウドマイマイ類、ニッポンマイマイ類や、水辺に生息するナガオカモノアラガイ等の生息可能性がある。</p>
植物	<p>調査区域に生育する可能性のある重要な植物は149種確認した。山地等に生育するウラボシノコギリシダ、トウゴクサバノオ、アカモノや、水田等に生育するデンジソウ、ホシクサ、シソクサ等の水田雑草類、琵琶湖や河川、水路に生育するネジレモ、イバラモ、ヒロハノエビモ等の水草類、湿地に生育するヒメザゼンソウ、ヤナギスズタ、マツカサススキ等が生育する可能性がある。</p> <p>調査区域の植生は、水田雑草群落が主な植生で、荒神山の周辺にアベマキーコナラ群集やモチツツジーアカマツ群集等の森林植生がみられる。犬上川と愛知川の河畔には、ケヤキームクノキ群集や竹林等の河辺林や、ツルヨシ群集、河辺一年生草本群落（タウコギクラス）等の河川植生がみられる。荒神山の北側にある曾根沼や野田沼にはヨシクラスが分布している。そのほか、琵琶湖の湖岸には砂丘植生やヤナギ高木群落、クロマツ植林等がみられる。</p> <p>調査区域の重要な植物群落は、特定植物群落として、「三津屋のハマヒルガオ群落」「荒神山のタブ林」が挙げられる。そのほか、調査区域には、ケヤキやスギ、イチョウ等の巨樹が17箇所分布している。</p>

表 3-1(3) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
<p>生態系</p> <p>自然 的 状 況</p>	<p>調査区域は、水田地帯が主要な環境となっている。対象事業実施区域の北側には荒神山があり、森林植生が分布している。また、調査区域の北西側には琵琶湖があり、曾根沼や野田沼などの湖沼や、犬上川とその支川等の水域も広くみられることから、里地・里山の生態系と、琵琶湖を中心とする水辺の生態系が分布していると考えられる。</p> <p>水田では、ヤナギタデ、イヌビエ、テンツキといった水田雑草類が生育していると考えられる。これらの植生を基盤として、鳥類のヒバリ、ツバメ、ホオジロ、両生類のトノサマガエル、アカハライモリ、爬虫類のニホンマムシやアオダイショウ、昆虫類のアジアイトトンボ、チャバネセセリ、魚類のドジョウ、ミナミメダカといった小動物が生息すると考えられる。また、それらの動物を捕食する中型哺乳類のホンDOIタチ、ホンドキツネや、鳥類のアオサギ、ダイサギが生息し、さらにノスリ、チョウゲンボウ等の生態系上位種が生息していると考えられる。</p> <p>山地では、アベマキーコナラ群集やモチツツジーアカマツ群集、植林地であるスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布しており、これらの樹林内にニホンイノシシ、ニホンジカといった哺乳類、タゴガエルやニホンアカガエル等の両生類、ヤマカガシなどの爬虫類、オオムラサキ、アカシジミ、タマムシといった昆虫類が生息していると考えられる。また、昆虫類を捕食するヤマガラやキビタキ等の鳥類や、生態系上位種であるサシバやオオタカも生息していると考えられる。</p> <p>琵琶湖の沿岸では、ヨシ等の抽水植物群落やエビモやネジレモ等の水草群落が生育していると考えられる。沿岸部では、ギンブナ、ヤリタナゴ等の魚類やヌマエビなどの甲殻類、魚食性の上位種であるミサゴも生息していると考えられる。</p> <p>調査区域の重要な生態系は、自然公園法により指定された琵琶湖国定公園の「特別地域」等、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で定められた「鳥獣特別保護地区」、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例による「ヨシ群落保全区域」、豊郷町文化財保護条例による「天然記念物」のスズムシバナ、「ラムサール条約登録湿地」と「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定された琵琶湖、「守りたい育てたい湖国の自然 100 選」に選考された新海浜・石寺町地域の湖岸、荒神山・曾根沼地域、犬上川下流域および愛知川下流域がある。</p>
<p>景観の 状況</p>	<p>調査区域の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北西側に位置する荒神山に設定されたウォーキングコース上の複数地点、対象事業実施区域の南側に位置する山崎山城跡があげられる。</p> <p>調査区域の景観資源としては、「第 3 回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）において自然景観資源として選定されている荒神山や、滋賀県指定名勝に指定されている阿自岐神社庭園、彦根市の「彦根八景」に選考されている石寺浜並木等があげられる。</p>
<p>人と自然 との触れ 合いの活 動の場 の状況</p>	<p>対象事業実施区域の北側に位置する荒神山は、琵琶湖を一望できる眺望が彦根八景に選定されており、荒神山古墳や複数の神社も存在することから、ハイキングコースとして利用されている。また、調査区域には琵琶湖畔に位置するびわ湖一周コース、宇曾川沿いに位置するホントの宇曾川ルート等、複数のサイクリングコースが設定されている。</p>
<p>一般環 境中 の放 射性 物質 の状 況</p>	<p>調査区域に最も近い原子力規制委員会が設置するモニタリングポストとしては、対象事業実施区域の北東約 5km に位置する彦根保健所（彦根市和田町）があり、空間線量率の連続的な監視が行われている。彦根保健所では、平成 28 年度～令和 2 年度において、環境省が示す「追加被ばく線量 1mSv/年」に相当する空間線量率 0.23 μ Sv/h を下回っている。</p>
<p>文化財 および 伝承文 化の状 況</p>	<p>調査区域には彫刻や建造物等の指定文化財等が 31 件、遺跡や古墳等の埋蔵文化財包蔵地が 113 箇所分布している。なお、調査区域には伝統的建造物群保全地区はない。</p> <p>調査区域には、小泉町幌踊りや小泉町太鼓踊り、江洲音頭、扇おどり、絵日傘おどり、観音盆などの伝承文化がある。</p>

表 3-1(4) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
人口の状況	<p>調査対象地域である彦根市における令和2年の人口・世帯数は、112,546人、48,859世帯、また、総面積に対する人口密度は572人/km²となっている。豊郷町の令和2年の人口・世帯数は、7,350人、3,073世帯、また、総面積に対する人口密度は942人/km²となっている。平成28年以降の人口の推移についてみると、彦根市、豊郷町ともに減少、増加を経て、長期的には減少している。</p> <p>人口動態は、彦根市において、自然動態はいずれの年度も減少し、社会動態は平成28年度から令和元年度まで増加しているが、令和2年度は減少している。豊郷町において、自然動態はいずれの年度も減少し、社会動態は平成30年度に減少したが、その他の年度は増加している。</p>
産業の状況	<p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の平成24年以降の産業別人口の総数（従業者数合計）は、平成26年が最も多くなっている。産業別の就業者数は、彦根市では第1次産業および第3次産業は平成26年が最も多く、第2次産業は平成28年が最も多くなっている。豊郷町では、第1次産業は平成28年、第2次産業は平成24年、第3次産業は平成26年が最も多くなっている。</p> <p>第1次産業では、調査対象地域である彦根市、豊郷町ともに総農家戸数は減少している。第2次産業では、事業所数は、彦根市では平成30年から令和元年にかけて増加し、令和2年に減少している。一方で、豊郷町では平成30年から令和元年にかけては増減がなく、令和2年に増加している。従業者数は、彦根市、豊郷町のいずれも平成30年から令和2年にかけて増加している。また、製造品出荷額等は、彦根市では平成30年から令和元年にかけて増加し、令和2年に減少している。一方で、豊郷町では平成30年から令和2年にかけて減少している。第3次産業では、年間販売額は、彦根市で経年的に増加、豊郷町では平成26年に増加したが、平成28年には減少している。</p>
社会的状況	<p>土地利用の状況</p> <p>調査対象地域である彦根市、豊郷町ともに田および宅地が多く占める。</p> <p>調査対象地域である彦根市の土地利用計画については、彦根市都市計画マスタープラン（平成29年3月、彦根市）によると、地域特性を踏まえ、地域の現状や課題などに応じた取組方針を示し、今後の地域単位のまちづくりの指針となる地域別構想がある。調査区域は、新市街地地域、南彦根駅東地域、河瀬地域、稲枝地域に区分される。</p> <p>調査対象地域である豊郷町の土地利用計画については、第5次豊郷町総合計画（平成31年3月、豊郷町）によると、これからの土地利用や基盤整備の指針として、将来の地域構造を田園ゾーン、住宅ゾーン、工業・沿道サービスゾーン、まちの中心核、主要道路、中山道の街並みづくりとし、それぞれのあり方について方針を掲げている。</p>
水面利用、その他の水利利用の状況	<p>調査区域は琵琶湖に接し、琵琶湖の流入河川として宇曾川、犬上川、愛知川などが位置している。また、曾根沼や野田沼などの湖沼がある。また、調査対象地域である彦根市および豊郷町では、水道用水として琵琶湖水および地下水を利用している。</p> <p>琵琶湖の利用としては、レジャーと漁業が主な利用形態である。</p> <p>漁業では、琵琶湖は漁業法で海区扱いとされ、エリ漁、刺網漁など多様な漁業が営まれている。しかし、近年は地域の環境変化、琵琶湖の水質悪化、外来魚による食害や水草の影響により漁場環境が悪化し厳しい状況となっており、漁獲量の減少に伴う生産・出荷額の減少や、漁業者の高齢化により漁業従事者が減少しているとされる。</p> <p>調査区域の河川および池沼には内水面共同漁業権（第5種共同漁業権）はなく、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）等による規定内であれば遊漁を行うことができる。滋賀県では県内全域の河川や琵琶湖において、滋賀県漁業調整規則により、魚種別の禁止期間、大きさの制限、漁具・漁法が定められているほか、調査区域内の犬上川の一部には、採捕禁止区域がある。</p>

表 3-1(5) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
交通 の状況	<p>調査区域の交通網は、一般国道 8 号が南東に延び、対象事業実施区域周辺には主要地方道（県道）大津能登川長浜線が南東に延びている。このほか、調査区域の北西側には主要地方道（県道）彦根近江八幡線、北東側には一般県道三津屋野口線、南西側には主要地方道（県道）愛知川彦根線が延びている。</p> <p>調査区域の自動車交通量をみると、平成 27 年度における平日 24 時間の自動車交通量は、一般国道 8 号の区間番号「10310」で 22,960 台と最も多い。対象事業実施区域に最も近い区間は、主要地方道（県道）大津能登川長浜線「40170」で、平日 24 時間の自動車交通量は 8,977 台となっている。</p> <p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の自動車保有台数の総数をみると、令和 2 年の自動車台数は、彦根市と豊郷町ともに、軽自動車が多く、彦根市は 38,833 台、豊郷町は 3,306 台となっている。</p> <p>調査区域では、対象事業実施区域の北東から南西方向に JR 東海道本線があり、JR 東海道本線と並行して JR 東海道新幹線と近江鉄道本線がある。対象事業実施区域の最寄り駅である河瀬駅の令和 2 年度における 1 日平均乗客数は 2,628 人である。なお、調査区域には JR 東海道新幹線および近江鉄道本線の駅はない。</p>
配慮施設、住宅 の配置の 状況	<p>調査区域には保育所 14 施設、認定こども園 2 施設、幼稚園 4 施設、学校 19 校、特別支援学校 1 校、放課後児童クラブ 10 施設がある。また、医療施設は 4 施設、福祉施設は 34 施設、文化施設は 4 施設ある。また、「人口集中地区（DID）令和 2 年」（総務省統計局）によると、調査区域においては、JR 東海道本線の河瀬駅及び南彦根駅周辺が人口集中地区となっているが、対象事業実施区域周辺には人口集中地区は分布しない。</p>
社会的 状況	<p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の給水普及率は、彦根市が 99.8%、豊郷町が 92.7%となっている。調査区域のうち、彦根市の給水区域は、大藪水源系、稲枝水源系、大藪・稲枝混合系に区分されており、対象事業実施区域は稲枝水源系により給水されている。豊郷町には、専用水道区域と簡易水道区域がある。</p> <p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の公共下水道普及率は、彦根市で 85.1%、豊郷町 100.0%となっている。調査区域の下水道は、公共下水道（琵琶湖流域下水道東北部処理区）と農村集落排水区域がある。下水処理場は東北部浄化センター（彦根市松原町および米原市磯地先）が配置されている。</p>
し尿処理 施設の設 置の状況	<p>調査対象地域である彦根市、豊郷町で発生する生活排水およびし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿）およびし尿処理施設で処理しており、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されている。彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域のし尿処理施設は、彦根市清掃センター衛生処理場と湖東広域衛生管理組合豊楠苑がある。</p>
ごみ処理 施設の設 置の状況	<p>調査区域にある一般廃棄物処理施設は、彦根市清掃センターが配置されている。対象事業実施区域およびその周囲にある産業廃棄物処理施設は、中間処理施設として株式会社杉本商事の焼却施設及び熔融施設、有限会社ヤマダ油脂の固液ろ過施設、有限会社光田産業の破碎施設及び熔融施設が設置されているが、最終処分場は存在しない。</p>
一般廃棄 物	<p>平成 29 年度のごみ総排出量は、令和 2 年度は彦根市では 32,975t、豊郷町では 1,938t であり、令和元年度と比較して彦根市、豊郷町ともに減少している。また、彦根市における令和 2 年度のリサイクル率は 12.65%、直接焼却量は 27,280t となっている。豊郷町における令和 2 年度のリサイクル率は 93.29%、直接焼却量はない。</p> <p>彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域全体では、令和 2 年度のごみ総排出量は 43,949t で、資源化量が 12,862t、リサイクル率は 31.99%、直接焼却量は 27,280t となっている。</p>
産業廃棄 物	<p>調査区域の位置する滋賀県において令和 2 年度の産業廃棄物総排出量は 3,827 千 t となっている。業種別にみると「水道業」が最も多く 1,165 千 t、次いで「建設業」が 1,118 千 t となっている。種類別でみると「汚泥」が、最も多く 1,955 千 t、次いで「がれき類」の 853 千 t で、全体の 70%以上を占めている。</p>

表 3-1(6) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
都市計画法に基づく地域地区等の決定状況およびその他の土地利用計画	<p>○用途地域等 調査対象地域である彦根市においては、都市計画区域として彦根長浜都市計画区域（彦根地域）が指定されており用途地域の指定があるが、対象事業実施区域には用途地域は指定されていない。なお、豊郷町に都市計画区域は指定されていない。</p> <p>○風致地区および市街化調整区域 調査区域には、彦根長浜湖岸風致地区、荒神山風致地区、古城山風致地区が指定されているが、対象事業実施区域には風致地区は指定されていない。 彦根市域の内、用途地域に指定されていない地域が市街化調整区域に指定されており、対象事業実施区域も市街化調整区域に指定されている。</p>
社会的状況	<p><生活環境等の保全に係る規制の状況> <環境基準> ○環境基本法 ・大気汚染：以下の環境基準が定められている。 「大気の汚染に係る環境基準について」（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント） 「二酸化窒素に係る環境基準について」 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」 ・水質汚濁：「水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。 調査区域における環境基準類型指定の状況として、犬上川および愛知川河川の AA 類型に、宇曾川は河川の B 類型に、琵琶湖は湖沼の AA 類型に指定されている。 ・地下水：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。 ・土壌汚染：「土壌の汚染に係る環境基準について」が定められている。 ・騒音：以下の環境基準が定められている。 「騒音に係る環境基準について」 調査区域には環境基本法に基づく地域の類型の A 類型、B 類型、C 類型の指定地域があり、対象事業実施区域は B 類型に指定されている</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）および土壌の汚染に係る環境基準」が定められている。 ・廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の大気排出基準、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準が定められている。</p> <p><規制基準> ○大気汚染防止法 ・本事業には、大気汚染防止法の排出基準が適用される。 ・総量規制地域：調査区域および対象事業実施区域には、硫酸化物の総量規制地域は指定されていない。</p> <p>○騒音規制法 ・特定工場等の騒音に関する規制基準：調査区域の全域は第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種地域に指定されており、対象事業実施区域は第 2 種区域に指定されている。 ・特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準：調査区域の全域は第 1 号区域もしくは第 2 号区域に指定されており、対象事業実施区域は第 1 号区域に指定されている。 ・自動車騒音の要請限度：調査区域の一部は a 区域、b 区域、c 区域に指定されており、対象事業実施区域は b 区域に指定されている。</p>

表 3-1(7) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項 目	地 域 特 性
<p>環境法令等による地域・区域等の指定状況</p> <p>社会的状況</p>	<p><規制基準></p> <p>○振動規制法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場等の振動に関する規制基準：調査区域の全域は、第1種区域、第2種区域（Ⅰ）、第2種区域（Ⅱ）に指定されており、対象事業実施区域は第1種区域に指定されている。 ・特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準：調査区域の全域は第1号区域もしくは第2号区域に指定されており、対象事業実施区域は第1号区域に指定されている。 ・道路交通振動の要請限度：調査区域の全域は第1種区域、第2種区域（Ⅰ）、第2種区域（Ⅱ）に指定されており、対象事業実施区域は第1種区域に指定されている。 <p>○悪臭防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質濃度規制：調査区域の全域は、悪臭規制地域に指定されており、対象事業実施区域は悪臭規制地域（第2種地域）に指定されている。 <p>○自動車等から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、いずれの対策地域も指定されていない。 <p>○水質汚濁防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質および生活環境項目に係る排水基準が全国一律で定められており、調査区域および対象事業実施区域には、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域は指定されていない。 ・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例により上乘せ基準が定められている。本事業には、上乘せ基準が適用される。 ・滋賀県公害防止条例によりアンチモン含有量について横出し基準が定められている。本事業には、横出し項目のアンチモン含有量の排水基準が適用される。 <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域を含む滋賀県は、同法の対象外区域である。 <p>○湖沼水質保全特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域は、指定湖沼である琵琶湖の集水域に該当する。 <p>○下水道法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設排水については、下水道放流を行う計画であることから、彦根市下水道条例の適用を受ける。 <p>○土壤汚染対策法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、要措置区域および形質変更時要届出区域は指定されていない。 <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、指定区域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ・廃棄物焼却施設の構造および維持管理に係る基準が定められている。 <p>○滋賀県公害防止条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染に関する規制：本事業に横出し施設は適用されない。 ・水質の排出基準に関する規制：横出し項目のアンチモン含有量の排水基準が適用される。 ・騒音に関する規制：拡声器の使用制限を定めている。

表 3-1(8) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
<p>環境法令等による地域・区域等の指定状況</p> <p>社会的状況</p>	<p><自然環境等の保全に係る規制の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、琵琶湖国定公園が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○自然環境保全法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、原生自然環境保全地域および自然環境保全地域は指定されていない。 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、生息地等保護区は指定されていない。 ○特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約） <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域に位置する琵琶湖は、ラムサール条約登録湿地として指定されている。 ○世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産および自然遺産の区域は指定されていない。 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、鳥獣保護区、特別保護地区および特定猟具使用禁止区域（銃器）が指定されており、対象事業実施区域には鳥獣保護区が指定されている。 ○滋賀県自然環境保全条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域および自然記念物は指定されていない。 ○ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、生息・生育地保護区は指定されていない。 ○滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域に位置する曾根沼と野田沼がヨシ群落保全区域として指定されており、曾根沼は保全地域に、野田沼は普通地域に区分されている。 ○森林法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、保安林および地域森林計画対象民有林が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、6件の「保存樹」および1件の「保存樹林」が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 <p><土地利用に係る規制の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、用途地域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ・調査区域には、彦根長浜湖岸風致地区、荒神山風致地区、古城山風致地区が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○国土利用計画法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域が指定されている。対象事業実施区域には、都市地域および農業地域が重複指定されている。

表 3-1(9) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項 目	地 域 特 性
<p>環境法令等による地域・区域等の指定状況</p> <p>社会的状況</p>	<p><土地利用に係る規制の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、生産緑地地区は指定されていない。 ○砂防法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、砂防指定地は指定されていない。 ○地すべり等防止法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、地すべり防止区域は指定されていない。 ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が指定されている。また、対象事業実施区域の一部には土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている。 ○都市緑地法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、緑地保全地域および特別緑地保全地区は指定されていない。 ○河川法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域流れる犬上川、宇曾川、愛知川および平田川、野瀬川、江面川、安食川、豊郷川、文祿川、額戸川、不飲川の 11 河川には河川区域の堤内側に河川保全区域が指定されている。また、河川区域より 10m内の堤内の琵琶湖は、河川保全区域として指定されている。 ○宅地造成規制法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、宅地造成工事規制区域は指定されていない。 ○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域は古都に指定されておらず、調査区域および対象事業実施区域には、歴史的風土保存区域は指定されていない。 ○彦根市景観条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地域に位置する彦根市は、全域が景観計画区域に指定されている。 ・調査区域には、琵琶湖・内湖景観形成地域および朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域が指定されているところもあるが、対象事業実施区域およびその周辺は、田園集落景観ゾーンに指定されている。 ○ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県全域（景観行政団体である市町の区域を除く）は、景観計画区域に指定されている。なお、景観行政団体である彦根市については、上記の彦根市景観計画により別途指定されている。 ・景観計画区域における特に景観上重要な地域・区域として、「琵琶湖景観形成地域」、「琵琶湖景観形成特別地区」、「沿道景観形成地区」、「河川景観形成地区」を指定しているが、調査区域はこれらの景観形成地域、景観形成特別地区、景観形成地区、景観形成地区は指定されていない。

表 3-1(10) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
環境法令等による地域・区域等の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興地域の整備に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、農用地区域が指定されている。 ○国有林野の管理経営に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、国有林野は指定されていない。
社会的状況	<p>滋賀県、彦根市および豊郷町が策定している環境保全に関する計画等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五次滋賀県環境総合計画（滋賀県、平成31年） ・第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画（彦根市、令和3年） ・滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画（滋賀県、令和4年） ・第五次滋賀県廃棄物処理計画（滋賀県、令和3年） ・彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町、令和4年） ・彦根市緑の基本計画（彦根市、令和元年改定） ・滋賀県景観計画（滋賀県、平成21年） ・彦根市景観計画（彦根市、平成19年） ・彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）（彦根市、令和3年変更）

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法

4.1 環境影響評価の対象事業

環境影響評価の対象事業は焼却施設の設置であり、対象事業実施区域は現在主に耕作地となっている。なお、環境影響評価の実施にあたっては、対象事業実施区域内で計画している関連施設であるリサイクル施設の事業影響も考慮した。

以上を踏まえて、環境影響評価で対象とする事業（行為・要因）を、以下の①～③に示すとおり選定した。

- ① 対象事業実施区域の造成に伴う土地の改変
- ② 「焼却施設」および「リサイクル施設」に係る工事の実施
- ③ 「焼却施設」および「リサイクル施設」に係る存在および供用

4.2 環境影響要因の区分

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る「工事の実施」および「土地または工作物の存在および供用」において、表 4.2-1 に示すものが考えられる。

表 4.2-1 環境影響要因の区分

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は現在主に耕作地となっている土地であり、造成工事に伴い、自然環境の改変が生じる。 ・造成工事に伴い、一時的に裸地面が発生し、降雨時に周辺河川（宇曾川）に濁水が流出する可能性がある。 ・造成工事や施設の建設工事に際して、建設副産物（建設発生土）が発生する。
	重機の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事、施設の建設工事を実施するため、各種の重機（建設機械）が稼働する。
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用の資材および機械の搬出入等に際して、日夏町、賀田山町、稲里町の住居地域を迂回して対象事業実施区域に至る現道を工事用車両が走行する。
土地または工作物の存在および供用	施設の存在 ^{注)}	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに「焼却施設」および「リサイクル施設」が出現する。
	施設の稼働 ^{注)}	<ul style="list-style-type: none"> ・「焼却施設」および「リサイクル施設」が稼働する。
	施設関連車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・「焼却施設」および「リサイクル施設」への関係車両（パッカー車ほか）が、一般国道8号や主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）から、対象事業実施区域の位置する清崎町に隣接する日夏町、賀田山町、稲里町の住居地域を迂回して彦根市が整備する市道を走行する。

注) ここでは、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成11年滋賀県告示第124号）における「工作物」を「施設」と読み替える。また、以降の文章において、環境影響要因の小項目を「施設の存在」「施設の稼働」と定義する。

4.3 環境影響評価の対象とした環境要素

対象事業に係る環境影響評価項目の選定については、事業特性、地域特性、計画段階配慮事項の検討の経緯および「第 5 章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解」に示す知事意見、彦根市長意見および一般意見等を踏まえ、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成 11 年滋賀県告示第 124 号）に基づき、対象事業の実施に伴う環境影響要因が当該要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性を勘案して検討した。

選定した環境影響評価の項目は、表 4.3-1 に示すとおりである。

選定した影響要素は、「大気質」、「騒音」、「超低周波音」、「振動」、「悪臭」、「水質（水の濁り）」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」、「温室効果ガス等」、「文化財」および「伝承文化」である。

表 4.3-1 環境影響要因と環境要素の関連

環境要素		環境影響要因	工事の実施			存在・供用			想定される環境影響の内容
			土地の 改変	重機 の稼働	工事用 車両の 走行	施設 の存在	施設 の稼働	施設 関連車 両の走 行	
大気環境	気 象	特異な気象							—
		局地気象							—
		日照障害							—
	大気質	窒素酸化物		○	○		○	○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の稼働・施設関連車両
		二酸化硫黄					○		【存在・供用】 施設の稼働
		浮遊粒子状物質		○	○		○	○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の稼働・施設関連車両
		粉じん等		○			○		【工事の実施】 重機の稼働 【存在・供用】 施設の稼働
		その他の物質 ^{注1}					○		【存在・供用】 施設の稼働
		騒 音		○	○		○	○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の稼働・施設関連車両
		超低周波音					○		【存在・供用】 施設の稼働
		振 動		○	○		○	○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の稼働・施設関連車両
		悪 臭					○	○	【存在・供用】 施設の稼働・施設関連車両
	電波障害							—	
水環境	水 象	流向・流速・流量							—
	水 質	水の濁り	○						【工事の実施】 土地の改変
		水の汚れ							—
	水底の 底 質	水底の泥土							—
		底質の汚れ							—
地下水	水位・流れ							—	
	水 質							—	
土壌環境	地形および地質								—
	地 盤	安定性							—
		地盤沈下							—
	土 壤	汚 染							—
機 能								—	
生 物	動 物		○	○					【工事の実施】 土地の改変・重機の稼働
	植 物		○						
	生態系		○	○					
人と自然との豊かな 触れ合い	景 観 ^{注2}		○			○		【工事の実施】 土地の改変 【存在・供用】 施設の存在	
	人と自然との触れ合いの活動の場 ^{注2}		○	○	○			【工事の実施】 土地の改変・工事用車両 【存在・供用】 施設の存在	
環境負荷	廃棄物等		○				○	【工事の実施】 土地の改変 【存在・供用】 施設の稼働	
	温室効果ガス等			○	○		○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の稼働・施設関連車両	
放射性物質	放射線の量							—	
歴史的遺産	文化財 ^{注2}		○	○	○	○		【工事の実施】 土地の改変・重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の存在	
	伝承文化 ^{注2}		○	○	○	○			

注 1) その他の物質：塩化水素、水銀およびその化合物、ダイオキシン類

注 2) 工事中の一時的な工事用仮設道路の設置により、一部の主要な景観資源や触れ合い活動の場、文化財や伝承文化の場へのアクセスルートの改変が想定されることから、環境影響評価方法書時点の影響要因の区分に「土地の改変」を追加した。また、施設関連車両の走行の影響については、施設の存在に含めて調査予測評価を行ったため、項目からは削除した。

4.4 環境影響評価の対象とした環境要素の選定理由

「大気質」、「騒音」、「超低周波音」、「振動」、「悪臭」、「水質（水の濁り）」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」、「温室効果ガス等」、「文化財」および「伝承文化」の項目について、表 4.4-1(1)～(3)の理由により本事業の実施に伴い周辺環境に影響を与えるおそれがあると考えられることから、環境影響評価の対象とすべき環境要素として選定した。

表 4.4-1(1) 選定した環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定した理由
大気質	(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)	<p>対象事業実施区域周辺に集落が存在し、建設工事に伴う重機の稼働および工事用車両の走行、焼却施設等の稼働および施設関連車両の走行に伴い、これらの集落における大気質への影響が想定されるほか、工事用車両および施設関連車両の走行に伴い、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）における大気質への影響が想定されることから選定した。</p> <p>なお、施設の稼働に伴う大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の影響については、計画段階環境配慮書およびその後の追加検討において、既存の気象観測所等の観測結果を用いた予測を行っている。環境影響評価においては、現地の気象状況を詳細に把握するための地上気象・上層気象の調査、予測において地形の影響を考慮するための現地拡散実験、対象事業実施区域およびその周辺における大気質に係る現地調査を実施したうえで、想定される建物形状等の施設計画、地形の起伏および現況の大気汚染の状況等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施した。</p>
	(二酸化硫黄、その他の物質)	<p>対象事業実施区域周辺に集落が存在し、焼却施設等の稼働に伴い、これらの集落における大気質への影響が想定されることから選定した。</p> <p>なお、施設の稼働に伴う大気質（二酸化硫黄、その他の物質のうちダイオキシン類）の影響については、計画段階環境配慮書およびその後の追加検討において、既存の気象観測所等の観測結果を用いた予測を行っている。環境影響評価においては、現地の気象状況を詳細に把握するための地上気象・上層気象の調査、予測において地形の影響を考慮するための現地拡散実験、対象事業実施区域およびその周辺における大気質に係る現地調査を実施したうえで、想定される建物形状等の施設計画、地形の起伏および現況の大気汚染の状況等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施した。</p>
	(粉じん等)	<p>対象事業実施区域周辺に集落が存在し、建設工事に伴う重機の稼働および焼却施設等の稼働に伴い、これらの集落における大気質への影響が想定されることから選定した。</p>
騒音	<p>対象事業実施区域周辺に集落が存在し、建設工事に伴う重機の稼働および工事用車両の走行、焼却施設等の稼働および施設関連車両の走行に伴い、これらの集落における騒音の影響が想定されるほか、工事用車両および施設関連車両の走行に伴い、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）における騒音への影響が想定されることから選定した。</p> <p>なお、施設の稼働に伴う騒音の影響については、計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺の住居等の分布状況を踏まえた予測を行っている。環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺における現地調査を実施したうえで、想定される施設計画や、現況の騒音の状況等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施した。</p>	
超低周波音	<p>対象事業実施区域周辺に集落が存在し、焼却施設等の稼働に伴い、これらの集落における超低周波音の影響が想定されることから選定した。</p>	

表 4.4-1(2) 選定した環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定した理由
振動		<p>対象事業実施区域周辺に集落が存在し、建設工事に伴う重機の稼働および工事用車両の走行、焼却施設等の稼働および施設関連車両の走行に伴い、これらの集落における振動の影響が想定されるほか、工事用車両および施設関連車両の走行に伴い、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）における振動への影響が想定されることから選定した。</p> <p>なお、施設の稼働に伴う振動の影響については、計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺の住居等の分布状況を踏まえた予測を行っている。環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺における現地調査を実施したうえで、想定される施設計画や、現況の振動の状況等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施した。</p>
悪臭		<p>対象事業実施区域周辺に集落が存在し、焼却施設等の稼働および施設関連車両の走行に伴い、これらの集落における悪臭の影響が想定されるほか、施設関連車両の走行に伴い、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）における悪臭への影響が想定されることから選定した。</p> <p>なお、施設の稼働に伴う悪臭の影響については、計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺の住居等の分布状況を踏まえた予測を行っている。環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺における現地調査を実施したうえで、想定される施設計画や、現況の悪臭の状況等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施した。</p>
水質 (水の濁り)		<p>土地の改変により発生した裸地等からの降雨時の濁水は、専用の排水路を設けたうえで宇曾川へ排水する計画としている。このため、濁水の発生により宇曾川の水質への影響が想定されることから選定した。</p>
生物	(動物・生態系)	<p>対象事業実施区域およびその周辺には発達した湿地環境や荒神山が分布しており、これらを含む地域特性の調査区域において重要な動物種および生態系が確認されているため、建設工事に伴う土地の改変による一部の植生の消失や濁水の発生、重機の稼働に伴う騒音等による動物および生態系への影響が想定されることから選定した。</p>
	(植物)	<p>対象事業実施区域およびその周辺には発達した湿地環境や荒神山が分布しており、これらを含む地域特性の調査区域において重要な植物種が確認されているため、建設工事に伴う土地の改変による一部の植生の消失や濁水の発生に伴う植物への影響が想定されることから選定した。</p>
人と自然との豊かな触れ合い	(景観)	<p>対象事業実施区域周辺には荒神山をはじめとした景観資源が存在し、焼却施設等の存在に伴い、建設工事に伴う土地の改変に伴う一部の主要な景観資源の改変および周辺集落等の主要な眺望点からの眺望景観に与える影響が想定されることから選定した。</p> <p>なお、施設の存在に伴う景観の影響については、計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺からの眺望景観の変化を踏まえた予測を行っている。環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺における現地調査を実施したうえで、想定される施設計画や、景観資源等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施した。</p>
	(人と自然との触れ合いの活動の場)	<p>対象事業実施区域周辺には荒神山をはじめとした主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、土地の改変、工事用車両の走行ならびに焼却施設等の存在に伴い人と自然との触れ合いの活動の場におけるアクセス特性や利用性・快適性の変化が想定されることから選定した。</p>

表 4.4-1(3) 選定した環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定した理由
環境負荷	(廃棄物等)	建設工事に伴う土地の改変による建設廃材等の発生および施設の稼働に伴う焼却施設からの焼却残渣等の廃棄物の発生が想定され、廃棄物等がいかに適正に「リデュース」「リユース」「リサイクル」されるかという観点から影響を検討するため選定した。
	(温室効果ガス等)	建設工事に伴う重機の稼働および工事用車両の走行、施設の供用に伴う焼却施設等の稼働および施設関連車両の走行に伴い温室効果ガスの発生が想定され、いかに温室効果ガスの発生抑制を行えるかという観点から影響を検討するため選定した。
歴史的遺産	(文化財)	対象事業実施区域周辺に荒神山神社等の有形の文化財が存在し、建設工事に伴う土地の改変や重機の稼働による騒音・振動等、工事用車両による影響ならびに焼却施設等の存在による文化財からの風景の変化や文化財へのアクセス特性の変化が想定されることから選定した。
	(伝承文化)	対象事業実施区域周辺における伝承文化として、荒神山に存在する「へび岩」の信仰が挙げられる。このほか、文献調査による無形の文化財や地域の祭り、行事、信仰の場等の伝承文化が存在する可能性があるが、それらの伝承文化に係る把握は不十分である可能性があることから、伝承文化の状況に係る詳細な調査を行った。 対象事業実施区域の近傍における伝承文化に対し、建設工事に伴う重機の稼働による土地の改変や騒音・振動等、工事用車両の走行による影響ならびに焼却施設等の存在による伝承文化からの風景の変化や伝承文化へのアクセス特性の変化が想定されることから選定した。

4.5 環境影響評価の対象としなかった環境要素

「気象」、「電波障害」、「水象」、「水質（水の汚れ）」、「水底の底質」、「地下水（水位・流れ、水質）」、「地形および地質」、「地盤（安定性、地盤沈下）」、「土壌（汚染、機能）」、「放射性物質」の項目は、表 4.5-1 の理由により周辺環境に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価の対象とすべき環境要素として選定しなかった。

表 4.5-1 選定しなかった環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定しない理由
気象		対象事業の事業内容や施設規模と周辺地域の土地利用から見て周辺地域に特異気象・局地気象（風害）は生じないと想定している。また、施設等の存在に伴い日影が生じるが、煙突による日影の発生時間は限定的であるほか、周辺家屋等への日照障害の影響の抑制に配慮した施設計画とすることから、環境影響評価項目として選定しない。
電波障害		施設等の存在に伴い電波障害が生じる可能性があるが、影響が生じた際は、事業者による共同受信設備の設置やケーブルテレビの敷設等の対策により電波障害の解消が可能であることから、環境影響評価項目として選定しない。
水象		対象事業実施区域は宇曾川の流域面積に比べ十分に小さく、事業の実施に伴う宇曾川の水象への影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
水質 （水の汚れ）		施設排水は、施設内で処理後公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水質および水底の底質に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
水底の底質		
地下水	（水位・流れ）	本事業において長大な地下構造物の建設および地下水の取水は計画しておらず、地下水の水位・流れに与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
	（水質）	ごみピット等の地下構造物は止水性のある構造とするほか、施設排水は施設内で処理後公共下水道に放流する計画であり、地下水の水質に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
地形および地質		対象事業実施区域周辺に重要な地形および地質が存在するが、事業の実施に伴う直接的な変化はないことから、環境影響評価項目として選定しない。
地盤	（安定性）	対象事業実施区域は現在主に耕作地となっている平坦な土地であり、工事の実施に伴う地盤の安定性に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
	（地盤沈下）	本事業において長大な地下構造物の建設および地下水の取水は計画していないことから、事業の実施に伴う地盤沈下に係る影響はほとんどないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。
土壌	（汚染）	対象事業実施区域は現在主に耕作地となっており、事業の実施に伴う土壌汚染に係る影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
	（機能）	対象事業実施区域は現在主に耕作地となっており、工事の実施、施設の存在および稼働に伴う大規模な土壌の流出は想定されず、周辺の土壌機能に与える重大な影響は生じないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
放射性物質	放射線の量	対象事業実施区域周辺において高い空間線量率は確認されておらず、また、施設の稼働時の放射性物質の発生はないため、事業の実施に伴う放射線の量に係る影響を生じる要因はないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。

4.6 調査・予測手法の概要

現況調査および予測手法の概要は、表 4.6-1 に示すとおりである。

表 4.6-1 調査・予測手法の概要

環境要素	主な調査項目	調査・予測の手法		予測の手法
		現地調査	文献調査	
大気質	窒素酸化物	○		・ブルーム式およびパフ式による計算を基本とした方法。
	二酸化硫黄	○		
	浮遊粒子状物質	○		
	その他の物質	○		
	粉じん等 (降下ばいじん)		○	・既存調査事例および粉じん対策等の計画を踏まえて影響の程度を定性的に予測する方法。 ・降下ばいじんの発生および拡散に係る既存データの事例の引用または解析による方法。
騒音	・騒音の状況(環境騒音, 道路交通騒音) ・交通量の状況 ・地表面の状況	○	○	・音の伝播理論に基づく予測式により計算する方法。
超低周波音	・超低周波音の状況 ・周辺住居等の状況	○	○	・距離減衰式による計算による方法。
振動	・振動の状況(環境振動, 道路交通振動) ・交通量の状況 ・地盤の状況	○	○	・振動の距離減衰式に基づく予測式により計算する方法, 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式により計算する方法等。
悪臭	・悪臭の状況(特定悪臭物質濃度, 臭気指数) ・気象の状況	○		・ブルーム式およびパフ式による計算を基本とした方法, または既存事例および保全対策の実施を考慮して定性的に予測する方法。
水質	水の濁り	○	○	・汚濁物質(浮遊物質)の物質収支に関する計算による方法。
動物	・動物相の状況 ・重要な種の分布・生息の状況および生息環境の状況 ・注目すべき生息地の分布状況	○		・分布または生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析による方法等。
植物	・植物相・植生の状況 ・重要な種・群落の分布・生育の状況および生育環境の状況	○		・分布または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析による方法等。
生態系	・動植物その他の自然環境に係る概況 ・注目種等の生態, 他の動植物との関係または生息環境もしくは生育環境の状況	○		・分布, 生息環境または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析による方法等。
景観	・主要な眺望点の状況 ・景観資源の状況	○		・事業計画を踏まえて変化の状況を定性的に予測する方法。
	・主要な眺望景観の状況	○		・フォトモンタージュ法を用いて眺望景観の変化を予測する方法。
人と自然との触れ合いの活動の場	・人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布, 利用の状況および利用環境の状況	○	○	・主要な人と自然との触れ合いの活動の場と対象事業実施区域を重ね合わせ, 改変の位置および程度を予測する方法等。
廃棄物等	・発生する廃棄物等の種類およびその量		○	・廃棄物の種類ごとの発生量, 処理・処分および再利用の状況について予測する方法。
温室効果ガス等	・発生する温室効果ガスの種類およびその量		○	・温室効果ガス等の排出量について、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」等に基づき算定する方法。
文化財	・有形文化財等の分布状況	○	○	・土地の形状の変更等と文化財の分布図を重ね合わせることに影響を予測する方法等。
伝承文化	・地域に密接に関連する伝承文化の状況およびその歴史	○	○	・土地の形状の変更等と伝承文化の事物や場の分布図を重ね合わせることに影響を予測する方法等。

4.7 評価手法の選定

評価手法の概要は、以下の記載のとおりである。

評価手法の概要は、表 4.7-1 に示すとおりである。

表 4.7-1 評価手法の概要

評価の手法	内容
回避・低減に係る評価	調査および予測の結果ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素におよぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価した。
基準または目標との整合に係る評価	国または関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準または目標が示されている場合は、当該基準または目標と調査および予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価した。

第5章 環境影響の結果の概要

各環境影響評価項目についての調査、予測および評価の結果、および環境保全措置、事後調査の概要は表 5-1～表 5-20に示すとおりである。

表 5-1 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
大気質	大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質)	重機の稼働	<p>・大気質 <一般環境(四季調査)> 調査期間中の季節別の各地点における平均値は、二酸化窒素が0.002~0.005ppm、二酸化硫黄が0.000~0.001ppm、浮遊粒子状物質が0.006~0.019mg/m³であり、全ての項目・期間・地点において環境基準以下であった。 降下ばいじんは0.71~4.24t/km²/月であり、全ての期間において指標値以下であった。 塩化水素は全て定量下限値未満であり、全ての期間・地点において目標環境濃度以下であった。 水銀は全て定量下限値未満であり、全ての期間・地点において指標値以下であった。 ダイオキシン類の平均値は0.0055~0.054pg-TEQ/m³であり、全ての期間・地点において環境基準以下であった。</p> <p><沿道環境(四季調査)> 調査期間中の季節別の各地点における平均値は、二酸化窒素が0.003~0.007ppm、浮遊粒子状物質が0.005~0.023mg/m³であり、各地点ともに環境基準以下であった。</p> <p>・気象 <地上気象> 対象事業実施区域内における最多風向は北北東の風、風速の期間平均は1.8m/s、日平均値の最高値は5.8m/s、静穏率は16.9%、日射量の期間平均値は0.16kW/m²、放射収支量の期間平均は0.096kW/m²、気温の期間平均は14.7℃、湿度の期間平均は82%であった。 風向は、春季および冬季は北北東、夏季および秋季は北の風が卓越していた。</p> <p><上層気象> 風向の鉛直分布は、春季の昼間は高度50mと高度600m~650mでは北西から北、高度100m~550mと700m~1000mでは南東から南西、夜間は高度50m~250mと350~650mでは北北西から北、高度300mと700~1000mでは南東から南西、高度750mでは南東および北西の風が多く見られた。夏季は昼夜ともに高度50m~1000mでは南から西南西の風が多く見られた。秋季は昼夜ともに高度50m~1000mにかけて風向の変動は小さく北西から北の風が多く見られた。冬季は昼夜ともに高度50m~1000mにかけて南南西から北西の風が多く見られた。</p>	<p>1. 予測結果 重機の稼働に伴う二酸化窒素の寄与濃度の年平均値は、最大着地濃度地点(西側敷地境界)で0.01314ppmとなり、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた二酸化窒素の予測結果は、最大着地濃度地点で0.017ppmとなった。 浮遊粒子状物質の寄与濃度の年平均値は、最大着地濃度地点(西側敷地境界)で0.001222mg/m³となり、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた浮遊粒子状物質の予測結果は、最大着地濃度地点で0.014mg/m³となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・排出ガス対策型建設機械の採用：建設工事に使用する重機(建設機械)は、排出ガス対策型を採用するよう努める。 ・重機の整備・点検：重機の整備・点検を徹底する。 ・教育指導の実施：アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行う。 ・仮囲いの設置：建設工事の期間中においては、敷地境界外周に高さ3m程度の仮囲いを設置する。</p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、重機の稼働に伴う大気質への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、最大着地濃度地点(西側敷地境界)で0.036ppmであり、環境保全目標値とした「0.04~0.06ppmのゾーン内またはそれ以下」を満足する値となる。 また、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は、最大着地濃度地点(西側敷地境界)で0.036mg/m³であり、環境保全目標値とした「0.10mg/m³以下」を満足する値となる。 以上の結果より、重機の稼働に伴う二酸化窒素および浮遊粒子状物質の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p>
			大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質)	工事用車両の走行

<最大着地濃度地点(西側敷地境界)における予測・評価結果>

項目	寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	予測結果(A+B)	日平均値の年間98%値または日平均値の年間2%除外値	環境保全目標値 ^{注)}
二酸化窒素(ppm)	0.01314	0.004	0.017	0.036	0.04~0.06のゾーン内またはそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.001222	0.013	0.014	0.036	0.10以下

注)「二酸化窒素に係る環境基準について」および「大気汚染に係る環境基準について」の環境基準の値を適用した。

<工事用車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測・評価結果>

項目	予測地点	寄与濃度			バックグラウンド濃度	予測結果(年平均値)	日平均値の年間98%値または日平均値の年間2%除外値	環境保全目標値
		現況交通量	工事用車両	合計				
二酸化窒素(ppm)	A.荒神山通り(福祉施設前)	0.000414	0.000071	0.000485	0.004	0.004	0.014	0.04~0.06のゾーン内またはそれ以下
	B.市道芹橋彦富線(亀山地区)	0.001523	0.000014	0.001537	0.004	0.006	0.014	
	C.県道賀田山安食西線(彦根市亀山出張所横)	0.001578	0.000098	0.001676	0.004	0.006	0.014	
	D.県道三津屋野口線(河瀬中学校・高等学校横)	0.000970	0.000085	0.001055	0.004	0.005	0.014	
	E.県道大津能登川長浜線(大山区)	0.001792	0.000070	0.001862	0.004	0.006	0.014	
	F.県道大津能登川長浜線(清崎地区)	0.001016	0.000101	0.001117	0.004	0.005	0.014	
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	A.荒神山通り(福祉施設前)	0.00001027	0.00000226	0.00001253	0.012	0.012	0.033	0.10以下
	B.市道芹橋彦富線(亀山地区)	0.00003941	0.00000045	0.00003986	0.012	0.012	0.033	
	C.県道賀田山安食西線(彦根市亀山出張所横)	0.00004549	0.00000318	0.00004867	0.012	0.012	0.033	
	D.県道三津屋野口線(河瀬中学校・高等学校横)	0.00002490	0.00000276	0.00002766	0.012	0.012	0.033	
	E.県道大津能登川長浜線(大山区)	0.00004460	0.00000226	0.00004686	0.012	0.012	0.033	
	F.県道大津能登川長浜線(清崎地区)	0.00002202	0.00000326	0.00002528	0.012	0.012	0.033	

注)「二酸化窒素に係る環境基準について」および「大気汚染に係る環境基準について」の環境基準の値を適用した。

表 5-2 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																																																																																																																																																																											
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																																																																																																																																													
大気質	大気質 (粉じん等)	重機の稼働	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果 工事の実施による重機（建設機械）の稼働に伴う粉じん等の寄与分の値は 0.00～1.32t/km²/月となり、バックグラウンドと寄与分を足し合わせた粉じん等の予測結果の値は 0.72～4.24t/km²/月となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・散水の実施：強風時や乾燥時等の砂じんの発生しやすい気象条件においては、必要に応じ、適宜散水を行う。 ・敷鉄板の設置：敷地内の車両走行ルートや重機稼働箇所を中心に、可能な限り敷鉄板を設置する。</p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、重機の稼働に伴う粉じん等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 粉じん等の各地点の予測結果は 0.72～4.24t/km²/月であり、環境保全目標値とした「20t/km²/月以下」を満足する値となる。 以上の結果より、重機の稼働に伴う粉じん等の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。 なお、環境保全目標値以下であるが、現況調査の結果、周辺地域は降下ばいじん量が少ない地域であることを鑑み、前項の環境保全措置を講じることにより、環境負荷の低減にできる限り取り組んでいく。</p>	<p>＜重機の稼働に伴う粉じん等の予測・評価結果＞ [単位：t/km²/月]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th colspan="4">北側最寄住居</th> <th colspan="4">南側最寄住居</th> <th colspan="4">1.清崎町公民館</th> </tr> <tr> <th>時期</th> <th>春季</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th> <th>春季</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th> <th>春季</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄与分(A)</td> <td>0.14</td><td>0.45</td><td>0.40</td><td>0.14</td> <td>0.00</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.00</td> <td>0.00</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.00</td> </tr> <tr> <td>バックグラウンド(B)^{注1)}</td> <td>1.76</td><td>1.13</td><td>0.94</td><td>1.76</td> <td>2.50</td><td>0.71</td><td>1.68</td><td>1.25</td> <td>4.24</td><td>3.85</td><td>3.95</td><td>2.43</td> </tr> <tr> <td>予測結果(A)+(B)</td> <td>1.90</td><td>1.58</td><td>1.34</td><td>1.90</td> <td>2.50</td><td>0.72</td><td>1.69</td><td>1.25</td> <td>4.24</td><td>3.87</td><td>3.97</td><td>2.43</td> </tr> <tr> <td>環境保全目標値^{注2)}</td> <td colspan="12">20以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th colspan="4">2.大山地区公園</th> <th colspan="4">3.稲里町民会館</th> <th colspan="4">4.荒神山神社</th> </tr> <tr> <th>時期</th> <th>春季</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th> <th>春季</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th> <th>春季</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄与分(A)</td> <td>0.00</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td>0.00</td> <td>0.00</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.00</td> <td>0.00</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.00</td> </tr> <tr> <td>バックグラウンド(B)^{注1)}</td> <td>2.41</td><td>1.57</td><td>1.03</td><td>2.41</td> <td>2.50</td><td>0.71</td><td>1.68</td><td>1.25</td> <td>4.24</td><td>3.85</td><td>3.95</td><td>2.43</td> </tr> <tr> <td>予測結果(A)+(B)</td> <td>2.41</td><td>1.63</td><td>1.09</td><td>2.41</td> <td>2.50</td><td>0.72</td><td>1.69</td><td>1.25</td> <td>4.24</td><td>3.87</td><td>3.97</td><td>2.43</td> </tr> <tr> <td>環境保全目標値^{注2)}</td> <td colspan="12">20以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) バックグラウンドは、予測地点における季節別の現況調査結果とし、最寄住居については、対象事業実施区域における現況調査結果とした。 注2) 「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」における指標値を参考とした値を適用した。</p>	予測地点	北側最寄住居				南側最寄住居				1.清崎町公民館				時期	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季	寄与分(A)	0.14	0.45	0.40	0.14	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00	バックグラウンド(B) ^{注1)}	1.76	1.13	0.94	1.76	2.50	0.71	1.68	1.25	4.24	3.85	3.95	2.43	予測結果(A)+(B)	1.90	1.58	1.34	1.90	2.50	0.72	1.69	1.25	4.24	3.87	3.97	2.43	環境保全目標値 ^{注2)}	20以下												予測地点	2.大山地区公園				3.稲里町民会館				4.荒神山神社				時期	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季	寄与分(A)	0.00	0.06	0.06	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00	バックグラウンド(B) ^{注1)}	2.41	1.57	1.03	2.41	2.50	0.71	1.68	1.25	4.24	3.85	3.95	2.43	予測結果(A)+(B)	2.41	1.63	1.09	2.41	2.50	0.72	1.69	1.25	4.24	3.87	3.97	2.43	環境保全目標値 ^{注2)}	20以下																																																									
			予測地点	北側最寄住居				南側最寄住居				1.清崎町公民館																																																																																																																																																																																																			
時期	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季																																																																																																																																																																																																			
寄与分(A)	0.14	0.45	0.40	0.14	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00																																																																																																																																																																																																			
バックグラウンド(B) ^{注1)}	1.76	1.13	0.94	1.76	2.50	0.71	1.68	1.25	4.24	3.85	3.95	2.43																																																																																																																																																																																																			
予測結果(A)+(B)	1.90	1.58	1.34	1.90	2.50	0.72	1.69	1.25	4.24	3.87	3.97	2.43																																																																																																																																																																																																			
環境保全目標値 ^{注2)}	20以下																																																																																																																																																																																																														
予測地点	2.大山地区公園				3.稲里町民会館				4.荒神山神社																																																																																																																																																																																																						
時期	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季																																																																																																																																																																																																			
寄与分(A)	0.00	0.06	0.06	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00																																																																																																																																																																																																			
バックグラウンド(B) ^{注1)}	2.41	1.57	1.03	2.41	2.50	0.71	1.68	1.25	4.24	3.85	3.95	2.43																																																																																																																																																																																																			
予測結果(A)+(B)	2.41	1.63	1.09	2.41	2.50	0.72	1.69	1.25	4.24	3.87	3.97	2.43																																																																																																																																																																																																			
環境保全目標値 ^{注2)}	20以下																																																																																																																																																																																																														
大気質	大気質 (窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、その他の物質)	施設の稼働		<p>＜長期平均濃度（年平均値）＞</p> <p>1. 予測結果 予測の結果、年平均値の最大着地濃度地点はごみ処理施設整備区域北西側約 600m の荒神山の範囲内に出現し、寄与濃度は二酸化窒素が 0.00020ppm、二酸化硫黄が 0.00049ppm、浮遊粒子状物質が 0.00016mg/m³、塩化水素が 0.00049ppm、水銀が 0.00049μg/m³、ダイオキシン類が 0.00163pg-TEQ/m³ と予測され、いずれの項目についても、バックグラウンド濃度に対して極めて低い濃度となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.004ppm、二酸化硫黄が 0.001ppm、浮遊粒子状物質が 0.013mg/m³、塩化水素が 0.001ppm、水銀が 0.004μg/m³、ダイオキシン類が 0.026pg-TEQ/m³ となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・排出ガス処理設備：高効率の排出ガス処理設備を採用するとともに、適切な燃焼管理や薬剤噴霧等により、排出ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行う。 ・運転管理の徹底：焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行う。 ・排出ガス濃度等の情報公開：排出ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、住民が本施設の運転状況を確認できるようにする。</p> <p>3. 事後調査 想定される予測条件に幅があるため、複数の予測条件を設定した幅のある予測結果となっているが、採用した予測の手法は、その予測精度に係る知見・事例等が十分に蓄積されているものであるため、この幅を大きく逸脱する可能性は小さいと考えられること、採用する環境保全措置の効果は知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。 なお、滋賀県環境影響評価技術指針における事後調査の要件に該当しないが、大気汚染防止法等の関係法令に基づき、環境監視調査として、排出ガス濃度の測定を継続的に実施する。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う大気質への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は、最大着地濃度地点で 0.013ppm であり、環境保全目標値とした「0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下」を満足する値となった。 二酸化硫黄の年平均値の年間 2%除外値は、最大着地濃度地点で 0.002ppm であり、環境保全目標値とした「0.04ppm 以下」を満足する値となった。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間 2%除外値は、最大着地濃度地点で 0.034mg/m³ であり、環境保全目標値とした「0.10mg/m³ 以下」を満足する値となった。 塩化水素の予測結果は、最大着地濃度地点で 0.001ppm であり、環境保全目標値とした「0.02ppm 以下」を満足する値となった。 水銀の予測結果は、最大着地濃度地点で 0.004μg/m³ あり、環境保全目標値とした「0.04μg/m³ 以下」を満足する値となった。 ダイオキシン類の予測結果は、最大着地濃度地点で 0.026pg-TEQ/m³ であり、環境保全目標値とした「0.6pg-TEQ/m³ 以下」を満足する値となった。 以上の結果より、施設の稼働に伴う二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀およびダイオキシン類の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	<p>＜施設の稼働に伴う大気質の予測・評価結果（長期平均濃度）＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">年平均値</th> <th rowspan="2">日平均値^{注1)}</th> <th rowspan="2">環境保全目標値^{注2)}</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度(A)</th> <th>バックグラウンド濃度(B)</th> <th>予測結果(A)+(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">二酸化窒素 (ppm)</td> <td>清崎町公民館</td> <td>0.00001</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>0.013</td> <td rowspan="6">0.04～0.06までのゾーン内またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>大山地区公園</td> <td>0.00004</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>稲里町民会館</td> <td>0.00001</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>三津屋町民会館</td> <td>0.00001</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>荒神山神社</td> <td>0.00018</td> <td>0.003</td> <td>0.003</td> <td>0.012</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.00020</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>清崎町公民館</td> <td>0.00002</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> <td rowspan="6">0.04以下</td> </tr> <tr> <td>大山地区公園</td> <td>0.00010</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>稲里町民会館</td> <td>0.00002</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>三津屋町民会館</td> <td>0.00002</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>荒神山神社</td> <td>0.00044</td> <td>0.000</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.00049</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>清崎町公民館</td> <td>0.00001</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.032</td> <td rowspan="6">0.10以下</td> </tr> <tr> <td>大山地区公園</td> <td>0.00003</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td>稲里町民会館</td> <td>0.00001</td> <td>0.013</td> <td>0.013</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>三津屋町民会館</td> <td>0.00001</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td>荒神山神社</td> <td>0.00015</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.00016</td> <td>0.013</td> <td>0.013</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">塩化水素 (ppm)</td> <td>清崎町公民館</td> <td>0.00002</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>—</td> <td rowspan="6">0.02以下</td> </tr> <tr> <td>大山地区公園</td> <td>0.00010</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>稲里町民会館</td> <td>0.00002</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三津屋町民会館</td> <td>0.00002</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荒神山神社</td> <td>0.00044</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.00049</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">水銀 (μg/m³)</td> <td>清崎町公民館</td> <td>0.00002</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>—</td> <td rowspan="6">0.04以下</td> </tr> <tr> <td>大山地区公園</td> <td>0.00010</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>稲里町民会館</td> <td>0.00002</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三津屋町民会館</td> <td>0.00002</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荒神山神社</td> <td>0.00044</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.00049</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>清崎町公民館</td> <td>0.00008</td> <td>0.010</td> <td>0.010</td> <td>—</td> <td rowspan="6">0.6以下</td> </tr> <tr> <td>大山地区公園</td> <td>0.00034</td> <td>0.0085</td> <td>0.0088</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>稲里町民会館</td> <td>0.00008</td> <td>0.024</td> <td>0.024</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三津屋町民会館</td> <td>0.00006</td> <td>0.0072</td> <td>0.0073</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荒神山神社</td> <td>0.00147</td> <td>0.0078</td> <td>0.0093</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.00163</td> <td>0.024</td> <td>0.026</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 二酸化窒素は日平均値の年間 98%値を、二酸化硫黄および浮遊粒子状物質は日平均値の年間 2%除外値を示す。 注2) 環境基準が定められているものは「大気の汚染に係る環境基準について」または「二酸化窒素に係る環境基準について」における環境基準の値を、塩化水素については「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考とした値を、水銀については「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に示された有害大気汚染物質に係る指針値をそれぞれ適用した。</p>	項目	予測地点	年平均値			日平均値 ^{注1)}	環境保全目標値 ^{注2)}	寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	予測結果(A)+(B)	二酸化窒素 (ppm)	清崎町公民館	0.00001	0.004	0.004	0.013	0.04～0.06までのゾーン内またはそれ以下	大山地区公園	0.00004	0.004	0.004	0.013	稲里町民会館	0.00001	0.004	0.004	0.013	三津屋町民会館	0.00001	0.004	0.004	0.013	荒神山神社	0.00018	0.003	0.003	0.012	最大着地濃度地点	0.00020	0.004	0.004	0.013	二酸化硫黄 (ppm)	清崎町公民館	0.00002	0.001	0.001	0.002	0.04以下	大山地区公園	0.00010	0.000	0.000	0.001	稲里町民会館	0.00002	0.001	0.001	0.002	三津屋町民会館	0.00002	0.000	0.000	0.001	荒神山神社	0.00044	0.000	0.001	0.002	最大着地濃度地点	0.00049	0.001	0.001	0.002	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	清崎町公民館	0.00001	0.012	0.012	0.032	0.10以下	大山地区公園	0.00003	0.012	0.012	0.032	稲里町民会館	0.00001	0.013	0.013	0.034	三津屋町民会館	0.00001	0.012	0.012	0.032	荒神山神社	0.00015	0.012	0.012	0.032	最大着地濃度地点	0.00016	0.013	0.013	0.034	塩化水素 (ppm)	清崎町公民館	0.00002	0.001	0.001	—	0.02以下	大山地区公園	0.00010	0.001	0.001	—	稲里町民会館	0.00002	0.001	0.001	—	三津屋町民会館	0.00002	0.001	0.001	—	荒神山神社	0.00044	0.001	0.001	—	最大着地濃度地点	0.00049	0.001	0.001	—	水銀 (μg/m ³)	清崎町公民館	0.00002	0.004	0.004	—	0.04以下	大山地区公園	0.00010	0.004	0.004	—	稲里町民会館	0.00002	0.004	0.004	—	三津屋町民会館	0.00002	0.004	0.004	—	荒神山神社	0.00044	0.004	0.004	—	最大着地濃度地点	0.00049	0.004	0.004	—	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	清崎町公民館	0.00008	0.010	0.010	—	0.6以下	大山地区公園	0.00034	0.0085	0.0088	—	稲里町民会館	0.00008	0.024	0.024	—	三津屋町民会館	0.00006	0.0072	0.0073	—	荒神山神社	0.00147	0.0078	0.0093	—	最大着地濃度地点	0.00163	0.024	0.026	—
項目	予測地点	年平均値			日平均値 ^{注1)}			環境保全目標値 ^{注2)}																																																																																																																																																																																																							
		寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	予測結果(A)+(B)																																																																																																																																																																																																											
二酸化窒素 (ppm)	清崎町公民館	0.00001	0.004	0.004	0.013	0.04～0.06までのゾーン内またはそれ以下																																																																																																																																																																																																									
	大山地区公園	0.00004	0.004	0.004	0.013																																																																																																																																																																																																										
	稲里町民会館	0.00001	0.004	0.004	0.013																																																																																																																																																																																																										
	三津屋町民会館	0.00001	0.004	0.004	0.013																																																																																																																																																																																																										
	荒神山神社	0.00018	0.003	0.003	0.012																																																																																																																																																																																																										
	最大着地濃度地点	0.00020	0.004	0.004	0.013																																																																																																																																																																																																										
二酸化硫黄 (ppm)	清崎町公民館	0.00002	0.001	0.001	0.002	0.04以下																																																																																																																																																																																																									
	大山地区公園	0.00010	0.000	0.000	0.001																																																																																																																																																																																																										
	稲里町民会館	0.00002	0.001	0.001	0.002																																																																																																																																																																																																										
	三津屋町民会館	0.00002	0.000	0.000	0.001																																																																																																																																																																																																										
	荒神山神社	0.00044	0.000	0.001	0.002																																																																																																																																																																																																										
	最大着地濃度地点	0.00049	0.001	0.001	0.002																																																																																																																																																																																																										
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	清崎町公民館	0.00001	0.012	0.012	0.032	0.10以下																																																																																																																																																																																																									
	大山地区公園	0.00003	0.012	0.012	0.032																																																																																																																																																																																																										
	稲里町民会館	0.00001	0.013	0.013	0.034																																																																																																																																																																																																										
	三津屋町民会館	0.00001	0.012	0.012	0.032																																																																																																																																																																																																										
	荒神山神社	0.00015	0.012	0.012	0.032																																																																																																																																																																																																										
	最大着地濃度地点	0.00016	0.013	0.013	0.034																																																																																																																																																																																																										
塩化水素 (ppm)	清崎町公民館	0.00002	0.001	0.001	—	0.02以下																																																																																																																																																																																																									
	大山地区公園	0.00010	0.001	0.001	—																																																																																																																																																																																																										
	稲里町民会館	0.00002	0.001	0.001	—																																																																																																																																																																																																										
	三津屋町民会館	0.00002	0.001	0.001	—																																																																																																																																																																																																										
	荒神山神社	0.00044	0.001	0.001	—																																																																																																																																																																																																										
	最大着地濃度地点	0.00049	0.001	0.001	—																																																																																																																																																																																																										
水銀 (μg/m ³)	清崎町公民館	0.00002	0.004	0.004	—	0.04以下																																																																																																																																																																																																									
	大山地区公園	0.00010	0.004	0.004	—																																																																																																																																																																																																										
	稲里町民会館	0.00002	0.004	0.004	—																																																																																																																																																																																																										
	三津屋町民会館	0.00002	0.004	0.004	—																																																																																																																																																																																																										
	荒神山神社	0.00044	0.004	0.004	—																																																																																																																																																																																																										
	最大着地濃度地点	0.00049	0.004	0.004	—																																																																																																																																																																																																										
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	清崎町公民館	0.00008	0.010	0.010	—	0.6以下																																																																																																																																																																																																									
	大山地区公園	0.00034	0.0085	0.0088	—																																																																																																																																																																																																										
	稲里町民会館	0.00008	0.024	0.024	—																																																																																																																																																																																																										
	三津屋町民会館	0.00006	0.0072	0.0073	—																																																																																																																																																																																																										
	荒神山神社	0.00147	0.0078	0.0093	—																																																																																																																																																																																																										
	最大着地濃度地点	0.00163	0.024	0.026	—																																																																																																																																																																																																										

表 5-3 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																																																																																																																																																																			
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																																																																																																																																					
大気質	大気質 (窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、その他の物質)	施設の稼働	(前ページ参照)	<p><短期濃度(1時間値)></p> <p>1. 予測結果</p> <p>・一般的な気象条件時 予測の結果、一般的な気象条件時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 530m (二酸化窒素は約 540m) の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.021ppm、二酸化硫黄が 0.005ppm、浮遊粒子状物質が 0.093mg/m³、塩化水素が 0.003ppm、水銀が 0.006 μg/m³、ダイオキシン類が 0.060pg-TEQ/m³となった。</p> <p>・上層逆転層発生時 予測の結果、上層逆転層発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 530m (二酸化窒素は約 540m) の位置に出現する。バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.022ppm、二酸化硫黄が 0.007ppm、浮遊粒子状物質が 0.093mg/m³、塩化水素が 0.005ppm、水銀が 0.008 μg/m³、ダイオキシン類が 0.066pg-TEQ/m³となった。</p> <p>・煙突ダウンウォッシュ発生時 予測の結果、煙突ダウンウォッシュ発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 660m (二酸化窒素は約 690m) の位置に出現する。バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.020ppm、二酸化硫黄が 0.003ppm、浮遊粒子状物質が 0.092mg/m³、塩化水素が 0.001ppm、水銀が 0.004 μg/m³、ダイオキシン類が 0.055pg-TEQ/m³となった。</p> <p>・建物ダウンウォッシュ発生時 予測の結果、建物ダウンウォッシュ発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 390m (二酸化窒素は約 410m) の位置に出現する。バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.020ppm、二酸化硫黄が 0.004ppm、浮遊粒子状物質が 0.092mg/m³、塩化水素が 0.002ppm、水銀が 0.005 μg/m³、ダイオキシン類が 0.058pg-TEQ/m³となった。</p> <p>・フュミゲーション発生時 予測の結果、フュミゲーション発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 50m の位置に出現する。バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.021ppm、二酸化硫黄が 0.007ppm、浮遊粒子状物質が 0.093mg/m³、塩化水素が 0.005ppm、水銀が 0.008 μg/m³、ダイオキシン類が 0.067pg-TEQ/m³となった。</p> <p>・地形ダウンドラフト発生時 予測の結果、地形ダウンドラフト発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 330m (二酸化窒素は約 340m) の位置に出現する。バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.020ppm、二酸化硫黄が 0.004ppm、浮遊粒子状物質が 0.092mg/m³、塩化水素が 0.002ppm、水銀が 0.005 μg/m³、ダイオキシン類が 0.056pg-TEQ/m³となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス処理設備：高効率の排出ガス処理設備を採用するとともに、適切な燃焼管理や薬剤噴霧等により、排出ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行う。 ・運転管理の徹底：焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行う。 ・排出ガス濃度等の情報公開：排出ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、住民が本施設の運転状況を確認できるようにする。 <p>3. 事後調査 想定される予測条件に幅があるため、複数の予測条件を設定した幅のある予測結果となっているが、採用した予測の手法は、その予測精度に係る知見・事例等が十分に蓄積されているものであるため、この幅を大きく逸脱する可能性は小さいと考えられること、採用する環境保全措置の効果は知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>なお、滋賀県環境影響評価技術指針における事後調査の要件に該当しないが、大気汚染防止法等の関係法令に基づき、環境監視調査として、排出ガス濃度の測定を継続的に実施する。</p> <p>4. 評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う大気質への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 施設の稼働に伴う二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀の1時間値の予測結果は上記に示すとおり、環境保全目標値を下回ることから、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p>																																																																																																																																																																																																			
<施設の稼働に伴う大気質の予測・評価結果(1時間値)>																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">気象条件</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">1時間値</th> <th rowspan="2">環境保全目標値^{注1)}</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度(A)</th> <th>バックグラウンド濃度(B)</th> <th>予測結果(A+B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般的な気象条件時</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0008</td> <td>0.020</td> <td>0.021</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0018</td> <td>0.003</td> <td>0.005</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0006</td> <td>0.092</td> <td>0.093</td> <td>0.20以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0018</td> <td>0.001</td> <td>0.003</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³)</td> <td>0.0018</td> <td>0.004</td> <td>0.006</td> <td>0.04以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.0059</td> <td>0.054</td> <td>0.060</td> <td>0.6 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">上層逆転層発生時</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0015</td> <td>0.020</td> <td>0.022</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0035</td> <td>0.003</td> <td>0.007</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0012</td> <td>0.092</td> <td>0.093</td> <td>0.20以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0035</td> <td>0.001</td> <td>0.005</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³)</td> <td>0.0035</td> <td>0.004</td> <td>0.008</td> <td>0.04以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.0118</td> <td>0.054</td> <td>0.066</td> <td>0.6 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">煙突ダウンウォッシュ発生時</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0002</td> <td>0.020</td> <td>0.020</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0004</td> <td>0.003</td> <td>0.003</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0001</td> <td>0.092</td> <td>0.092</td> <td>0.20以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0004</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³)</td> <td>0.0004</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>0.04以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.0015</td> <td>0.054</td> <td>0.055</td> <td>0.6 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">建物ダウンウォッシュ発生時^{注2)}</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0005</td> <td>0.020</td> <td>0.020</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0013</td> <td>0.003</td> <td>0.004</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0004</td> <td>0.092</td> <td>0.092</td> <td>0.20以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0013</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³)</td> <td>0.0013</td> <td>0.004</td> <td>0.005</td> <td>0.04以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.0042</td> <td>0.054</td> <td>0.058</td> <td>0.6 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">フュミゲーション発生時</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0012</td> <td>0.020</td> <td>0.021</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0039</td> <td>0.003</td> <td>0.007</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0013</td> <td>0.092</td> <td>0.093</td> <td>0.20以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0039</td> <td>0.001</td> <td>0.005</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³)</td> <td>0.0039</td> <td>0.004</td> <td>0.008</td> <td>0.04以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.0131</td> <td>0.054</td> <td>0.067</td> <td>0.6 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地形ダウンドラフト発生時^{注2)}</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0002</td> <td>0.020</td> <td>0.020</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0006</td> <td>0.003</td> <td>0.004</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0002</td> <td>0.092</td> <td>0.092</td> <td>0.20以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0006</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³)</td> <td>0.0006</td> <td>0.004</td> <td>0.005</td> <td>0.04以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.0019</td> <td>0.054</td> <td>0.056</td> <td>0.6 以下</td> </tr> </tbody> </table>					気象条件	項目	1時間値			環境保全目標値 ^{注1)}	寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	予測結果(A+B)	一般的な気象条件時	二酸化窒素 (ppm)	0.0008	0.020	0.021	0.1 以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0018	0.003	0.005	0.1 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0006	0.092	0.093	0.20以下	塩化水素 (ppm)	0.0018	0.001	0.003	0.02以下	水銀 (μg/m ³)	0.0018	0.004	0.006	0.04以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0059	0.054	0.060	0.6 以下	上層逆転層発生時	二酸化窒素 (ppm)	0.0015	0.020	0.022	0.1 以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0035	0.003	0.007	0.1 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0012	0.092	0.093	0.20以下	塩化水素 (ppm)	0.0035	0.001	0.005	0.02以下	水銀 (μg/m ³)	0.0035	0.004	0.008	0.04以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0118	0.054	0.066	0.6 以下	煙突ダウンウォッシュ発生時	二酸化窒素 (ppm)	0.0002	0.020	0.020	0.1 以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0004	0.003	0.003	0.1 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0001	0.092	0.092	0.20以下	塩化水素 (ppm)	0.0004	0.001	0.001	0.02以下	水銀 (μg/m ³)	0.0004	0.004	0.004	0.04以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0015	0.054	0.055	0.6 以下	建物ダウンウォッシュ発生時 ^{注2)}	二酸化窒素 (ppm)	0.0005	0.020	0.020	0.1 以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0013	0.003	0.004	0.1 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0004	0.092	0.092	0.20以下	塩化水素 (ppm)	0.0013	0.001	0.002	0.02以下	水銀 (μg/m ³)	0.0013	0.004	0.005	0.04以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0042	0.054	0.058	0.6 以下	フュミゲーション発生時	二酸化窒素 (ppm)	0.0012	0.020	0.021	0.1 以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0039	0.003	0.007	0.1 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0013	0.092	0.093	0.20以下	塩化水素 (ppm)	0.0039	0.001	0.005	0.02以下	水銀 (μg/m ³)	0.0039	0.004	0.008	0.04以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0131	0.054	0.067	0.6 以下	地形ダウンドラフト発生時 ^{注2)}	二酸化窒素 (ppm)	0.0002	0.020	0.020	0.1 以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0006	0.003	0.004	0.1 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0002	0.092	0.092	0.20以下	塩化水素 (ppm)	0.0006	0.001	0.002	0.02以下	水銀 (μg/m ³)	0.0006	0.004	0.005	0.04以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0019	0.054	0.056	0.6 以下
気象条件	項目	1時間値					環境保全目標値 ^{注1)}																																																																																																																																																																																																
		寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	予測結果(A+B)																																																																																																																																																																																																			
一般的な気象条件時	二酸化窒素 (ppm)	0.0008	0.020	0.021	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0018	0.003	0.005	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0006	0.092	0.093	0.20以下																																																																																																																																																																																																		
	塩化水素 (ppm)	0.0018	0.001	0.003	0.02以下																																																																																																																																																																																																		
	水銀 (μg/m ³)	0.0018	0.004	0.006	0.04以下																																																																																																																																																																																																		
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0059	0.054	0.060	0.6 以下																																																																																																																																																																																																		
上層逆転層発生時	二酸化窒素 (ppm)	0.0015	0.020	0.022	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0035	0.003	0.007	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0012	0.092	0.093	0.20以下																																																																																																																																																																																																		
	塩化水素 (ppm)	0.0035	0.001	0.005	0.02以下																																																																																																																																																																																																		
	水銀 (μg/m ³)	0.0035	0.004	0.008	0.04以下																																																																																																																																																																																																		
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0118	0.054	0.066	0.6 以下																																																																																																																																																																																																		
煙突ダウンウォッシュ発生時	二酸化窒素 (ppm)	0.0002	0.020	0.020	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0004	0.003	0.003	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0001	0.092	0.092	0.20以下																																																																																																																																																																																																		
	塩化水素 (ppm)	0.0004	0.001	0.001	0.02以下																																																																																																																																																																																																		
	水銀 (μg/m ³)	0.0004	0.004	0.004	0.04以下																																																																																																																																																																																																		
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0015	0.054	0.055	0.6 以下																																																																																																																																																																																																		
建物ダウンウォッシュ発生時 ^{注2)}	二酸化窒素 (ppm)	0.0005	0.020	0.020	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0013	0.003	0.004	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0004	0.092	0.092	0.20以下																																																																																																																																																																																																		
	塩化水素 (ppm)	0.0013	0.001	0.002	0.02以下																																																																																																																																																																																																		
	水銀 (μg/m ³)	0.0013	0.004	0.005	0.04以下																																																																																																																																																																																																		
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0042	0.054	0.058	0.6 以下																																																																																																																																																																																																		
フュミゲーション発生時	二酸化窒素 (ppm)	0.0012	0.020	0.021	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0039	0.003	0.007	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0013	0.092	0.093	0.20以下																																																																																																																																																																																																		
	塩化水素 (ppm)	0.0039	0.001	0.005	0.02以下																																																																																																																																																																																																		
	水銀 (μg/m ³)	0.0039	0.004	0.008	0.04以下																																																																																																																																																																																																		
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0131	0.054	0.067	0.6 以下																																																																																																																																																																																																		
地形ダウンドラフト発生時 ^{注2)}	二酸化窒素 (ppm)	0.0002	0.020	0.020	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0006	0.003	0.004	0.1 以下																																																																																																																																																																																																		
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0002	0.092	0.092	0.20以下																																																																																																																																																																																																		
	塩化水素 (ppm)	0.0006	0.001	0.002	0.02以下																																																																																																																																																																																																		
	水銀 (μg/m ³)	0.0006	0.004	0.005	0.04以下																																																																																																																																																																																																		
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0019	0.054	0.056	0.6 以下																																																																																																																																																																																																		
<p>注1) 環境基準が定められているものは「大気の汚染に係る環境基準について」における環境基準の値を、短期高濃度時における二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」に示される短期暴露指針値の下限値を、塩化水素については「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考とした値を、水銀については「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」に示された有害大気汚染物質に係る指針値をそれぞれ適用した。</p> <p>注2) 複数の気象条件(風速ケース、大気安定度)で予測計算を実施し、その結果、最も焼却施設の影響が高濃度となる風速ケース、大気安定度での予測及び評価の結果を示した。(建物ダウンウォッシュでは焼却施設の煙突高さで風速 2.7m/s、大気安定度 A、地形ダウンドラフトでは焼却施設の煙突高さで風速 8.8m/s、大気安定度 A)</p>																																																																																																																																																																																																							

表 5-4 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																																																																																		
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																																																				
大気質	大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質)	施設関連車両の走行	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果 施設関連車両の走行に係る寄与濃度の年平均値は、二酸化窒素が 0.000461～0.001821ppm、浮遊粒子状物質が 0.00001084～0.00004645mg/m³となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.004～0.006ppm、浮遊粒子状物質が 0.012～0.013mg/m³となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> 施設関連車両台数の低減：ごみ減量対策の推進や、一般持込ごみの事前予約制の導入等により、運搬・持込車両の台数低減に努める。 車両の維持管理：施設関連車両の維持管理を徹底し、自動車排出ガスの量を適正に保つ。 運転手の教育・指導：施設関連車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底する。 </p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見は十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> 環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、関連車両の走行に伴う大気質への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、0.014ppm であり、どの地点も環境保全目標値とした「0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下」を満足する値となる。また、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は、0.033～0.035mg/m³ であり、どの地点も環境保全目標値とした「0.10mg/m³ 以下」を満足する値となる。以上の結果より、施設関連車両の走行に伴う二酸化窒素および浮遊粒子状物質の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。 </p> <p><施設関連車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測・評価結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">寄与濃度</th> <th rowspan="2">バックグラウンド濃度</th> <th rowspan="2">予測結果 (年平均値)</th> <th rowspan="2">日平均値の年間98%値または日平均値の年間2%除外値</th> <th rowspan="2">環境保全目標値^(注)</th> </tr> <tr> <th>基礎交通量</th> <th>施設関連車両</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">二酸化窒素 (ppm)</td> <td>A.荒神山通り（福祉施設前）</td> <td>0.000414</td> <td>0.000113</td> <td>0.000527</td> <td>0.004</td> <td>0.005</td> <td>0.014</td> <td rowspan="7">0.04～0.06 のゾーン内 またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>B.市道芹橋彦富線（亀山地区）</td> <td>0.001523</td> <td>0.000050</td> <td>0.001573</td> <td>0.004</td> <td>0.006</td> <td>0.014</td> </tr> <tr> <td>C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）</td> <td>0.001578</td> <td>0.000031</td> <td>0.001609</td> <td>0.004</td> <td>0.006</td> <td>0.014</td> </tr> <tr> <td>D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）</td> <td>0.000970</td> <td>0.000025</td> <td>0.000995</td> <td>0.004</td> <td>0.005</td> <td>0.014</td> </tr> <tr> <td>E.県道大津能登川長浜線（大山地区）</td> <td>0.001792</td> <td>0.000029</td> <td>0.001821</td> <td>0.004</td> <td>0.006</td> <td>0.014</td> </tr> <tr> <td>F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）</td> <td>0.001016</td> <td>0.000001</td> <td>0.001017</td> <td>0.004</td> <td>0.005</td> <td>0.014</td> </tr> <tr> <td>G.市道整備ルート沿道</td> <td>0.000441</td> <td>0.000020</td> <td>0.000461</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>0.014</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>A.荒神山通り（福祉施設前）</td> <td>0.00001027</td> <td>0.00000322</td> <td>0.00001349</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.033</td> <td rowspan="7">0.10 以下</td> </tr> <tr> <td>B.市道芹橋彦富線（亀山地区）</td> <td>0.00003941</td> <td>0.00000158</td> <td>0.00004099</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）</td> <td>0.00004549</td> <td>0.00000096</td> <td>0.00004645</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）</td> <td>0.00002490</td> <td>0.00000080</td> <td>0.00002570</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>E.県道大津能登川長浜線（大山地区）</td> <td>0.00004460</td> <td>0.00000086</td> <td>0.00004546</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）</td> <td>0.00002202</td> <td>0.00000002</td> <td>0.00002204</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>G.市道整備ルート沿道</td> <td>0.00001025</td> <td>0.00000059</td> <td>0.00001084</td> <td>0.013</td> <td>0.013</td> <td>0.035</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「二酸化窒素に係る環境基準について」および「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準の値を適用した。</p>	項目	予測地点	寄与濃度			バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の年間98%値または日平均値の年間2%除外値	環境保全目標値 ^(注)	基礎交通量	施設関連車両	合計	二酸化窒素 (ppm)	A.荒神山通り（福祉施設前）	0.000414	0.000113	0.000527	0.004	0.005	0.014	0.04～0.06 のゾーン内 またはそれ以下	B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	0.001523	0.000050	0.001573	0.004	0.006	0.014	C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）	0.001578	0.000031	0.001609	0.004	0.006	0.014	D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	0.000970	0.000025	0.000995	0.004	0.005	0.014	E.県道大津能登川長浜線（大山地区）	0.001792	0.000029	0.001821	0.004	0.006	0.014	F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	0.001016	0.000001	0.001017	0.004	0.005	0.014	G.市道整備ルート沿道	0.000441	0.000020	0.000461	0.004	0.004	0.014	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A.荒神山通り（福祉施設前）	0.00001027	0.00000322	0.00001349	0.012	0.012	0.033	0.10 以下	B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	0.00003941	0.00000158	0.00004099	0.012	0.012	0.033	C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）	0.00004549	0.00000096	0.00004645	0.012	0.012	0.033	D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	0.00002490	0.00000080	0.00002570	0.012	0.012	0.033	E.県道大津能登川長浜線（大山地区）	0.00004460	0.00000086	0.00004546	0.012	0.012	0.033	F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	0.00002202	0.00000002	0.00002204	0.012	0.012	0.033	G.市道整備ルート沿道	0.00001025	0.00000059	0.00001084	0.013	0.013	0.035
		項目	予測地点	寄与濃度			バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の年間98%値または日平均値の年間2%除外値					環境保全目標値 ^(注)																																																																																																								
基礎交通量	施設関連車両			合計																																																																																																																		
二酸化窒素 (ppm)	A.荒神山通り（福祉施設前）	0.000414	0.000113	0.000527	0.004	0.005	0.014	0.04～0.06 のゾーン内 またはそれ以下																																																																																																														
	B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	0.001523	0.000050	0.001573	0.004	0.006	0.014																																																																																																															
	C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）	0.001578	0.000031	0.001609	0.004	0.006	0.014																																																																																																															
	D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	0.000970	0.000025	0.000995	0.004	0.005	0.014																																																																																																															
	E.県道大津能登川長浜線（大山地区）	0.001792	0.000029	0.001821	0.004	0.006	0.014																																																																																																															
	F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	0.001016	0.000001	0.001017	0.004	0.005	0.014																																																																																																															
	G.市道整備ルート沿道	0.000441	0.000020	0.000461	0.004	0.004	0.014																																																																																																															
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A.荒神山通り（福祉施設前）	0.00001027	0.00000322	0.00001349	0.012	0.012	0.033	0.10 以下																																																																																																														
	B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	0.00003941	0.00000158	0.00004099	0.012	0.012	0.033																																																																																																															
	C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）	0.00004549	0.00000096	0.00004645	0.012	0.012	0.033																																																																																																															
	D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	0.00002490	0.00000080	0.00002570	0.012	0.012	0.033																																																																																																															
	E.県道大津能登川長浜線（大山地区）	0.00004460	0.00000086	0.00004546	0.012	0.012	0.033																																																																																																															
	F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	0.00002202	0.00000002	0.00002204	0.012	0.012	0.033																																																																																																															
	G.市道整備ルート沿道	0.00001025	0.00000059	0.00001084	0.013	0.013	0.035																																																																																																															
	大気質 (粉じん等)	施設の稼働		<p>1. 予測結果 リサイクル施設の稼働に伴う粉じんの予測結果は、リサイクル施設に係る類似施設の敷地境界および周辺民家における粉じんの調査結果によると、調査期間平均値は、類似施設の敷地境界が 0.020mg/m³、類似施設の周辺民家が 0.024mg/m³ となっており、敷地境界の粉じん濃度は周辺民家を下回る濃度であり、敷地境界および周辺民家におけるリサイクル施設の影響は極めて小さいと考える。 また、本リサイクル施設は、上記の類似施設と同様に建屋で囲われた構造となっており、直接、処理過程で生じる粉じんが周辺に飛散することはない。さらに、施設内で発生した粉じんは、集じんダクトで吸引を行い、集じん装置により除去したうえで、施設外へ排出する。 以上より、周辺に及ぼす粉じんの影響は極めて小さいものと予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> 施設を建屋で囲う：粉じんを発生させるおそれのある破砕処理設備は建屋で囲い、処理過程で生じる粉じんを周辺に飛散させない。 除じん設備の設置：施設内で発生した粉じんは、集じんダクトで吸引を行い、集じん装置により除去する。 散水の実施：施設内では、必要に応じ、適宜散水を行う。 </p> <p>3. 事後調査 予測にあたっては、類似施設において測定された粉じん等の調査結果を用いており、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> 環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、リサイクル施設の稼働に伴う粉じんの影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う粉じん等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 </p>																																																																																																																		

表 5-5 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																																																	
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																			
騒音	騒音	重機の稼働	<p>・環境騒音 対象事業実施区域では、平日昼間が40dB、平日夜間が32dB、休日昼間が40dB、休日夜間が32dBであり、いずれも環境基準以下であった。 1.清崎町公民館では、平日昼間が37dB、平日夜間が35dB、休日昼間が38dB、休日夜間が33dBであり、いずれも環境基準以下であった。 2.大山地区公園では、平日昼間が44dB、平日夜間が32dB、休日昼間が44dB、休日夜間が30dBであり、いずれも環境基準以下であった。 3.稲里町民会館では、平日昼間が43dB、平日夜間が34dB、休日昼間が41dB、休日夜間が34dBであり、いずれも環境基準以下であった。 4.荒神山神社では、平日昼間が42dB、平日夜間が32dB、休日昼間が41dB、休日夜間が33dBであり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>・道路交通騒音 A.荒神山通り（福祉施設前）では、平日昼間が64dB、平日夜間が54dB、休日昼間が64dB、休日夜間が54dBであり、いずれも環境基準以下であった。 B.市道芹橋彦富線（亀山地区）では、平日昼間が68dB、休日昼間が68dBであり、環境基準を上回っていた。また、平日夜間が60dB、休日夜間が60dBであり、環境基準以下であった。 C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）では、平日昼間が67dB、平日夜間が61dB、休日昼間が67dB、休日夜間が60dBであり、いずれも環境基準以下であった。 D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）では、平日昼間が64dB、平日夜間が58dB、休日昼間が64dB、休日夜間が57dBであり、いずれも環境基準以下であった。 E.県道大津能登川長浜線（大山地区）では、平日昼間が69dB、平日夜間が63dB、休日昼間が69dB、休日夜間が62dBであり、いずれも環境基準以下であった。 F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）では、平日昼間が69dB、平日夜間が61dB、休日昼間が69dB、休日夜間が61dBであり、いずれも環境基準以下であった。</p>	<p>1. 予測結果 工事の実施による重機の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、敷地境界で67dB (L_{As})、最寄住居等で42～55dB (L_{Aeq}) となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型建設機械の採用：建設工事に使用する重機（建設機械）は、低騒音型の建設機械を採用するよう努める。 ・重機の整備・点検：重機の整備・点検を徹底する。 ・教育指導の実施：アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行う。 ・仮囲いの設置：建設工事の期間中においては、敷地境界外周に高さ3m程度の仮囲いを設置する。 </p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、重機の稼働に伴う騒音の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 予測結果は、敷地境界（西側敷地境界）で67dB (L_{As}) であり、環境保全目標値とした「85dB」を満足する値となった。また、最寄住居等の予測結果は42～55dB (L_{Aeq}) であり、環境保全目標値とした「55dB」を満足する値となった。以上の結果より、重機の稼働に伴う騒音の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。 </p>	<p><重機の稼働に伴う建設作業騒音の予測・評価結果（敷地境界）> [単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大となる地点</th> <th>騒音レベル (L_{As})</th> <th>環境保全目標値^{注1)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西側敷地境界付近</td> <td>67</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を適用した。</p> <p><重機の稼働に伴う建設作業騒音の予測・評価結果（最寄住居等）> [単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>平日休日の別</th> <th>寄与分(実効騒音レベル) (L_{Aeff}) ①</th> <th>現況値 (L_{Aeq}) ②</th> <th>予測結果 (L_{Aeq}) (①・②)</th> <th>環境保全目標値^{注2)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">清崎町公民館</td> <td>平日</td> <td>44</td> <td>42</td> <td>46</td> <td rowspan="12">55</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>44</td> <td>41</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大山地区公園</td> <td>平日</td> <td>41</td> <td>37</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>41</td> <td>38</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">稲里町民会館</td> <td>平日</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">荒神山神社</td> <td>平日</td> <td>40</td> <td>43</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>40</td> <td>41</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北側最寄住居</td> <td>平日</td> <td>55</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>55</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南側最寄住居</td> <td>平日</td> <td>54</td> <td>40</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>54</td> <td>40</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分は、昼間（6時～22時）。 注2) 「騒音に係る環境基準」のB類型の昼間（6:00～22:00）の基準を適用した。</p>	最大となる地点	騒音レベル (L_{As})	環境保全目標値 ^{注1)}	西側敷地境界付近	67	85	予測地点	平日休日の別	寄与分(実効騒音レベル) (L_{Aeff}) ①	現況値 (L_{Aeq}) ②	予測結果 (L_{Aeq}) (①・②)	環境保全目標値 ^{注2)}	清崎町公民館	平日	44	42	46	55	休日	44	41	46	大山地区公園	平日	41	37	42	休日	41	38	43	稲里町民会館	平日	45	44	48	休日	45	44	48	荒神山神社	平日	40	43	45	休日	40	41	44	北側最寄住居	平日	55	40	55	休日	55	40	55	南側最寄住居	平日	54	40	54	休日	54	40	54													
		最大となる地点	騒音レベル (L_{As})	環境保全目標値 ^{注1)}																																																																																	
西側敷地境界付近	67	85																																																																																			
予測地点	平日休日の別	寄与分(実効騒音レベル) (L_{Aeff}) ①	現況値 (L_{Aeq}) ②	予測結果 (L_{Aeq}) (①・②)	環境保全目標値 ^{注2)}																																																																																
清崎町公民館	平日	44	42	46	55																																																																																
	休日	44	41	46																																																																																	
大山地区公園	平日	41	37	42																																																																																	
	休日	41	38	43																																																																																	
稲里町民会館	平日	45	44	48																																																																																	
	休日	45	44	48																																																																																	
荒神山神社	平日	40	43	45																																																																																	
	休日	40	41	44																																																																																	
北側最寄住居	平日	55	40	55																																																																																	
	休日	55	40	55																																																																																	
南側最寄住居	平日	54	40	54																																																																																	
	休日	54	40	54																																																																																	
		工事用車両の走行	<p>1. 予測結果 工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果は、工事用車両を付加した騒音レベルが65～70dBとなった。なお、工事用車両の走行による増加分は、0（1未満）～1dBとなった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両台数の低減：土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らす。 ・車両の維持管理：工事用車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止する。 ・運転手の教育・指導：工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底する。 </p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 地点Bを除く予測結果は65～70dBであり、工事用車両の走行により現況騒音レベルから1dBの増加が生じると想定されるが、地点Aについては「65dB」、地点C～Fについては「70dB」とした環境保全目標値を満足する値となった。また、B.市道芹橋彦富線（亀山地区）の予測結果は68dBであり環境基準を超過しているが、現況騒音レベルが環境基準を超過していることから環境保全目標は「現況を悪化させないこと」としており、地点Bにおける工事用車両の走行による騒音レベルの増加分は0dB（1dB未満）であり、工事用車両の走行時における現況からの悪化は生じないと考えられる。以上の結果より、工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果は、環境保全目標との整合性が図られているものと評価した。 </p>	<p><工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 (L_{Aeq}) の予測・評価結果> [単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平日休日の別</th> <th>予測地点</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>予測結果</th> <th>環境基準^{注1)}</th> <th>環境保全目標値</th> <th>工事用車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">平日</td> <td>A.荒神山通り（福祉施設前）</td> <td>64</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>B.市道芹橋彦富線（亀山地区）</td> <td>68^{注2)}</td> <td>68^{注2)}</td> <td>65</td> <td>68^{注3)}</td> <td>0（1未満）</td> </tr> <tr> <td>C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）</td> <td>67</td> <td>68</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）</td> <td>64</td> <td>65</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>E.県道大津能登川長浜線（大山地区）</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">休日</td> <td>A.荒神山通り（福祉施設前）</td> <td>64</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>B.市道芹橋彦富線（亀山地区）</td> <td>68^{注2)}</td> <td>68^{注2)}</td> <td>65</td> <td>68^{注3)}</td> <td>0（1未満）</td> </tr> <tr> <td>C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）</td> <td>67</td> <td>68</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）</td> <td>64</td> <td>65</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>E.県道大津能登川長浜線（大山地区）</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 環境基準は昼間（6:00～22:00）の基準値を示している。 注2) 太字は環境基準を上回る結果を示している。 注3) 環境保全目標値は、「騒音に係る環境基準」の昼間（6:00～22:00）の基準を適用した。ただし、現況騒音レベルが「騒音に係る環境基準」の昼間の基準を超えている地点（B.市道芹橋彦富線（亀山地区））については、現況を悪化させないことを環境保全目標とし、現況騒音レベルを環境保全目標値とした。</p>	平日休日の別	予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境基準 ^{注1)}	環境保全目標値	工事用車両による増加分	平日	A.荒神山通り（福祉施設前）	64	65	65	65	1	B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	68 ^{注2)}	68 ^{注2)}	65	68 ^{注3)}	0（1未満）	C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）	67	68	70	70	1	D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	64	65	70	70	1	E.県道大津能登川長浜線（大山地区）	69	70	70	70	1	F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	69	70	70	70	1	休日	A.荒神山通り（福祉施設前）	64	65	65	65	1	B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	68 ^{注2)}	68 ^{注2)}	65	68 ^{注3)}	0（1未満）	C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）	67	68	70	70	1	D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	64	65	70	70	1	E.県道大津能登川長浜線（大山地区）	69	70	70	70	1	F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	69	70	70	70	1
平日休日の別	予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境基準 ^{注1)}	環境保全目標値	工事用車両による増加分																																																																															
平日	A.荒神山通り（福祉施設前）	64	65	65	65	1																																																																															
	B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	68 ^{注2)}	68 ^{注2)}	65	68 ^{注3)}	0（1未満）																																																																															
	C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）	67	68	70	70	1																																																																															
	D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	64	65	70	70	1																																																																															
	E.県道大津能登川長浜線（大山地区）	69	70	70	70	1																																																																															
	F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	69	70	70	70	1																																																																															
休日	A.荒神山通り（福祉施設前）	64	65	65	65	1																																																																															
	B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	68 ^{注2)}	68 ^{注2)}	65	68 ^{注3)}	0（1未満）																																																																															
	C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）	67	68	70	70	1																																																																															
	D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	64	65	70	70	1																																																																															
	E.県道大津能登川長浜線（大山地区）	69	70	70	70	1																																																																															
	F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	69	70	70	70	1																																																																															

表 5-6 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																																																																																																
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																																																																		
騒音	騒音	施設の稼働	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果 施設の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、敷地境界（西側敷地境界）で 45～47dB (L_{A5})、最寄住居等で昼間が 37～44dB (L_{Aeq})、夜間が 31～35dB (L_{Aeq}) となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> 低騒音型設備機器の採用と配置：低騒音型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置する。 設備機器の維持管理：定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。 </p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> 環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う騒音の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 予測結果は、敷地境界（西側敷地境界）で 45～47dB (L_{A5}) であり、環境保全目標値とした「45～55dB」を満足する値となった。また、最寄住居等の予測結果は 31～44dB (L_{Aeq}) であり、環境保全目標値とした「45～55dB」を満足する値となった。以上の結果より、施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。 <p style="text-align: center;">＜施設の稼働に伴う騒音レベルの予測・評価結果（最大地点）＞ [単位：dB]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>区分</th> <th>最大となる地点</th> <th>予測結果 (L_{A5})</th> <th>環境保全目標値 (L_{A5})^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">最大地点 (敷地境界)</td> <td>朝</td> <td rowspan="4">西側敷地境界</td> <td>45</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>47</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>45</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昼間については、朝・昼間・夕のうち最も厳しい朝の基準値)を適用した。</p> </p>	予測地点	区分	最大となる地点	予測結果 (L_{A5})	環境保全目標値 (L_{A5}) ^{注)}	最大地点 (敷地境界)	朝	西側敷地境界	45	50	昼間	47	55	夕	45	50	夜間	45	45	<p style="text-align: center;">＜施設の稼働に伴う騒音レベルの予測・評価結果（最寄住居等）＞ [単位：dB]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>区分</th> <th>寄与分^{注1)} (L_{A5})</th> <th>現況値^{注2)} (L_{Aeq})</th> <th>予測結果^{注3)} (L_{Aeq})</th> <th>環境保全目標値 (L_{Aeq})^{注4)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">清崎町公民館</td> <td rowspan="2">平日</td> <td rowspan="2">25 未満</td> <td>昼間</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td> <td rowspan="2">25 未満</td> <td>昼間</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>33</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大山地区公園</td> <td rowspan="2">平日</td> <td rowspan="2">25 未満</td> <td>昼間</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>32</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td> <td rowspan="2">25 未満</td> <td>昼間</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">稲里町民会館</td> <td rowspan="2">平日</td> <td rowspan="2">25 未満</td> <td>昼間</td> <td>43</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>34</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td> <td rowspan="2">25 未満</td> <td>昼間</td> <td>41</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>34</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">荒神山神社</td> <td rowspan="2">平日</td> <td rowspan="2">26</td> <td>昼間</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>32</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td> <td rowspan="2">26</td> <td>昼間</td> <td>41</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>33</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">北側最寄住居</td> <td rowspan="2">平日</td> <td rowspan="2">25 未満</td> <td>昼間</td> <td>32</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>32</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td> <td rowspan="2">25 未満</td> <td>昼間</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>32</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">南側最寄住居</td> <td rowspan="2">平日</td> <td rowspan="2">25 未満</td> <td>昼間</td> <td>31</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>29</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td> <td rowspan="2">25 未満</td> <td>昼間</td> <td>31</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>29</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施設からの寄与レベルを示す。 注2) 最寄住居の現況値は対象事業実施区域敷地境界の値 (L_{Aeq}) とした。 注3) 予測結果は、施設からの寄与 (L_{A5}) を安全側で等価騒音レベル (L_{Aeq}) として扱い、現況調査結果 (L_{Aeq}) と合成した値である。施設からの寄与レベルが 25dB 未満の値は、本予測においてはいずれも 25dB として合成値を計算した。 注4) 「騒音に係る環境基準」の B 類型の基準を適用した。</p>	予測地点	区分	寄与分 ^{注1)} (L_{A5})	現況値 ^{注2)} (L_{Aeq})	予測結果 ^{注3)} (L_{Aeq})	環境保全目標値 (L_{Aeq}) ^{注4)}	清崎町公民館	平日	25 未満	昼間	37	37	夜間	35	35	休日	25 未満	昼間	38	38	夜間	33	34	大山地区公園	平日	25 未満	昼間	44	44	夜間	32	33	休日	25 未満	昼間	44	44	夜間	30	31	稲里町民会館	平日	25 未満	昼間	43	43	夜間	34	35	休日	25 未満	昼間	41	41	夜間	34	35	荒神山神社	平日	26	昼間	42	42	夜間	32	33	休日	26	昼間	41	41	夜間	33	34	北側最寄住居	平日	25 未満	昼間	32	40	夜間	32	33	休日	25 未満	昼間	40	41	夜間	32	33	南側最寄住居	平日	25 未満	昼間	31	40	夜間	29	32	休日	25 未満	昼間	31	40	夜間	29	32
	予測地点	区分	最大となる地点	予測結果 (L_{A5})	環境保全目標値 (L_{A5}) ^{注)}																																																																																																																															
最大地点 (敷地境界)	朝	西側敷地境界	45	50																																																																																																																																
	昼間		47	55																																																																																																																																
	夕		45	50																																																																																																																																
	夜間		45	45																																																																																																																																
予測地点	区分	寄与分 ^{注1)} (L_{A5})	現況値 ^{注2)} (L_{Aeq})	予測結果 ^{注3)} (L_{Aeq})	環境保全目標値 (L_{Aeq}) ^{注4)}																																																																																																																															
清崎町公民館	平日	25 未満	昼間	37	37																																																																																																																															
			夜間	35	35																																																																																																																															
	休日	25 未満	昼間	38	38																																																																																																																															
			夜間	33	34																																																																																																																															
大山地区公園	平日	25 未満	昼間	44	44																																																																																																																															
			夜間	32	33																																																																																																																															
	休日	25 未満	昼間	44	44																																																																																																																															
			夜間	30	31																																																																																																																															
稲里町民会館	平日	25 未満	昼間	43	43																																																																																																																															
			夜間	34	35																																																																																																																															
	休日	25 未満	昼間	41	41																																																																																																																															
			夜間	34	35																																																																																																																															
荒神山神社	平日	26	昼間	42	42																																																																																																																															
			夜間	32	33																																																																																																																															
	休日	26	昼間	41	41																																																																																																																															
			夜間	33	34																																																																																																																															
北側最寄住居	平日	25 未満	昼間	32	40																																																																																																																															
			夜間	32	33																																																																																																																															
	休日	25 未満	昼間	40	41																																																																																																																															
			夜間	32	33																																																																																																																															
南側最寄住居	平日	25 未満	昼間	31	40																																																																																																																															
			夜間	29	32																																																																																																																															
	休日	25 未満	昼間	31	40																																																																																																																															
			夜間	29	32																																																																																																																															
施設関連車両の走行	施設関連車両の走行	施設関連車両の走行	<p>1. 予測結果 施設関連車両の走行に伴う騒音の予測結果は、施設関連車両台数を付加した騒音レベルが 64～69dB となった。なお、施設関連車両の走行による増加分は、0 (1 未満) ～1dB となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> 施設関連車両台数の低減：ごみ減量対策の推進や、一般持込ごみの事前予約制の導入等により、運搬・持込車両の台数低減に努める。 車両の維持管理：施設関連車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止する。 運転手の教育・指導：施設関連車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底する。 </p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> 環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設関連車両の走行に伴う騒音の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 地点 B および地点 G を除く予測結果は 64～69dB であり、施設関連車両の走行により現況騒音レベルから 0dB (1dB 未満) ～1dB の増加が生じると想定されるが、地点 A については「65dB」、地点 C～F については「70dB」とした環境保全目標値を満足する値となった。また、B.市道芹橋彦富線（亀山地区）の予測結果は 68dB であり環境基準を超過しているが、現況騒音レベルが環境基準を超過していることから環境保全目標は「現況を悪化させないこと」としており、地点 B における施設関連車両の走行による騒音レベルの増加分は 0dB (1dB 未満) であり、施設関連車両の走行時における現況からの悪化は生じないと考えられる。 G.市道整備ルート沿道の予測結果は 65dB であり、環境保全目標値とした「65dB」を満足する値となった。 以上の結果より、施設関連車両の走行に伴う騒音の予測結果は、環境保全目標との整合が図られているものと評価した。 <p style="text-align: center;">＜施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音 (L_{Aeq}) の予測・評価結果＞ [単位：dB]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>予測結果</th> <th>環境基準^{注1)}</th> <th>環境保全目標値</th> <th>施設関連車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.荒神山通り（福祉施設前）</td> <td>64</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>B.市道芹橋彦富線（亀山地区）</td> <td>68^{注2)}</td> <td>68^{注2)}</td> <td>65</td> <td>68^{注3)}</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）</td> <td>67</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>E.県道大津能登川長浜線（大山区）</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>G.市道整備ルート</td> <td>—</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 環境基準は昼間 (6:00～22:00) の基準値を示している。 注2) 太字は環境基準を上回る結果を示している。 注3) 環境保全目標値は、「騒音に係る環境基準」の昼間 (6:00-22:00) の基準を適用した。 ただし、現況騒音レベルが「騒音に係る環境基準」の昼間の基準を超えている地点 (B.市道芹橋彦富線（亀山地区）) については、現況を悪化させないことを環境保全目標とし、現況騒音レベルを環境保全目標とした。</p> </p>	予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境基準 ^{注1)}	環境保全目標値	施設関連車両による増加分	A.荒神山通り（福祉施設前）	64	65	65	65	1	B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	68 ^{注2)}	68 ^{注2)}	65	68 ^{注3)}	0 (1 未満)	C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）	67	67	70	70	0 (1 未満)	D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	64	64	70	70	0 (1 未満)	E.県道大津能登川長浜線（大山区）	69	69	70	70	0 (1 未満)	F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	69	69	70	70	0 (1 未満)	G.市道整備ルート	—	65	65	65	—																																																																																	
予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境基準 ^{注1)}	環境保全目標値	施設関連車両による増加分																																																																																																																															
A.荒神山通り（福祉施設前）	64	65	65	65	1																																																																																																																															
B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	68 ^{注2)}	68 ^{注2)}	65	68 ^{注3)}	0 (1 未満)																																																																																																																															
C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山出張所横）	67	67	70	70	0 (1 未満)																																																																																																																															
D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	64	64	70	70	0 (1 未満)																																																																																																																															
E.県道大津能登川長浜線（大山区）	69	69	70	70	0 (1 未満)																																																																																																																															
F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	69	69	70	70	0 (1 未満)																																																																																																																															
G.市道整備ルート	—	65	65	65	—																																																																																																																															

表 5-7 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																																				
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																						
超低周波音	超低周波音	施設の稼働	<p>・1～80Hzの50%時間率音圧レベル(L₆₀) 対象事業実施区域敷地境界で平日が57dB、休日が58dB、1.清崎町公民館で平日が61dB、休日が63dB、2.大山地区公園で平日が57dB、休日が57dB、3.稲里町民会館で平日が56dB、休日が58dB、4.荒神山神社で平日が55dB、休日が56dBであり、いずれも参照値以下であった。</p> <p>・1～20HzのG特性5%時間率音圧レベル(L₆₅) 対象事業実施区域敷地境界で平日が61dB、休日が62dB、1.清崎町公民館で平日が62dB、休日が63dB、2.大山地区公園で平日が62dB、休日が60dB、3.稲里町民会館で平日が61dB、休日が61dB、4.荒神山神社で平日が59dB、休日が59dBであり、いずれも参照値以下であった。</p> <p>・G特性音圧レベル(L_G) 対象事業実施区域敷地境界で平日が75dB、休日が75dB、1.清崎町公民館で平日が78dB、休日が78dB、2.大山地区公園で平日が80dB、休日が78dB、3.稲里町民会館で平日が78dB、休日が79dB、4.荒神山神社で平日が73dB、休日が77dBであり、いずれも参照値以下であった。</p>	<p>1. 予測結果 施設の稼働に伴う超低周波音レベルの予測結果は、南側敷地境界で87dB (L_G)、最寄住居で72～73dB (L_G) となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・低騒音型・低振動型設備機器の採用と配置：低騒音型・低振動型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置する。 ・設備機器の維持管理：定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。</p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う超低周波音の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 予測結果は、南側敷地境界で87dB (L_G)、最寄住居で72～73dB (L_G) であり、環境保全目標値とした「92dB」を満足する値となった。 以上の結果より、施設の稼働に伴う超低周波音の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	<p>＜施設の稼働に伴う超低周波音 (L_G) の予測・評価結果＞</p> <p>[単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南側敷地境界</td> <td>87</td> <td rowspan="3">92</td> </tr> <tr> <td>北側最寄住居</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>南側最寄住居</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「低周波音問題対応の手引書」に示される「心身に係る苦情に関する評価指針」(G特性音圧レベルL_Gで92dB)の値を適用した。</p>	予測地点	予測結果	環境保全目標値 ^{注)}	南側敷地境界	87	92	北側最寄住居	72	南側最寄住居	73																																																									
予測地点	予測結果	環境保全目標値 ^{注)}																																																																						
南側敷地境界	87	92																																																																						
北側最寄住居	72																																																																							
南側最寄住居	73																																																																							
振動	振動	重機の稼働	<p>・環境振動 対象事業実施区域、1.清崎町公民館および4.荒神山神社では、平日昼間・夜間および休日昼間・夜間ともに25dB未滿、2.大山地区公園では、平日昼間が29dB、平日夜間が26dB、休日昼間が27dB、休日夜間が25dB、3.稲里町民会館では、平日昼間・夜間および休日昼間共に25dB未滿、休日夜間が25dBであり、振動レベル(L₁₀)はいずれも振動感覚閾値以下であった。</p> <p>・道路交通振動 A.荒神山通り(福祉施設前)では、平日昼間が27dB、平日夜間が25dB、休日昼間が25dB、休日夜間が25dB、B.市道芹橋彦富線(亀山地区)では、平日昼間が42dB、平日夜間が32dB、休日昼間が42dB、休日夜間が31dB、C.県道賀田山安食西線(彦根市亀山出張所横)では、平日昼間が36dB、平日夜間が28dB、休日昼間が33dB、休日夜間が27dB、D.県道三津屋野口線(河瀬中学校・高等学校横)では、平日昼間が41dB、平日夜間が31dB、休日昼間が41dB、休日夜間が31dB、E.県道大津能登川長浜線(大山地区)では、平日昼間が36dB、平日夜間が28dB、休日昼間が34dB、休日夜間が27dB、F.県道大津能登川長浜線(清崎地区)では、平日昼間が38dB、平日夜間が29dB、休日昼間が39dB、休日夜間が28dBであり、振動レベル(L₁₀)はいずれの地点も要請限度以下であった。</p> <p>・地盤卓越振動数 各地点の地盤卓越振動数は14.6～22.5Hzであった。</p>	<p>1. 予測結果 工事の実施による重機の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、敷地境界(西側敷地境界)で57dB (L₁₀)、最寄住居等で28～48dB (L₁₀) となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・低振動型建設機械の採用：建設工事に使用する重機(建設機械)は、低振動型の建設機械を採用するよう努める。 ・重機の整備・点検：重機の整備・点検を徹底する。 ・教育指導の実施：アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行う。</p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、重機の稼働に伴う振動の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 予測結果は、敷地境界(西側敷地境界)で57dB (L₁₀) であり、環境保全目標値とした「75dB」を満足する値となった。また、最寄住居等の予測結果は28～48dB (L₁₀) であり、環境保全目標値とした「55dB」を満足する値となった。 以上の結果より、重機の稼働に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	<p>＜重機の稼働に伴う建設作業振動の予測・評価結果(敷地境界)＞</p> <p>[単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大となる地点</th> <th>振動レベル(L₁₀)</th> <th>環境保全目標値^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>57</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」を適用した。</p> <p>＜重機の稼働に伴う建設作業振動の予測・評価結果(最寄住居等)＞</p> <p>[単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>平日休日の別</th> <th>寄与分(L₁₀)①</th> <th>現況値(L₁₀)②</th> <th>予測結果(L₁₀) (①・②)</th> <th>環境保全目標値^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">清崎町公民館</td> <td>平日</td> <td>25未滿</td> <td>25未滿</td> <td>28</td> <td rowspan="12">55</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>25未滿</td> <td>25未滿</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大山地区公園</td> <td>平日</td> <td>25未滿</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>25未滿</td> <td>27</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">稲里町民会館</td> <td>平日</td> <td>25未滿</td> <td>25未滿</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>25未滿</td> <td>25未滿</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">荒神山神社</td> <td>平日</td> <td>25未滿</td> <td>25未滿</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>25未滿</td> <td>25未滿</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北側最寄住居</td> <td>平日</td> <td>48</td> <td>25未滿</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>48</td> <td>25未滿</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南側最寄住居</td> <td>平日</td> <td>36</td> <td>25未滿</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>36</td> <td>25未滿</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 振動感覚閾値(人が振動を感じ始める値：55dB)を適用した。</p>	最大となる地点	振動レベル(L ₁₀)	環境保全目標値 ^{注)}	西側敷地境界	57	75	予測地点	平日休日の別	寄与分(L ₁₀)①	現況値(L ₁₀)②	予測結果(L ₁₀) (①・②)	環境保全目標値 ^{注)}	清崎町公民館	平日	25未滿	25未滿	28	55	休日	25未滿	25未滿	28	大山地区公園	平日	25未滿	29	30	休日	25未滿	27	29	稲里町民会館	平日	25未滿	25未滿	28	休日	25未滿	25未滿	28	荒神山神社	平日	25未滿	25未滿	28	休日	25未滿	25未滿	28	北側最寄住居	平日	48	25未滿	48	休日	48	25未滿	48	南側最寄住居	平日	36	25未滿	36	休日	36	25未滿	36
最大となる地点	振動レベル(L ₁₀)	環境保全目標値 ^{注)}																																																																						
西側敷地境界	57	75																																																																						
予測地点	平日休日の別	寄与分(L ₁₀)①	現況値(L ₁₀)②	予測結果(L ₁₀) (①・②)	環境保全目標値 ^{注)}																																																																			
清崎町公民館	平日	25未滿	25未滿	28	55																																																																			
	休日	25未滿	25未滿	28																																																																				
大山地区公園	平日	25未滿	29	30																																																																				
	休日	25未滿	27	29																																																																				
稲里町民会館	平日	25未滿	25未滿	28																																																																				
	休日	25未滿	25未滿	28																																																																				
荒神山神社	平日	25未滿	25未滿	28																																																																				
	休日	25未滿	25未滿	28																																																																				
北側最寄住居	平日	48	25未滿	48																																																																				
	休日	48	25未滿	48																																																																				
南側最寄住居	平日	36	25未滿	36																																																																				
	休日	36	25未滿	36																																																																				

表 5-8 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等								
	環境要素の区分	影響要因の区分										
振動	振動	工事用車両の走行	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果 工事用車両の走行に伴う振動の予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルは31～46dBとなった。なお、工事用車両の走行による増加分は、3～6dBとなった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両台数の低減：土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らす。 ・車両の維持管理：工事用車両の維持管理を徹底し、過剰な振動の発生を防止する。 ・運転手の教育・指導：工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底する。 </p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事用車両の走行に伴う振動の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが31～46dBとなるため、環境保全目標値とした「65dB」を満足する値となった。以上の結果より、工事用車両の走行に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。 </p>								
		施設の稼働	<p>1. 予測結果 施設の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、敷地境界で昼間が57dB、夜間が55dB、最寄住居で昼間が28～42dB、夜間が28～40dBとなった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・振動発生機器の配慮：低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じ、強固な基礎や独立基礎上に設置する。 ・設備機器の維持管理：定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。 </p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う振動の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 予測結果は、敷地境界（東側敷地境界）で55～57dB（L_{10}）であり、環境保全目標値とした「55～60dB」を満足する値となった。また、最寄住居等の予測結果は28～42dB（L_{10}）であり、環境保全目標値とした「55dB」を満足する値となった。以上の結果より、施設の稼働に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。 <p>＜施設の稼働に伴う振動レベル（L_{10}）の予測・評価結果（敷地境界）＞ [単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大となる地点</th> <th>区分</th> <th>予測結果（L_{10}）</th> <th>環境保全目標値（L_{10}）^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東側敷地境界</td> <td>昼間</td> <td>57</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」を適用した。</p> </p>	最大となる地点	区分	予測結果（ L_{10} ）	環境保全目標値（ L_{10} ） ^{注)}	東側敷地境界	昼間	57	60	夜間
最大となる地点	区分	予測結果（ L_{10} ）	環境保全目標値（ L_{10} ） ^{注)}									
東側敷地境界	昼間	57	60									
	夜間	55	55									

＜工事用車両の走行に伴う道路交通振動（ L_{10} ）の予測・評価結果＞
[単位：dB]

平日休日の別	予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境保全目標値 ^{注)}	工事用車両による増加分
平日	A.荒神山通り（福祉施設前）	27	33	65	6
	B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	42	45		3
	C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山辻別野河横）	36	39		3
	D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	41	44		3
	E.県道大津能登川長浜線（大山地区）	36	39		3
	F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	38	42		4
休日	A.荒神山通り（福祉施設前）	25	31	65	6
	B.市道芹橋彦富線（亀山地区）	42	46		4
	C.県道賀田山安食西線（彦根市亀山辻別野河横）	33	37		4
	D.県道三津屋野口線（河瀬中学校・高等学校横）	41	45		4
	E.県道大津能登川長浜線（大山地区）	34	37		3
	F.県道大津能登川長浜線（清崎地区）	39	45		6

注)「道路交通振動の要請限度」の昼間（8:00～19:00）の基準値を適用した。

＜施設の稼働に伴う振動レベル（ L_{10} ）の評価結果（最寄住居等）＞
[単位：dB]

予測地点	区分	寄与分（ L_{10} ）	現況値（ L_{10} ）	予測結果（ L_{10} ）	環境保全目標値（ L_{10} ） ^{注4)}
清崎町公民館	平日	昼間	25 未満	25 未満	28
		夜間	25 未満	25 未満	28
	休日	昼間	25 未満	25 未満	28
		夜間	25 未満	25 未満	28
大山地区公園	平日	昼間	25 未満	29	30
		夜間	25 未満	26	29
	休日	昼間	25 未満	27	29
		夜間	25 未満	25	28
稲里町民会館	平日	昼間	25 未満	25 未満	28
		夜間	25 未満	25 未満	28
	休日	昼間	25 未満	25 未満	28
		夜間	25 未満	25 未満	28
荒神山神社	平日	昼間	25 未満	25 未満	28
		夜間	25 未満	25 未満	28
	休日	昼間	25 未満	25 未満	28
		夜間	25 未満	25 未満	28
北側最寄住居	平日	昼間	42	25 未満	42
		夜間	33	25 未満	34
	休日	昼間	42	25 未満	42
		夜間	33	25 未満	34
南側最寄住居	平日	昼間	40	25 未満	40
		夜間	40	25 未満	40
	休日	昼間	40	25 未満	40
		夜間	40	25 未満	40

注) 振動感覚閾値（人が振動を感じ始める値：55dB）を適用した。

表 5-9 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																		
振動	振動	施設関連車両の走行	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果 施設関連車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、施設関連車両台数を付加した振動レベルは 31～43dB となった。なお、施設関連車両の走行による増加分は、0 (1 未満) ～4dB となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設関連車両台数の低減：ごみ減量対策の推進や、一般持込ごみの事前予約制の導入等により、運搬・持込車両の台数低減に努める。 ・車両の維持管理：施設関連車両の維持管理を徹底し、過剰な振動の発生を防止する。 ・運転手の教育・指導：施設関連車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底する。 </p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設関連車両の走行に伴う振動の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 予測結果は、施設関連車両を付加した振動レベルで 31～43dB となるため、環境保全目標値とした「65dB」を満足する値となった。以上の結果より、工事用車両の走行に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。 </p>																																																
<p>＜施設関連車両の走行に伴う道路交通振動騒音 (L₁₀) の予測・評価結果＞ [単位：dB]</p>																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>予測結果</th> <th>要請限度^{注)}</th> <th>環境保全目標値</th> <th>施設関連車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.荒神山通り (福祉施設前)</td> <td>27</td> <td>31</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>B.市道芹橋彦富線 (亀山地区)</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>C.県道賀田山安食西線 (彦根市亀山出張所横)</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>D.県道三津屋野口線 (河瀬中学校・高等学校横)</td> <td>41</td> <td>42</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>E.県道大津能登川長浜線 (大山地区)</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>F.県道大津能登川長浜線 (清崎地区)</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>G.市道整備ルート</td> <td>—</td> <td>43</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 要請限度は昼間 (8:00～19:00) の基準値を示している。</p>					予測地点	現況騒音レベル	予測結果	要請限度 ^{注)}	環境保全目標値	施設関連車両による増加分	A.荒神山通り (福祉施設前)	27	31	65	65	4	B.市道芹橋彦富線 (亀山地区)	42	43	65	65	1	C.県道賀田山安食西線 (彦根市亀山出張所横)	36	36	65	65	0 (1 未満)	D.県道三津屋野口線 (河瀬中学校・高等学校横)	41	42	65	65	1	E.県道大津能登川長浜線 (大山地区)	36	36	65	65	0 (1 未満)	F.県道大津能登川長浜線 (清崎地区)	38	38	65	65	0 (1 未満)	G.市道整備ルート	—	43	65	65	—
予測地点	現況騒音レベル	予測結果	要請限度 ^{注)}	環境保全目標値	施設関連車両による増加分																																															
A.荒神山通り (福祉施設前)	27	31	65	65	4																																															
B.市道芹橋彦富線 (亀山地区)	42	43	65	65	1																																															
C.県道賀田山安食西線 (彦根市亀山出張所横)	36	36	65	65	0 (1 未満)																																															
D.県道三津屋野口線 (河瀬中学校・高等学校横)	41	42	65	65	1																																															
E.県道大津能登川長浜線 (大山地区)	36	36	65	65	0 (1 未満)																																															
F.県道大津能登川長浜線 (清崎地区)	38	38	65	65	0 (1 未満)																																															
G.市道整備ルート	—	43	65	65	—																																															

表 5-10 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																					
	環境要素の区分	影響要因の区分																							
悪臭	悪臭	施設の稼働	<p>対象事業実施区域および周辺集落等については、彦根市において規定されている臭気指数に係る規制基準値を下回っていた。なお、彦根市においては特定悪臭物質濃度に関する規制は行われていないが、いずれの項目についても悪臭規制法に基づく最も厳しい基準値であるA区域の値を下回っていた。</p> <p>また、彦根市清掃センター内および廃棄物運搬車両走行ルートについては、彦根市において規定されている臭気指数に係る規制基準値を下回っていた。</p>	<p>1. 予測結果</p> <p><煙突排出ガス等の発生に伴う悪臭></p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭 焼却施設稼働時の臭気濃度および臭気指数の最大値は、いずれも10未満であった。 ・焼却施設休止時の排出口からの悪臭 焼却施設休止時の臭気濃度の予測値の最大値は1.51、臭気指数は4であった。 <p><施設からの漏洩に伴う悪臭></p> <p>既存施設（彦根市清掃センター）および類似施設（大津市環境美化センター）の調査結果では、臭気指数は、敷地境界でともに10未満になっていること、本事業の悪臭における施設設備に係る環境配慮事項と同程度以上の環境配慮事項を講じる計画としていることから、本施設においても同程度の臭気指数（臭気指数10未満）となると予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <p><煙突排出ガス等の発生に伴う悪臭></p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス処理：窒素酸化物（サーマルNOx）等に由来する臭気については、脱硝設備において排出ガス処理を行う。 ・運転管理の徹底：焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行う。 ・脱臭設備の設置：焼却施設稼働時には、ごみピット内の空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行う。施設休止時には、ごみピット内の空気は脱臭装置を通して屋外に排出する。 <p><施設からの漏洩に伴う悪臭></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭気の高温分解：ごみピット内の空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行う。 ・運転管理の徹底：焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行う。 ・悪臭漏洩の防止：ごみピットを負圧に保ち、臭気を外部に漏洩させないようにするために必要な設備を設ける。リサイクル施設においては、密閉化によって建屋内からの臭気の漏れ出しを防ぐ。 ・脱臭装置の設置：施設休止時には、ごみピット内の空気は脱臭装置を通して屋外に排出する。 <p>3. 事後調査</p> <p><煙突排出ガス等の発生に伴う悪臭></p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていることから、事後調査は実施しない。</p> <p><施設からの漏洩に伴う悪臭></p> <p>予測においては、既存施設（彦根市清掃センター）および類似施設（大津市環境美化センター）で測定された排出ガスの調査結果を考慮しており、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果</p> <p><煙突排出ガス等の発生に伴う悪臭></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 <p>調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う悪臭（煙突排出ガス等の発生に伴う悪臭）の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 <p>予測の結果、いずれも臭気指数は10未満であり、環境保全目標値としている「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定および規制基準の設定について」により定められる基準を満足する値となる。</p> <p>以上の結果より、煙突排出ガス等の発生に伴う悪臭の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p><煙突排出ガス等の発生に伴う悪臭の予測・評価結果（施設稼働時）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般的な気象条件</th> <th>上層逆転層発生時</th> <th>煙突ダウンウォッシュ発生時</th> <th>建物ダウンウォッシュ発生時</th> <th>フュミゲーション発生時</th> <th>地形ダウンドラフト発生時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大濃度地点の臭気指数^{注2)}</td> <td>10未満(0)</td> <td>10未満(0)</td> <td>10未満(0)</td> <td>10未満(0)</td> <td>10未満(0)</td> <td>10未満(0)</td> </tr> <tr> <td>最大濃度地点（距離：m）</td> <td>約530</td> <td>約530</td> <td>約660</td> <td>約390</td> <td>約50</td> <td>約330</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 表中の（ ）内の数値は、予測過程における計算上の値を参考に示したものである。</p> <p>注2) 環境保全目標：臭気指数12以下</p> <p><焼却施設等からの漏洩に伴う悪臭></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 <p>調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う悪臭（焼却施設等からの漏洩に伴う悪臭）の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 <p>焼却施設等からの漏洩に伴う悪臭の影響については、類似の既存施設および類似施設の調査結果においても臭気の漏洩は少なく、既存施設および類似施設と同程度以上の環境配慮事項を実施することで、本施設においても同程度の臭気指数（臭気指数10未満）となると予測した。</p> <p>以上の結果より、焼却施設等からの漏洩に伴う悪臭の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	項目	一般的な気象条件	上層逆転層発生時	煙突ダウンウォッシュ発生時	建物ダウンウォッシュ発生時	フュミゲーション発生時	地形ダウンドラフト発生時	最大濃度地点の臭気指数 ^{注2)}	10未満(0)	10未満(0)	10未満(0)	10未満(0)	10未満(0)	10未満(0)	最大濃度地点（距離：m）	約530	約530	約660	約390	約50	約330
項目	一般的な気象条件	上層逆転層発生時	煙突ダウンウォッシュ発生時	建物ダウンウォッシュ発生時	フュミゲーション発生時	地形ダウンドラフト発生時																			
最大濃度地点の臭気指数 ^{注2)}	10未満(0)	10未満(0)	10未満(0)	10未満(0)	10未満(0)	10未満(0)																			
最大濃度地点（距離：m）	約530	約530	約660	約390	約50	約330																			

表 5-11 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等										
	環境要素の区分	影響要因の区分												
悪臭	悪臭	施設関連車両の走行	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果 既存施設周辺における施設関連車両の走行に伴う道路沿道の悪臭調査結果は、道路端および道路端から 5m 地点のいずれも臭気指数 10 未満となっている。さらに、以下に示す環境保全措置を実施することで、施設関連車両の走行時の臭気漏洩による影響は小さいと予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・運転手の教育・指導：回収した廃棄物の密閉や、タイヤ等への廃棄物の付着有無を逐次確認し、適正な運搬を行うよう、運転手の教育・指導を徹底する。 ・車両の維持管理：パッカー車の破損の有無等について、車両の点検確認を走行前に毎日実施し、廃棄物運搬時の臭気漏洩を防止する。 ・汚水タンク付き車両の使用：パッカー車に装着した汚水タンクは定期的に清掃を行い、車両からの汚水の漏洩による臭気漏洩を防止する。</p> <p>3. 事後調査 予測にあたっては類似事例での調査結果を用いており、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設関連車両の走行に伴う悪臭の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p>										
水質	水質 (水の濁り)	土地の改変	<p>・水質、流量の状況 <降雨時> 3 降雨を対象に調査を行った結果、浮遊物質量は上流側で 21~120mg/L、下流側で 17~180mg/L、流量は上流側で 4.077~42.070m³/s、下流側で 3.844~56.980m³/s であった。また、降水量は 2.6~2.8mm/h であった。</p> <p><無降雨時> 四季調査の結果、浮遊物質量は上流側で 1~5mg/L、下流側で 1~6mg/L であり、いずれの季節も環境基準を満足していた。また、流量は上流側で 0.804~3.191m³/s、下流側で 0.744~3.243m³/s であった。 農繁期の調査結果では、浮遊物質量は上流側で 37mg/L、下流側で 40mg/L であり環境基準を超過していた。また、流量は上流側で 9.277m³/s、下流側で 8.851m³/s であった。</p> <p>・土質の状況 地層ごとに試料採取を行ったうえで、均等混合した試料を用いた沈降試験の調査結果は、浮遊物質量、濁度は時間の経過とともに低下していく傾向がみられた。</p>	<p>1. 予測結果 土地の改変に伴う水質（水の濁り）の予測の結果、浮遊物質量濃度は 42.2mg/L となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・調整池の設置：ごみ処理施設区域内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流する。 ・調整池の浚渫：調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努める。 ・速やかな転圧等：造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行う。</p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、土地の改変に伴う水質（水の濁り）への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 予測の結果、降雨時の浮遊物質量は現況調査結果の変動範囲内、かつ平均値と同程度の濃度となった。 以上のことから、土地の改変に伴う水質（水の濁り）への影響については、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <div style="text-align: right;"> <p><土地の改変に伴う水質（降雨時：水の濁り）の予測・評価結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測結果 (mg/L)</th> <th colspan="2">環境保全目標値（現況調査結果^{注)}</th> </tr> <tr> <th>平均値 (mg/L)</th> <th>変動幅 (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊物質量</td> <td>87.4</td> <td>87.0</td> <td>17~180</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 3 回実施した降雨時の水質調査結果を示す。</p> </div>	項目	予測結果 (mg/L)	環境保全目標値（現況調査結果 ^{注)}		平均値 (mg/L)	変動幅 (mg/L)	浮遊物質量	87.4	87.0	17~180
項目	予測結果 (mg/L)	環境保全目標値（現況調査結果 ^{注)}												
		平均値 (mg/L)	変動幅 (mg/L)											
浮遊物質量	87.4	87.0	17~180											

表 5-12 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																													
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																															
動物	動物	土地の改変、重機の稼働	<p>・動物相の状況 現地調査で確認した各調査項目の確認種一覧を、以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>6目 9科 14種</td> </tr> <tr> <td>鳥類（一般鳥類） <small>※猛禽類調査での確認種を含む。</small></td> <td>16目 39科 74種</td> </tr> <tr> <td>鳥類（猛禽類） <small>※一般鳥類調査との重複種を含む。</small></td> <td>2目 3科 11種</td> </tr> <tr> <td>両生類・爬虫類</td> <td>2目 8科 10種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類 <small>※底生動物調査との重複種を含む。</small></td> <td>2目 4科 7種</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>18目183科511種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>1目 7科 17種</td> </tr> <tr> <td>底生動物 <small>※昆虫類調査との重複種を含む。</small></td> <td>4目 9科 24種</td> </tr> </tbody> </table> <p>・重要な種 以下に示す 94 種の重要な動物が確認された。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>ホンドザル、ホンシュウカヤネズミ、ハツカネズミ、ホンデン、イタチ属の 1 種（ホンダイタチと推定）、ニホンアナグマ</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>カイツブリ、アオバト、ゴイサギ、ホトトギス、アマツバメ、ケリ、イカルチドリ、タシギ、クサシギ、ミサゴ、ハチクマ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、イヌワシ、フクロウ、カワセミ、アオゲラ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、キクイタダキ、コシアカツバメ、ヤブサメ、オオムシクイ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、ミソサザイ、トラツグミ、クロツグミ、ルリビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ、ハクセキレイ、オオジュリン</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ヒガシニホントカゲ、ヒバカリ、ニホンマムシ</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>ヤマトサンショウウオ、ニホンアカガエル※、トノサマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル</td> </tr> <tr> <td>昆虫類 <small>※底生動物調査確認種を含む</small></td> <td>カトリヤンマ、ミヤマサナエ、キイロサナエ、アオサナエ、ホンサナエ、メガネサナエ、エゾトンボ、ナツアカネ、コオイムシ、シマゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、タマムシ、ヘイケボタル、ジャコウアゲハ本土亜種、ミドリシジミ</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>ナガオカモノアラガイ、ヒメカサキビ、ニッポンマイマイ、ヒルゲンドルフマイマイ、チャイロオトメマイマイ</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>ギンブナ、フナ属の 1 種（ニゴロブナと推定）、アブラボテ、ハス、ヌマムツ、アブラハヤ、ビワヒガイ、ホンモロコ、ゼゼラ、ドジョウ、アユ、ミナミメダカ、ウツセミカジカ（琵琶湖型）、ドンコ</td> </tr> <tr> <td>底生動物 <small>※昆虫類を除く</small></td> <td>タテボシガイ、マツカサガイ、ドブシジミ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	哺乳類	6目 9科 14種	鳥類（一般鳥類） <small>※猛禽類調査での確認種を含む。</small>	16目 39科 74種	鳥類（猛禽類） <small>※一般鳥類調査との重複種を含む。</small>	2目 3科 11種	両生類・爬虫類	2目 8科 10種	昆虫類 <small>※底生動物調査との重複種を含む。</small>	2目 4科 7種	陸産貝類	18目183科511種	魚類	1目 7科 17種	底生動物 <small>※昆虫類調査との重複種を含む。</small>	4目 9科 24種	項目	種名	哺乳類	ホンドザル、ホンシュウカヤネズミ、ハツカネズミ、ホンデン、イタチ属の 1 種（ホンダイタチと推定）、ニホンアナグマ	鳥類	カイツブリ、アオバト、ゴイサギ、ホトトギス、アマツバメ、ケリ、イカルチドリ、タシギ、クサシギ、ミサゴ、ハチクマ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、イヌワシ、フクロウ、カワセミ、アオゲラ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、キクイタダキ、コシアカツバメ、ヤブサメ、オオムシクイ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、ミソサザイ、トラツグミ、クロツグミ、ルリビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ、ハクセキレイ、オオジュリン	爬虫類	ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ヒガシニホントカゲ、ヒバカリ、ニホンマムシ	両生類	ヤマトサンショウウオ、ニホンアカガエル※、トノサマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル	昆虫類 <small>※底生動物調査確認種を含む</small>	カトリヤンマ、ミヤマサナエ、キイロサナエ、アオサナエ、ホンサナエ、メガネサナエ、エゾトンボ、ナツアカネ、コオイムシ、シマゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、タマムシ、ヘイケボタル、ジャコウアゲハ本土亜種、ミドリシジミ	陸産貝類	ナガオカモノアラガイ、ヒメカサキビ、ニッポンマイマイ、ヒルゲンドルフマイマイ、チャイロオトメマイマイ	魚類	ギンブナ、フナ属の 1 種（ニゴロブナと推定）、アブラボテ、ハス、ヌマムツ、アブラハヤ、ビワヒガイ、ホンモロコ、ゼゼラ、ドジョウ、アユ、ミナミメダカ、ウツセミカジカ（琵琶湖型）、ドンコ	底生動物 <small>※昆虫類を除く</small>	タテボシガイ、マツカサガイ、ドブシジミ	<p>1. 予測結果</p> <p>・重要な種 重要な種ごとに、3 つの影響要因それぞれに対し予測を行った。予測の結果、「影響は大きい(A)」に該当する種は 11 種、いずれかで「影響を受ける(B)」に該当する種は 18 種、いずれかで「影響は小さい(C)」に該当する種は 46 種、いずれも「影響は極めて小さい(D)」に該当する種は 20 種であった。</p> <p><動物の予測における影響要因></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">影響要因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事の実施</td> <td>土地の改変</td> </tr> <tr> <td>重機の稼働</td> </tr> </tbody> </table> <p><重要な動物種の予測結果一覧></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測結果*</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いずれかで「影響は大きい(A)」</td> <td>ホンシュウカヤネズミ、トノサマガエル、ツチガエル、エゾトンボ、コオイムシ、シマゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、ミドリシジミ、ドブシジミ</td> </tr> <tr> <td>いずれかで「影響を受ける(B)」</td> <td>ケリ、オオタカ、オオヨシキリ、ヤマトサンショウウオ、ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル、カトリヤンマ、ナツアカネ、ヘイケボタル、ナガオカモノアラガイ、アブラボテ、ヌマムツ、アブラハヤ、ドジョウ、ミナミメダカ、ドンコ、タテボシガイ、マツカサガイ</td> </tr> <tr> <td>いずれかで「影響は小さい(C)」</td> <td>ホンドザル、ハツカネズミ、ホンデン、イタチ属の 1 種（ホンダイタチと推定）、ニホンアナグマ、カイツブリ、ゴイサギ、イカルチドリ、タシギ、クサシギ、ミサゴ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、フクロウ、カワセミ、ハヤブサ、コシアカツバメ、オオムシクイ、トラツグミ、コサメビタキ、ハクセキレイ、オオジュリン、ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ヒガシニホントカゲ、ヒバカリ、ニホンマムシ、ミヤマサナエ、キイロサナエ、アオサナエ、ホンサナエ、ジャコウアゲハ本土亜種、ニッポンマイマイ、ヒルゲンドルフマイマイ、チャイロオトメマイマイ、ギンブナ、フナ属の 1 種（ニゴロブナと推定）、ハス、ビワヒガイ、ホンモロコ、ゼゼラ、アユ、ウツセミカジカ（琵琶湖型）</td> </tr> <tr> <td>いずれも「影響は極めて小さい(D)」</td> <td>ホトトギス、アマツバメ、ハチクマ、イヌワシ、アオゲラ、チョウゲンボウ、サンショウクイ、サンコウチョウ、キクイタダキ、ヤブサメ、センダイムシクイ、ミソサザイ、クロツグミ、ルリビタキ、キビタキ、オオルリ、メガネサナエ、タマムシ、ヒメカサキビ、アオバト</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各重要な種、影響要因ごとの合計 3 つの予測結果について、総合して整理した。</p> <p>・注目すべき生息地 注目すべき生息地についての予測結果は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測結果*</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いずれかで「影響は大きい(A)」</td> <td>休耕田の湿地、ハンノキ林、枝線素掘り水路</td> </tr> <tr> <td>いずれかで「影響を受ける(B)」</td> <td>幹線素掘り水路</td> </tr> <tr> <td>いずれかで「影響は小さい(C)」</td> <td>宇曾川</td> </tr> <tr> <td>いずれも「影響は極めて小さい(D)」</td> <td>(該当なし)</td> </tr> </tbody> </table>	影響要因		工事の実施	土地の改変	重機の稼働	予測結果*	種名	いずれかで「影響は大きい(A)」	ホンシュウカヤネズミ、トノサマガエル、ツチガエル、エゾトンボ、コオイムシ、シマゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、ミドリシジミ、ドブシジミ	いずれかで「影響を受ける(B)」	ケリ、オオタカ、オオヨシキリ、ヤマトサンショウウオ、ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル、カトリヤンマ、ナツアカネ、ヘイケボタル、ナガオカモノアラガイ、アブラボテ、ヌマムツ、アブラハヤ、ドジョウ、ミナミメダカ、ドンコ、タテボシガイ、マツカサガイ	いずれかで「影響は小さい(C)」	ホンドザル、ハツカネズミ、ホンデン、イタチ属の 1 種（ホンダイタチと推定）、ニホンアナグマ、カイツブリ、ゴイサギ、イカルチドリ、タシギ、クサシギ、ミサゴ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、フクロウ、カワセミ、ハヤブサ、コシアカツバメ、オオムシクイ、トラツグミ、コサメビタキ、ハクセキレイ、オオジュリン、ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ヒガシニホントカゲ、ヒバカリ、ニホンマムシ、ミヤマサナエ、キイロサナエ、アオサナエ、ホンサナエ、ジャコウアゲハ本土亜種、ニッポンマイマイ、ヒルゲンドルフマイマイ、チャイロオトメマイマイ、ギンブナ、フナ属の 1 種（ニゴロブナと推定）、ハス、ビワヒガイ、ホンモロコ、ゼゼラ、アユ、ウツセミカジカ（琵琶湖型）	いずれも「影響は極めて小さい(D)」	ホトトギス、アマツバメ、ハチクマ、イヌワシ、アオゲラ、チョウゲンボウ、サンショウクイ、サンコウチョウ、キクイタダキ、ヤブサメ、センダイムシクイ、ミソサザイ、クロツグミ、ルリビタキ、キビタキ、オオルリ、メガネサナエ、タマムシ、ヒメカサキビ、アオバト	予測結果*	種名	いずれかで「影響は大きい(A)」	休耕田の湿地、ハンノキ林、枝線素掘り水路	いずれかで「影響を受ける(B)」	幹線素掘り水路	いずれかで「影響は小さい(C)」	宇曾川	いずれも「影響は極めて小さい(D)」	(該当なし)
項目	確認種数																																																																
哺乳類	6目 9科 14種																																																																
鳥類（一般鳥類） <small>※猛禽類調査での確認種を含む。</small>	16目 39科 74種																																																																
鳥類（猛禽類） <small>※一般鳥類調査との重複種を含む。</small>	2目 3科 11種																																																																
両生類・爬虫類	2目 8科 10種																																																																
昆虫類 <small>※底生動物調査との重複種を含む。</small>	2目 4科 7種																																																																
陸産貝類	18目183科511種																																																																
魚類	1目 7科 17種																																																																
底生動物 <small>※昆虫類調査との重複種を含む。</small>	4目 9科 24種																																																																
項目	種名																																																																
哺乳類	ホンドザル、ホンシュウカヤネズミ、ハツカネズミ、ホンデン、イタチ属の 1 種（ホンダイタチと推定）、ニホンアナグマ																																																																
鳥類	カイツブリ、アオバト、ゴイサギ、ホトトギス、アマツバメ、ケリ、イカルチドリ、タシギ、クサシギ、ミサゴ、ハチクマ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、イヌワシ、フクロウ、カワセミ、アオゲラ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、キクイタダキ、コシアカツバメ、ヤブサメ、オオムシクイ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、ミソサザイ、トラツグミ、クロツグミ、ルリビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ、ハクセキレイ、オオジュリン																																																																
爬虫類	ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ヒガシニホントカゲ、ヒバカリ、ニホンマムシ																																																																
両生類	ヤマトサンショウウオ、ニホンアカガエル※、トノサマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル																																																																
昆虫類 <small>※底生動物調査確認種を含む</small>	カトリヤンマ、ミヤマサナエ、キイロサナエ、アオサナエ、ホンサナエ、メガネサナエ、エゾトンボ、ナツアカネ、コオイムシ、シマゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、タマムシ、ヘイケボタル、ジャコウアゲハ本土亜種、ミドリシジミ																																																																
陸産貝類	ナガオカモノアラガイ、ヒメカサキビ、ニッポンマイマイ、ヒルゲンドルフマイマイ、チャイロオトメマイマイ																																																																
魚類	ギンブナ、フナ属の 1 種（ニゴロブナと推定）、アブラボテ、ハス、ヌマムツ、アブラハヤ、ビワヒガイ、ホンモロコ、ゼゼラ、ドジョウ、アユ、ミナミメダカ、ウツセミカジカ（琵琶湖型）、ドンコ																																																																
底生動物 <small>※昆虫類を除く</small>	タテボシガイ、マツカサガイ、ドブシジミ																																																																
影響要因																																																																	
工事の実施	土地の改変																																																																
	重機の稼働																																																																
予測結果*	種名																																																																
いずれかで「影響は大きい(A)」	ホンシュウカヤネズミ、トノサマガエル、ツチガエル、エゾトンボ、コオイムシ、シマゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、ミドリシジミ、ドブシジミ																																																																
いずれかで「影響を受ける(B)」	ケリ、オオタカ、オオヨシキリ、ヤマトサンショウウオ、ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル、カトリヤンマ、ナツアカネ、ヘイケボタル、ナガオカモノアラガイ、アブラボテ、ヌマムツ、アブラハヤ、ドジョウ、ミナミメダカ、ドンコ、タテボシガイ、マツカサガイ																																																																
いずれかで「影響は小さい(C)」	ホンドザル、ハツカネズミ、ホンデン、イタチ属の 1 種（ホンダイタチと推定）、ニホンアナグマ、カイツブリ、ゴイサギ、イカルチドリ、タシギ、クサシギ、ミサゴ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、フクロウ、カワセミ、ハヤブサ、コシアカツバメ、オオムシクイ、トラツグミ、コサメビタキ、ハクセキレイ、オオジュリン、ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ヒガシニホントカゲ、ヒバカリ、ニホンマムシ、ミヤマサナエ、キイロサナエ、アオサナエ、ホンサナエ、ジャコウアゲハ本土亜種、ニッポンマイマイ、ヒルゲンドルフマイマイ、チャイロオトメマイマイ、ギンブナ、フナ属の 1 種（ニゴロブナと推定）、ハス、ビワヒガイ、ホンモロコ、ゼゼラ、アユ、ウツセミカジカ（琵琶湖型）																																																																
いずれも「影響は極めて小さい(D)」	ホトトギス、アマツバメ、ハチクマ、イヌワシ、アオゲラ、チョウゲンボウ、サンショウクイ、サンコウチョウ、キクイタダキ、ヤブサメ、センダイムシクイ、ミソサザイ、クロツグミ、ルリビタキ、キビタキ、オオルリ、メガネサナエ、タマムシ、ヒメカサキビ、アオバト																																																																
予測結果*	種名																																																																
いずれかで「影響は大きい(A)」	休耕田の湿地、ハンノキ林、枝線素掘り水路																																																																
いずれかで「影響を受ける(B)」	幹線素掘り水路																																																																
いずれかで「影響は小さい(C)」	宇曾川																																																																
いずれも「影響は極めて小さい(D)」	(該当なし)																																																																
			<p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形改変の最小化：工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避ける。 ・段階的な草刈りによる周辺生息適地への誘導：対象事業実施区域に生息するホンシュウカヤネズミを外側の生息適地（休耕田・宇曾川河川敷等）へ移動誘導するため、工事着工前の草刈り作業を実施する際には、対象事業実施区域の奥（北西側）から徐々に誘導先の方向（南東側）に進める。また、草刈り後は高茎草が再び成立しないように定期的な除草を行う。 ・ピオトープの設置および動物の移殖：注目すべき生息地である休耕田の湿地の非改変範囲を改良して管理型のピオトープを設置し、土地の改変により生息環境が縮小する種について、当該ピオトープへの移殖を行う。 ・ハンノキ林保全エリアの設定：ごみ処理施設整備区域に成立しているハンノキ林エリアは、現状のまま保全する。工事の過程で改変が避けられない場所においても、改変範囲の最小化を図る。 ・素掘り水路の保全：ごみ処理施設整備区域を流れる幹線の素掘り水路は、可能な限り現状のまま保全する。工事の過程で改変が避けられない場所においても、改変範囲の最小化を図る。 ・調整池の設置：敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流する。 ・速やかな転圧等：造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行う。 ・繁殖期前からの着工：造成工事の開始年度には、オオタカやケリの営巣期が始まる 2 月までに重機を稼働させたり、音の発生する作業を開始することにより、オオタカに工事騒音に順化させるとともに、営巣期にオオタカ等が自ら営巣場所を選択できるようにする。 ・低騒音型建設機械の採用：建設工事に使用する重機（建設機械）は、低騒音型の建設機械を採用するよう努める。 ・仮囲いの設置：建設工事の期間中においては、敷地境界外周に高さ 3m 程度の仮囲いを設置することにより周辺への騒音伝搬が減衰する。 ・重機の整備・点検：重機の整備・点検を徹底することにより、整備不良による騒音の発生を抑制する。 ・繁殖期の追加防音対策：オオタカの繁殖期のうち最も敏感度が高いとされる 4～5 月の期間において、営巣場所に比較的近い箇所（200～250m を目安）に仮囲いを追加で設置するなど、更なる防音対策を実施する。 <p>3. 事後調査</p> <p>予測の結果「影響は大きい(A)」や「影響を受ける(B)」に該当する重要な種および注目すべき生息地が抽出された。実施する環境保全措置のうち「ピオトープの設置および動物の移殖」、「繁殖期前からの着工」、「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲いの設置」、「重機の整備・点検」および「繁殖期の追加防音対策」については、その効果に不確実性があると考えられることから、以下に示す事後調査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①オオタカの繁殖状況モニタリング調査（工事中） ②ピオトープのモニタリング調査（工事中・供用後） <p>4. 評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果踏まえると、工事の実施（土地の改変および重機の稼働）に伴う動物への影響は、上記の環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減が図られているものと評価した。</p>																																																														

表 5-13 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等												
	環境要素の区分	影響要因の区分														
植物	植物	土地の改変	<p>・ 植物相の状況 現地調査で確認した植物種は、51 目 121 科 569 種であった。</p> <p>・ 重要な種 確認した種のうち、8 種が重要な種に該当した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植物</td> <td>ホンゴウソウ、クロヤツシロラン、コガマ、ヒメコヌカグサ、ナギイノコヅチ、カラタチバナ、カワヂシャ、ノニガナ</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 植生 確認した植生は、26 群落と 5 土地利用単位に区分された。 調査地域は水田雑草群落の割合が最も大きく約 22% を占める。次いでコナラ群落が約 18%、スギ・ヒノキ植林が約 11% となる。ほとんどが人為的な影響を受けた地区であるが、神社の社叢などに自然度の高い植生が維持されていた。</p> <p>・ 重要な植物群落 重要な植物群落として植生自然度 9 の「ツブラジイ群落」および「タブノキ群落」が抽出されたが、いずれも対象事業実施区域から 500m 以上離れていた。</p>	項目	種名	植物	ホンゴウソウ、クロヤツシロラン、コガマ、ヒメコヌカグサ、ナギイノコヅチ、カラタチバナ、カワヂシャ、ノニガナ	<p>1. 予測結果 ・ 重要な種 重要な種ごとに、2 つの影響要因それぞれに対し予測を行った。予測の結果、コガマ、ヒメコヌカグサ、ノニガナの 3 種が生育地の消失の「影響は大きい (A)」と予測され、コガマ、ヒメコヌカグサ、カワヂシャは水の濁りの「影響を受ける (B)」と予測された。</p> <p>< 植物の予測における影響要因 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">影響要因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事の実施</td> <td>土地の改変</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生息地の消失または縮小</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地の改変に伴う水の濁りおよび水の汚れ</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 植物群落の改変状況 工事の実施（土地の改変）により、改変割合の高い順にハンノキ群落（改変率 47.81%）、休耕田雑草群落（改変率 38.54%）、チガヤ群落、セイタカアワダチソウ群落、ネザサ群落、ヨシ群落、植栽樹群、水田雑草群落、ススキ群落、竹林、畑雑草群落、カナムグラ群落、クズ群落および公園が改変によって一部消失すると考えられる。このうち、「ハンノキ群落」および「休耕田雑草群落」の改変率が高く、影響は大きい (A) と予測した。</p> <p>・ 重要な植物群落 重要な植物群落は対象事業実施区域から十分に離れていた。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビオトープの設置および植物の移植：工事の実施による影響が大きい群落である休耕田雑草群落の非改変範囲を改良して管理型のビオトープを設置し、土地の改変により生育環境が縮小する種について、当該ビオトープへの移植を行う。 ・ ハンノキ林保全エリアの設定：影響は大きい群落であるハンノキ群落のうち、ごみ処理施設整備区域に成立しているエリアを現状のまま保全する。 ・ 調整池の設置：敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流する。 ・ 速やかな転圧等：造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行う。 <p>3. 事後調査 予測の結果コガマおよびヒメコヌカグサ、カワヂシャ、ノニガナの 3 種の重要な種および、ハンノキ群落および休耕田雑草群落の 2 群落については、「影響は大きい (A)」または「影響を受ける (B)」と予測されており、当該影響に対して実施する環境保全措置のうち「ビオトープの設置および植物の移植」については、その効果に不確実性があると考えられることから、以下に示す事後調査を実施する。 ビオトープのモニタリング調査（工事中・供用後）</p> <p>4. 評価結果 ・ 環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施（土地の改変）に伴う植物への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>	影響要因		工事の実施	土地の改変		生息地の消失または縮小		土地の改変に伴う水の濁りおよび水の汚れ
項目	種名															
植物	ホンゴウソウ、クロヤツシロラン、コガマ、ヒメコヌカグサ、ナギイノコヅチ、カラタチバナ、カワヂシャ、ノニガナ															
影響要因																
工事の実施	土地の改変															
	生息地の消失または縮小															
	土地の改変に伴う水の濁りおよび水の汚れ															

表 5-14 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																												
	環境要素の区分	影響要因の区分																																														
生態系	生態系	土地の改変、重機の稼働	<p>・動植物その他の自然環境に係る概況 動植物相に係る調査結果は、前頁に示したとおりである。</p> <p>・生態系の類型区分 調査地域の植生の分布状況から、環境類型区分を行った。調査地域では、「河川」、「樹林」および「耕作地・市街地」の3つの環境類型区分が成立すると考えられる。</p> <p><類型区分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境類型区分</th> <th>面積 (ha)</th> <th>全体に占める割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川生態系</td> <td>27.68</td> <td>5.76</td> </tr> <tr> <td>樹林生態系</td> <td>201.23</td> <td>41.91</td> </tr> <tr> <td>耕作地・市街地生態系</td> <td>251.26</td> <td>52.33</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>480.17</td> <td>100.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>・注目種 <選定した注目種></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位性</td> <td>ホンドキツネ、ダイサギ、オオタカ</td> </tr> <tr> <td>典型性</td> <td>ホンシユウカヤネズミ、ヒヨドリ、ツバメ、トノサマガエル、アユ、スジエビ、キタキチョウ、ナメクジ、ミナミメダカ</td> </tr> <tr> <td>特殊性</td> <td>ヤマトサンショウウオ、エソトンボ、ミドリシジミ、アブラボテ</td> </tr> </tbody> </table>	環境類型区分	面積 (ha)	全体に占める割合 (%)	河川生態系	27.68	5.76	樹林生態系	201.23	41.91	耕作地・市街地生態系	251.26	52.33	合計	480.17	100.00	区分	種名	上位性	ホンドキツネ、ダイサギ、オオタカ	典型性	ホンシユウカヤネズミ、ヒヨドリ、ツバメ、トノサマガエル、アユ、スジエビ、キタキチョウ、ナメクジ、ミナミメダカ	特殊性	ヤマトサンショウウオ、エソトンボ、ミドリシジミ、アブラボテ	<p>1. 予測結果</p> <p>・生態系の注目種（上位性、典型性、特殊性）への影響 予測対象種 16 種のうち「影響は大きい(A)」に該当する種は 4 種、「影響を受ける(B)」に該当する種は 4 種、「影響は小さい(C)」に該当する種は 8 種、「影響は極めて小さい(D)」に該当する種はなかった。</p> <p><生態系の予測における影響要因></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">影響要因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事の実施</td> <td>土地の改変</td> <td>生息地の消失または縮小</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地の改変に伴う水の濁りおよび水の汚れ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重機の稼働</td> <td>重機の稼働に伴う騒音</td> </tr> </tbody> </table> <p><注目種の予測結果一覧></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測結果*</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いずれかで「影響は大きい(A)」</td> <td>ホンシユウカヤネズミ、トノサマガエル、エソトンボ、ミドリシジミ (合計4種)</td> </tr> <tr> <td>いずれかで「影響を受ける(B)」</td> <td>オオタカ、ミナミメダカ、ヤマトサンショウウオ、アブラボテ (合計4種)</td> </tr> <tr> <td>いずれかで「影響は小さい(C)」</td> <td>ホンドキツネ、ダイサギ、ヒヨドリ、ツバメ、アユ、スジエビ、キタキチョウ、ナメクジ (合計8種)</td> </tr> <tr> <td>いずれも「影響は極めて小さい(D)」</td> <td>(該当なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) ※：各注目種、影響要因ごとの合計3つの予測結果について、総合して整理した。 注2) 対象事業実施区域内で繁殖を確認した種（繁殖の可能性のある種を含む）は(AA)または(A)とし、調査地域内での繁殖環境の改変割合が50%以上の場合は(AA)に、50%未満の場合は(A)に区分した。</p> <p>・生態系の基盤環境の改変状況 土地の改変により耕作地・市街地（改変率 2.50%）および樹林（改変率 0.09%）、河川（改変率 0.06%）が改変によって一部消失すると考えられ、特に改変率が高い（30%以上）のは、耕作地・市街地生態系の「チガヤ群落」（改変率 68.17%）、「休耕田雑草群落」（改変率 38.54%）、樹林生態系の「ハンノキ群落」（47.81%）と予測される。「チガヤ群落」については、比較的新しく人為の影響で出現した二次的な植物群落であり、自然度は低い。 よって、土地の改変による生態系の基盤環境への「影響は大きい（A）」のは、耕作地・市街地生態系の「休耕田雑草群落」および樹林生態系の「ハンノキ群落」であり、その他は「影響は小さい（C）」と予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形改変の最小化：工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避ける。 ・段階的な草刈りによる周辺生息適地への誘導：対象事業実施区域に生息するホンシユウカヤネズミを外側の生息適地（休耕田・宇曾川河川敷等）へ移動誘導するため、工事着工前の草刈り作業を実施する際には、対象事業実施区域の奥（北西側）から徐々に誘導先方向（南東側）に進める。また、草刈り後は高茎草が再び成立しないように定期的な除草を行う。 ・ビオトープの設置および動植物の移植：工事の実施による影響が大きい生態系基盤である休耕田雑草群落の湿地の非改変範囲を改良して管理型のビオトープを設置し、土地の改変により生息環境が縮小する種について、当該ビオトープへの移植を行う。 ・ハンノキ林保全エリアの設定：影響が大きい生態系基盤であるハンノキ群落は、現状のまま保全する。 ・素掘り水路の保全：ごみ処理施設整備区域を流れる幹線の素掘り水路は、可能な限り現状のまま保全する。工事の過程で改変が避けられない場所においても、改変範囲の最小化を図る。 ・調整池の設置：敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流する。 ・速やかな転圧等：造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行う。 ・繁殖期前からの着工：造成工事の開始年度には、オオタカの営巣期が始まる2月までに重機を稼働させたり、音の発生する作業を開始することにより、オオタカに工事騒音に順化させるとともに、営巣期にオオタカが自ら営巣場所を選択できるようにする。 ・低騒音型建設機械の採用：建設工事に使用する重機（建設機械）は、低騒音型の建設機械を採用するよう努める。 ・仮囲いの設置：建設工事の期間中においては、敷地境界外周に高さ3m程度の仮囲いを設置することにより周辺への騒音伝搬が減衰する。 ・重機の整備・点検：重機の整備・点検を徹底することにより、整備不良による騒音の発生を抑制する。 ・繁殖期の追加防音対策：オオタカの繁殖期のうち最も感受度が高いとされる4～5月の期間において、営巣場所に比較的近い箇所（200～250mを目安）に仮囲いを追加で設置するなど、更なる防音対策を実施する。 <p>3. 事後調査 予測の結果「影響は大きい(A)」や「影響を受ける(B)」に該当する重要な種および影響が大きい生態系の生息基盤が抽出された。実施する環境保全措置のうち「ビオトープの設置および動植物の移植」、「繁殖期前からの着工」、「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲いの設置」、「重機の整備・点検」および「繁殖期の追加防音対策」については、その効果に不確実性があると考えられることから、以下に示す事後調査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①オオタカの繁殖状況モニタリング調査（工事中） ②ビオトープのモニタリング調査（工事中・供用後） <p>4. 評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施（土地の改変および重機の稼働）に伴う生態系への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>	影響要因			工事の実施	土地の改変	生息地の消失または縮小		土地の改変に伴う水の濁りおよび水の汚れ		重機の稼働	重機の稼働に伴う騒音	予測結果*	種名	いずれかで「影響は大きい(A)」	ホンシユウカヤネズミ、トノサマガエル、エソトンボ、ミドリシジミ (合計4種)	いずれかで「影響を受ける(B)」	オオタカ、ミナミメダカ、ヤマトサンショウウオ、アブラボテ (合計4種)	いずれかで「影響は小さい(C)」	ホンドキツネ、ダイサギ、ヒヨドリ、ツバメ、アユ、スジエビ、キタキチョウ、ナメクジ (合計8種)	いずれも「影響は極めて小さい(D)」	(該当なし)
環境類型区分	面積 (ha)	全体に占める割合 (%)																																														
河川生態系	27.68	5.76																																														
樹林生態系	201.23	41.91																																														
耕作地・市街地生態系	251.26	52.33																																														
合計	480.17	100.00																																														
区分	種名																																															
上位性	ホンドキツネ、ダイサギ、オオタカ																																															
典型性	ホンシユウカヤネズミ、ヒヨドリ、ツバメ、トノサマガエル、アユ、スジエビ、キタキチョウ、ナメクジ、ミナミメダカ																																															
特殊性	ヤマトサンショウウオ、エソトンボ、ミドリシジミ、アブラボテ																																															
影響要因																																																
工事の実施	土地の改変	生息地の消失または縮小																																														
		土地の改変に伴う水の濁りおよび水の汚れ																																														
	重機の稼働	重機の稼働に伴う騒音																																														
予測結果*	種名																																															
いずれかで「影響は大きい(A)」	ホンシユウカヤネズミ、トノサマガエル、エソトンボ、ミドリシジミ (合計4種)																																															
いずれかで「影響を受ける(B)」	オオタカ、ミナミメダカ、ヤマトサンショウウオ、アブラボテ (合計4種)																																															
いずれかで「影響は小さい(C)」	ホンドキツネ、ダイサギ、ヒヨドリ、ツバメ、アユ、スジエビ、キタキチョウ、ナメクジ (合計8種)																																															
いずれも「影響は極めて小さい(D)」	(該当なし)																																															

表 5-15 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
景観	景観	土地の改変、施設の存在	<p>・主要な眺望点の状況 方法書において抽出した主要な眺望点(11ヶ所)の状況を把握した。</p> <p>・景観資源の状況 方法書において抽出した主要な景観資源(14ヶ所)の状況を把握した。</p> <p>・主要な眺望景観の状況 「主要な眺望点の状況」で選定した調査対象地点11地点を主要眺望点とし、四季の景観写真を撮影した。</p> <p>・荒神山を背景とした施設の可視状況 対象事業実施区域の背後に信仰の場である荒神山が見える可能性があり、地元関係者より要望のあった地域からの大気拡散実験で使用した係留気球(想定される煙突位置・高さの目安)の視認性を確認した。</p>	<p>1. 予測結果</p> <p>・主要な眺望点および景観資源の改変 主要な眺望点の分布位置は、対象事業実施区域から十分に離れており、主要な景観資源の改変は行わない。主要な景観資源である「宇曾川沿いの桜並木」の一部が工事中仮設道路により改変されると予測した。改変範囲の直近から見る並木の景観の変化は大きいものの、一方で、当該並木周辺の上・下流側にも桜の植栽があり、一定程度離れた距離から並木全体の印象変化は小さいと考えられる。</p> <p>・主要な眺望景観の変化 ごみ処理施設整備区域に近接する「眺9 西清崎(南) 集落」「眺10 天満天神社」については、全ての物理指標において目安値を上回り「影響は大きい(A)」と予測した。近景域に位置する「眺3 グリーンピア交差点」については、3つ以上の物理指標において目安値を上回り「影響を受ける(B)」と予測した。「眺2 宇曾川大山橋」「眺11 亀山小学校通学路(昭和電工前)」については、1つの物理指標において目安値を上回り、「影響は小さい(C)」と予測した。 代表的な調査地点における作成したフォトモンタージュおよび予測結果概要は以下に示すとおりである。</p> <p><フォトモンタージュおよび予測結果概要></p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>眺2 宇曾川大山橋</p>  <p>水平見込角：7.4度 垂直見込角：1.9度 仰角：5.9度 スカイラインの切断：なし 景観資源の視認性：「宇曾川沿いの桜並木」の印象の変化は少ない 予測結果：⇒影響は小さい(C)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>眺3 グリーンピア交差点</p>  <p>水平見込角：14.4度 垂直見込角：4.3度 仰角(度)：24.6 スカイラインの切断：あり 景観資源の視認性：荒神山のスカイラインの切断(煙突) 予測結果：⇒影響を受ける(B)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>眺9 西清崎(南) 集落</p>  <p>水平見込角：30.2度 垂直見込角：14.1度 仰角：15.0度 スカイラインの切断：あり 景観資源の視認性：荒神山のスカイラインの切断(建屋・煙突)、朝鮮人街道周辺の集落を被隠 予測結果：⇒影響は大きい(A)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>眺10 天満天神社</p>  <p>水平見込角：33.7度 垂直見込角：12.5度 仰角：10.2度 スカイラインの切断：なし 景観資源の視認性：荒神山のスカイラインの切断(建屋・煙突)、朝鮮人街道周辺の集落を被隠 予測結果：⇒影響は大きい(A)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>眺11 亀山小学校通学路(昭和電工前)</p>  <p>水平見込角：8.5度 垂直見込角：2.6度 仰角：2.5度 スカイラインの切断：なし 景観資源の視認性：印象の変化は少ない 予測結果：⇒影響は小さい(C)</p> </div> </div> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形改変の最小化：工事中仮設道路の建設にあたっては、地形改変範囲の最小化に努め、可能な限り宇曾川沿いの桜並木の伐採本数を減らす。 ・周辺景観環境との調和：建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施す。植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。 ・「彦根市景観計画」に従った景観対応：建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあつては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用する。 ・緑化法面の採用：敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とする。 ・施設および盛土法面のセットバック：計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とする。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設ける。 ・保全エリアの設定：動物・植物・生態系において検討した「ハンノキ林保全エリア」や「素掘り水路保全エリア」を設定する。 ・白煙防止装置の設置：「白煙防止装置」を設置し、白煙が発生しやすい気象条件時(気温が低く湿度が高い、冬季の午前中など)に稼働する。 <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施(土地の改変)および存在・供用(施設の存在)に伴う景観への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 存在・供用(施設の存在)に伴う景観への影響について、対象施設の配置、形状、配色、意匠については、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p>

表 5-16 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																						
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																								
景観	人と自然との触れ合いの活動の場	土地の改変、工事用車両の走行、重機の稼働、施設の有無	<p>・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布および利用環境の状況</p> <p>現地調査（踏査および写真撮影）および文献その他の資料による情報の収集によって、以下の日と自然とのふれあいの活動の場の利用環境の状況を把握した。</p> <table border="1"> <tr> <td>公園等</td> <td>荒神山 山崎山城跡</td> </tr> <tr> <td>ハイキング道</td> <td>本坂 三角点コース 唐崎コース 天満コース</td> </tr> <tr> <td>その他一般道</td> <td>市道大藪金田線 市道宇曾川左岸線 林道日夏山線 林道荒神山線</td> </tr> </table> <p>・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況</p> <p>現地調査（施設利用者数のカウント）および利用者への聞き取り調査により、利用状況を把握した。荒神山山頂で実施したアンケート調査結果要約を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 荒神山のハイキング道としては、約 9 割が林道日夏山線または林道荒神山線を利用しているが、約 13%の利用者が登山途中で枝分かれする別ルート（本坂や三角点コース、唐崎コースなど）にコースを変更する。 ごみ処理施設整備区域に隣接する本坂（登山口）の利用者は約 3%と少ない。 利用者の傾向は、約 84%が散歩・登山・健康増進を目的としている。 利用頻度は週に 1 回以上のリピーターが 66%を占めている。 組合圏域（彦根愛知犬上地域）より自動車で、または徒歩圏より自転車または徒歩で麓まで訪れる方が多い。 	公園等	荒神山 山崎山城跡	ハイキング道	本坂 三角点コース 唐崎コース 天満コース	その他一般道	市道大藪金田線 市道宇曾川左岸線 林道日夏山線 林道荒神山線	<p>1. 予測結果（予測対象に対する直接改変の程度の予測・予測対象から見る風景の変化の予測・予測対象へのアクセス特性の変化の予測）</p> <p>〈予測対象に対する直接改変の程度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 市道大藪金田線、市道宇曾川左岸において、対象事業実施区域と一部重複しており、「直接改変を受ける。」と予測した。 <p>〈予測対象から見る風景の変化の予測〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 本坂（登り口）、市道大藪金田線、市道宇曾川左岸において、対象事業実施区域と隣接しており、「風景に変化が生じる」と考えられる。と予測した。 <p>〈予測対象へのアクセス特性の変化の予測〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事中：市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間（1 週間程度）の通行止めが生じる可能性がある。市道宇曾川左岸線が工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、一時的な影響を及ぼすと予測される。 施設供用後：既存の道路は現状復旧されるため、アクセス性の変化は生じない、 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>直接改変の予測結果</th> <th>風景の変化の予測結果</th> <th>アクセス特性の変化の予測結果（工事中）</th> <th>アクセス特性の変化の予測結果（施設の存続）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>荒神山</td> <td>直接改変は無いと予測される。</td> <td>風景の変化は軽微であると考えられる。</td> <td rowspan="10">工事中においては、市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間（1 週間程度）の通行止めが生じる可能性がある。また、市道宇曾川左岸線が工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、一時的な影響を及ぼすと予測される。</td> <td rowspan="10">施設供用後においては、既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。そのため、アクセス性の変化は生じない、またはアクセス性が向上すると考えられる。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>山崎山城跡</td> <td>直接改変は無いと予測される。</td> <td>風景の変化は軽微であると考えられる。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>本坂</td> <td>直接改変は無いと予測される。</td> <td>最寄地点（登り口）で約 5m と近接しており、<u>風景に変化が生じる</u>（下記参照）と考えられる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>三角点コース</td> <td>直接改変は無いと予測される。</td> <td>風景の変化は生じないと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>唐崎コース</td> <td>直接改変は無いと予測される。</td> <td>風景の変化は生じないと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>天満コース</td> <td>直接改変は無いと予測される。</td> <td>風景の変化は生じないと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>林道日夏山線</td> <td>直接改変は無いと予測される。</td> <td>風景の変化は生じないと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>林道荒神山線</td> <td>直接改変は無いと予測される。</td> <td>風景の変化はほとんどないと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>市道大藪金田線</td> <td>市道大藪金田線は、対象事業実施区域と一部重複しており、<u>直接改変を受ける</u>。</td> <td>ごみ処理施設整備区域に隣接しており、<u>風景に変化が生じると考えられる</u>。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>市道宇曾川左岸線</td> <td>宇曾川左岸線は、対象事業実施区域と一部重複しており、<u>直接改変を受ける</u>。</td> <td>処理施設整備区域から約 100m と近接しており、<u>風景に変化が生じると考えられる</u>。</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈フォトモンタージュおよび予測結果概要〉</p> <p>No. 3 本坂からの眺望景観の変化</p>  <p>水平見込角：31.1 度 垂直見込角：14.3 度 俯角：15.7 度 スカイラインの切断：あり 景観資源の視認性： ・山崎山のスカイラインの切断（建屋） ・朝鮮人街道周辺の集落を被隠 予測結果： ⇒影響は大きい</p> <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全エリアの設置：動物・植物・生態系において検討した「ハンノキ林保全エリア」や「素掘り水路保全エリア」を設定する。 運搬車両台数の低減：土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数の低減を図る。 運転手の教育・指導：工事用車両の走行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底する。 工事中の交通整理および迂回誘導：工事用車両が既存の市道を横断する場所等では、必要に応じて交通誘導員を配置する。やむを得ず既存の市道等を通行止めにする場合は、利用者がスムーズに通行できるよう迂回路への誘導を適切に行う。 周辺景観環境との調和：建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施す。植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。 「彦根市景観計画」に従った景観対応：建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあつては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用する。 緑化法面の採用：敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とする。 施設および盛土法面のセットバック：計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とする。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設ける。 「山の駅※」および駐車場の設置・開放：本坂に隣接する敷地内にトイレ、自販機、休憩所および山歩き案内などの機能を有する「山の駅」や駐車場を設置・開放する。 <p>※ 山の駅：トイレ、自販機、休憩所および山歩き案内などの機能を有する、レクリエーション拠点施設。</p> <p>3. 事後調査</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施（工事用車両の走行、重機の稼働）存在・供用（施設の有無）に伴う人と自然とのふれあいの活動の場への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価</p> <p>工事の実施（土地の改変・工事用車両の通行）および存在・供用（施設の有無）に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減が図られているものと評価した。</p>	No.	名称	直接改変の予測結果	風景の変化の予測結果	アクセス特性の変化の予測結果（工事中）	アクセス特性の変化の予測結果（施設の存続）	1	荒神山	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は軽微であると考えられる。	工事中においては、市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間（1 週間程度）の通行止めが生じる可能性がある。また、市道宇曾川左岸線が工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、一時的な影響を及ぼすと予測される。	施設供用後においては、既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。そのため、アクセス性の変化は生じない、またはアクセス性が向上すると考えられる。	2	山崎山城跡	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は軽微であると考えられる。	3	本坂	直接改変は無いと予測される。	最寄地点（登り口）で約 5m と近接しており、 <u>風景に変化が生じる</u> （下記参照）と考えられる。	4	三角点コース	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は生じないと考えられる。	5	唐崎コース	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は生じないと考えられる。	6	天満コース	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は生じないと考えられる。	7	林道日夏山線	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は生じないと考えられる。	8	林道荒神山線	直接改変は無いと予測される。	風景の変化はほとんどないと考えられる。	9	市道大藪金田線	市道大藪金田線は、対象事業実施区域と一部重複しており、 <u>直接改変を受ける</u> 。	ごみ処理施設整備区域に隣接しており、 <u>風景に変化が生じると考えられる</u> 。	10	市道宇曾川左岸線	宇曾川左岸線は、対象事業実施区域と一部重複しており、 <u>直接改変を受ける</u> 。	処理施設整備区域から約 100m と近接しており、 <u>風景に変化が生じると考えられる</u> 。
公園等	荒神山 山崎山城跡																																																									
ハイキング道	本坂 三角点コース 唐崎コース 天満コース																																																									
その他一般道	市道大藪金田線 市道宇曾川左岸線 林道日夏山線 林道荒神山線																																																									
No.	名称	直接改変の予測結果	風景の変化の予測結果	アクセス特性の変化の予測結果（工事中）	アクセス特性の変化の予測結果（施設の存続）																																																					
1	荒神山	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は軽微であると考えられる。	工事中においては、市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間（1 週間程度）の通行止めが生じる可能性がある。また、市道宇曾川左岸線が工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、一時的な影響を及ぼすと予測される。	施設供用後においては、既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。そのため、アクセス性の変化は生じない、またはアクセス性が向上すると考えられる。																																																					
2	山崎山城跡	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は軽微であると考えられる。																																																							
3	本坂	直接改変は無いと予測される。	最寄地点（登り口）で約 5m と近接しており、 <u>風景に変化が生じる</u> （下記参照）と考えられる。																																																							
4	三角点コース	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は生じないと考えられる。																																																							
5	唐崎コース	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は生じないと考えられる。																																																							
6	天満コース	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は生じないと考えられる。																																																							
7	林道日夏山線	直接改変は無いと予測される。	風景の変化は生じないと考えられる。																																																							
8	林道荒神山線	直接改変は無いと予測される。	風景の変化はほとんどないと考えられる。																																																							
9	市道大藪金田線	市道大藪金田線は、対象事業実施区域と一部重複しており、 <u>直接改変を受ける</u> 。	ごみ処理施設整備区域に隣接しており、 <u>風景に変化が生じると考えられる</u> 。																																																							
10	市道宇曾川左岸線	宇曾川左岸線は、対象事業実施区域と一部重複しており、 <u>直接改変を受ける</u> 。	処理施設整備区域から約 100m と近接しており、 <u>風景に変化が生じると考えられる</u> 。																																																							

表 5-17 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物等	廃棄物等	土地の改変	<p>建設副産物の発生量 ・建設工事に伴う建設副産物の発生量 <建設発生土> 建設工事で発生する建設発生土量は、造成工事および道路工事により搬入土量が148,000m³発生する。また道路工事および建設工事により建設発生土量が46,200m³発生する。</p> <p><その他の建設副産物> 建設工事に伴い発生するその他の建設副産物は、工場用途での規模別原単位が18kg/m²となり、その内訳の割合は、コンガラが24%、アスコンが6%、ガラス陶磁器が4%、廃プラが6%、金属くずが4%、木くずが10%、紙くずが4%、石膏ボードが7%、その他が6%となる。</p> <p>・施設の稼働に伴う廃棄物の発生量 施設の稼働に伴い発生する廃棄物の発生量は、焼却灰・飛灰が4,353 t/年、不燃残渣が878 t/年となる。</p>	<p>1. 予測結果 <建設副産物の処分内容> 建設発生土は約21,400m³発生するが、発生土量は場内の災害廃棄物ストックヤード等に仮置きし、全量を埋戻土として場内利用する。これらの建設副産物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき可能な限り再利用および再資源化に努めるとともに、再利用および再資源化できない建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行うことから、適正に処理・処分することができるものと予測した。</p> <p><建設発生土> 予測の結果、工事に伴い発生する建設発生土量は46,200m³であり、そのうち埋戻量は12,800m³、処分量は33,400m³になると予測した。</p> <p><その他の建設副産物の処分内容> 設定した施設建築物の延床面積および算出した建設混合廃棄物の発生量は、建築工事全体の合計で約440 tが発生すると予測した。これらの建設副産物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、可能な限り再利用および再資源化に努めるとともに、再利用および再資源化できない建設副産物は産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行うことから、適正に処理・処分することができるものと予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・適正な処理および再利用：建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」および「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な処理および再利用を図る。 ・適正な処分：再利用および再資源化できない建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行う。 ・再資源化の促進：建設廃棄物は、再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化の促進に努める。</p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、土地の改変に伴う廃棄物等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p>
		施設の稼働	<p>1. 予測結果 施設の稼働に伴い焼却灰・飛灰4,353 t/年、不燃残渣878 t/年の廃棄物が発生するが、焼却灰、飛灰および不燃残渣は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行ったうえで、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適切に処分を行うことから、適正に処理・処分することができるものと予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・適正な処理および処分：施設供用後に発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行ったうえで、適正な処理・処分を行う。 ・ごみ分別・減量化の推進：ごみ分別回収の徹底およびごみの減量化の取り組みを推進する。</p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う廃棄物等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p>	

表 5-18 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
温室効果ガス等	温室効果ガス等	重機の稼働、工事用車両の走行	<p>・ 工事の実施に伴う温室効果ガス等の発生に関する活動量 計画施設の事業計画および既存施設の状況に基づき、以下のとおり発生要因を整理した。</p> <p><直接排出> ・ 重機の稼働 ・ ごみの焼却 ・ 機械等の稼働（燃料使用）</p> <p><間接排出> ・ 工事用車両の走行 ・ 機械等の稼働（電気使用）</p>	<p>1. 予測結果 工事の実施によって対象事業実施区域から直接排出される温室効果ガスは 5,658.0 tCO₂、事業計画地外で間接的に排出される温室効果ガスは 4,285.3 tCO₂、工事期間中に排出される温室効果ガスの合計は 9,943.3 tCO₂と予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・ 運転手の教育・指導：重機の稼働にあたっては、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意することや、工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守する等、運転手の教育・指導を徹底する。 ・ 車両の整備・点検：重機や工事用車両の整備不良による温室効果ガスの発生を抑制するため、整備・点検などの維持管理を徹底する。 ・ 運搬車両台数の低減：土地の改変に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らす。 ・ 建設副産物の再利用：建設副産物については、可能な限り再利用に努め、焼却処分量の低減に努める。 ・ 緑化の推進：工事によって改変する箇所において緑化が可能な場合は、積極的に緑化を行う。</p> <p>3. 事後調査 予測では公表されている原単位および算出方法等を用いており、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・ 環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、重機の稼働および工事用車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p>
		施設の稼働、施設関連車両の走行	<p>・ 施設の供用に伴う温室効果ガス等の発生に関する活動量 計画施設の事業計画および既存施設の状況に基づき、以下のとおり発生要因を整理した。</p> <p><直接排出> ・ ごみの焼却 ・ 施設の稼働（燃料使用）</p> <p><間接排出> ・ 施設関連車両の走行 ・ 廃棄物燃料（RDF）の使用 ・ 施設の稼働（電気使用）</p> <p><削減> ・ 発電</p>	<p>1. 予測結果 計画施設から直接排出される温室効果ガスは 16,813 tCO₂/年、施設外で間接的に排出される温室効果ガスは 4,141 tCO₂/年、合計で 20,953 tCO₂/年の温室効果ガスが排出されると予測した。発電分を考慮すると、ごみの焼却を含む場合で 20,624 tCO₂/年から約 14,775 tCO₂/年へと約 5,800 tCO₂/年が減少、ごみの焼却を除く場合で 5,522 tCO₂/年から-1,828 tCO₂/年へと約 7,300 tCO₂/年が減少すると予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・ エネルギー回収：焼却等の処理により発生した廃熱を利用して施設内で発電・利用するほか、余剰電力については売電等を行い、エネルギーを回収・循環利用する。 ・ 運転手の教育・指導：施設関係車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底する。 ・ ごみ分別・減量化の推進：ごみ分別回収の徹底およびごみの減量化の取り組みを推進する。</p> <p>3. 事後調査 予測では公表されている原単位および算出方法等を用いており、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・ 環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働および施設関連車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p>

表 5-19 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測結果および評価結果等																					
	環境要素の区分	影響要因の区分																							
文化財	文化財	土地の改変、重機の稼働、工事用車両の走行、施設の使用	<p>・指定・登録文化財 調査地域内における指定・登録文化財を現地で確認した結果、既存資料で確認した2件の記念物、8件の有形文化財の存続を確認した。 いずれの指定・登録文化財も、対象事業実施区域とは重なっていない。</p> <p>・埋蔵文化財包蔵地 調査地域内における埋蔵文化財包蔵地として、2件の城館跡、2件の集落跡、1件の寺院跡、1件の古墳群、2件の散布地、計8件を確認した。 いずれの埋蔵文化財包蔵地も、対象事業実施区域とは重なっていない。</p> <p>・未指定の有形文化財 調査地域内における未指定の有形の文化財として、現地調査および既存資料により社寺等が6件、10件の石碑、20件の地蔵、計36件が確認された。 いずれの未指定の有形文化財も、対象事業実施区域とは重なっていない。</p> <p>・主要な有形文化財等の抽出 確認された文化財について、その種類、位置等の概要、位置づけ（地域により重視されている対象等の視点）を整理し、予測対象とする主要な有形文化財等を抽出した。 抽出にあたっては、地域の歴史的・文化的特徴、専門家の意見、住民等の価値認識も考慮し、抽出した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>抽出条件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定・登録文化財</td> <td>全ての指定・登録文化財</td> <td>荒神山古墳、木造僧形坐像（千手寺）、荒神山神社社務所ほか2件、荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）、木造千手観音菩薩立像ほか2体（千手寺）、木造僧形半跏像（千手寺）、木造聖観音坐像（国昌寺）、山崎山城跡、荒神山神社本殿ほか4件、荒神山神社鳥居</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">未指定の有形文化財</td> <td>自治会レベルで大切にされている社寺</td> <td>天満天神社、千手寺、国昌寺、浄宗寺、老月院、仏性寺</td> </tr> <tr> <td>荒神山神社にゆかりのある文化財</td> <td>道標（荒神山神社本坂）、道標（従是荒神道）、道標（従是荒神道）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	抽出条件	備考	指定・登録文化財	全ての指定・登録文化財	荒神山古墳、木造僧形坐像（千手寺）、荒神山神社社務所ほか2件、荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）、木造千手観音菩薩立像ほか2体（千手寺）、木造僧形半跏像（千手寺）、木造聖観音坐像（国昌寺）、山崎山城跡、荒神山神社本殿ほか4件、荒神山神社鳥居	未指定の有形文化財	自治会レベルで大切にされている社寺	天満天神社、千手寺、国昌寺、浄宗寺、老月院、仏性寺	荒神山神社にゆかりのある文化財	道標（荒神山神社本坂）、道標（従是荒神道）、道標（従是荒神道）	<p>1. 予測結果 主要な文化財について、文化財の直接改変、文化財と一体となった周辺環境の状態変化、文化財の内部から見る風景の変化、文化財へのアクセス特性の変化の視点で土地の改変および施設の使用による影響について予測を行った。 予測の結果、対象事業実施区域の直近に位置する荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）、荒神山神社鳥居、道標（荒神山神社本坂）、天満天神社、道標（従是荒神道）については、文化財と一体となった周辺環境の状況変化および文化財の内部から見る風景の変化について、影響があると予測した。 文化財へのアクセス特性の変化については、工事中の通行止めなどの一時的な影響を及ぼすと予測した。</p> <p><主要な文化財に関する予測結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財の直接改変</td> <td>直接改変をうける文化財はない。</td> </tr> <tr> <td>文化財と一体となった周辺環境の状態変化</td> <td>荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）、荒神山神社鳥居、道標（荒神山神社本坂）、天満天神社、道標（従是荒神道） ⇒一定の影響が想定される。 その他の文化財：影響は極めて小さいと予測した。</td> </tr> <tr> <td>文化財の内部から見る風景の変化</td> <td>荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）、荒神山神社鳥居、天満天神社 ⇒景観変化の程度は大きい。 その他の文化財（社寺等）：影響はない</td> </tr> <tr> <td>文化財へのアクセス特性の変化</td> <td>工事中：工事中においては、市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間（1週間程度）の通行止めが生じる可能性がある。また、市道宇曾川左岸線が工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、一時的な影響を及ぼすと予測される。 供用後：施設供用後においては、既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。そのため、アクセス性の変化は生じない、またはアクセス性が向上すると考えられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡の不時発見時における文化財保護法対応：工事中に遺跡等を見つけた場合には、文化財保護法の第九十七条に従い、遺跡の現状を変更せず、彦根市文化財課に届け出るとともに、必要な調査等に協力する。 ・保全エリアの設定：動物・植物・生態系において検討した「ハンノキ林保全エリア」や「素掘り水路保全エリア」を設定する。 ・運搬車両台数の低減：土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数の低減を図る。 ・運転手の教育・指導：工事用車両の走行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底する。 ・工事中の交通整理および迂回誘導：工事用車両が既存の市道を横断する場所等では、必要に応じて交通誘導員を配置する。やむを得ず既存の市道等を通行止めにする場合は、利用者がスムーズに通行できるよう迂回路への誘導を適切に行う。 ・周辺景観環境との調和：建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施す。 ・「彦根市景観計画」に従った景観対応：建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用する。 ・緑化法面の採用：敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とする。 ・施設および盛土法面のセットバック：計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とする。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設ける。 <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施（土地の改変・重機の稼働・工事用車両の通行）および存在・供用（施設の使用）に伴う文化財への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 対象事業実施区域は埋蔵文化財包蔵地の指定対象外であり、文化財保護法の規定および彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）の内容を満足していることから、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。 	予測項目	予測結果	文化財の直接改変	直接改変をうける文化財はない。	文化財と一体となった周辺環境の状態変化	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）、荒神山神社鳥居、道標（荒神山神社本坂）、天満天神社、道標（従是荒神道） ⇒一定の影響が想定される。 その他の文化財：影響は極めて小さいと予測した。	文化財の内部から見る風景の変化	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）、荒神山神社鳥居、天満天神社 ⇒景観変化の程度は大きい。 その他の文化財（社寺等）：影響はない	文化財へのアクセス特性の変化	工事中：工事中においては、市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間（1週間程度）の通行止めが生じる可能性がある。また、市道宇曾川左岸線が工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、一時的な影響を及ぼすと予測される。 供用後：施設供用後においては、既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。そのため、アクセス性の変化は生じない、またはアクセス性が向上すると考えられる。
種類	抽出条件	備考																							
指定・登録文化財	全ての指定・登録文化財	荒神山古墳、木造僧形坐像（千手寺）、荒神山神社社務所ほか2件、荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）、木造千手観音菩薩立像ほか2体（千手寺）、木造僧形半跏像（千手寺）、木造聖観音坐像（国昌寺）、山崎山城跡、荒神山神社本殿ほか4件、荒神山神社鳥居																							
未指定の有形文化財	自治会レベルで大切にされている社寺	天満天神社、千手寺、国昌寺、浄宗寺、老月院、仏性寺																							
	荒神山神社にゆかりのある文化財	道標（荒神山神社本坂）、道標（従是荒神道）、道標（従是荒神道）																							
予測項目	予測結果																								
文化財の直接改変	直接改変をうける文化財はない。																								
文化財と一体となった周辺環境の状態変化	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）、荒神山神社鳥居、道標（荒神山神社本坂）、天満天神社、道標（従是荒神道） ⇒一定の影響が想定される。 その他の文化財：影響は極めて小さいと予測した。																								
文化財の内部から見る風景の変化	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）、荒神山神社鳥居、天満天神社 ⇒景観変化の程度は大きい。 その他の文化財（社寺等）：影響はない																								
文化財へのアクセス特性の変化	工事中：工事中においては、市道大藪金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間（1週間程度）の通行止めが生じる可能性がある。また、市道宇曾川左岸線が工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、一時的な影響を及ぼすと予測される。 供用後：施設供用後においては、既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。そのため、アクセス性の変化は生じない、またはアクセス性が向上すると考えられる。																								

表 5-20 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測結果および評価結果等																										
	環境要素の区分	影響要因の区分																												
伝承文化	伝承文化	土地の改変、工事用車両の走行、重機の稼働、施設の使用	<p>・祭り・行事</p> <p>調査地域内における伝承文化のうち、祭り・行事にかかるものについて、文献調査、ヒアリングにより把握できたものは神社の例祭が2件、信仰の場が1件と地藏盆が4件、その他の伝承が1件の計8件であり、いずれも存続している。</p> <p>・主要な伝承文化の抽出</p> <p>確認された伝承文化について、その種類、位置等の概要、位置づけ（地域により重視されている対象等の視点）を整理し、予測対象とする主要な伝承文化を抽出した。抽出の結果、調査で確認したすべての伝承文化を主要な伝承文化として抽出した。</p> <table border="1" data-bbox="492 489 1255 699"> <thead> <tr> <th>抽出条件</th> <th>主要な伝承文化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・地域の歴史、文化を現在および将来に伝承し得る要素</td> <td>1 天満天神社太鼓祭</td> </tr> <tr> <td>・地域住民に広く利用され、または親しまれている要素</td> <td>2 荒神山神社水無月祭</td> </tr> <tr> <td>・多くの人々が訪れるような要素</td> <td>3 荒神山のへび岩信仰</td> </tr> <tr> <td>・多くの人々が感動・感銘を受け、鑑賞の対象となっているような要素</td> <td>4 地藏信仰と地藏盆（西清崎）</td> </tr> <tr> <td>・他にはない傑出した個性や特徴を有する要素</td> <td>5 地藏信仰と地藏盆（山崎）</td> </tr> <tr> <td>・アクセス特性の変化が見込まれる</td> <td>6 地藏信仰と地藏盆（大山・小山）</td> </tr> <tr> <td>・当該地域の土地や周辺環境との一体性に変化が見込まれる</td> <td>7 地藏信仰と地藏盆（国昌寺）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 法善法師の伝承地（剣ヶ越）</td> </tr> </tbody> </table>	抽出条件	主要な伝承文化	・地域の歴史、文化を現在および将来に伝承し得る要素	1 天満天神社太鼓祭	・地域住民に広く利用され、または親しまれている要素	2 荒神山神社水無月祭	・多くの人々が訪れるような要素	3 荒神山のへび岩信仰	・多くの人々が感動・感銘を受け、鑑賞の対象となっているような要素	4 地藏信仰と地藏盆（西清崎）	・他にはない傑出した個性や特徴を有する要素	5 地藏信仰と地藏盆（山崎）	・アクセス特性の変化が見込まれる	6 地藏信仰と地藏盆（大山・小山）	・当該地域の土地や周辺環境との一体性に変化が見込まれる	7 地藏信仰と地藏盆（国昌寺）		8 法善法師の伝承地（剣ヶ越）	<p>1. 予測結果</p> <p>主要な伝承文化について、伝承文化の場への直接改変の程度、伝承文化の環境の状態変化、伝承文化へのアクセス特性の変化の視点で土地の改変および施設の使用による影響について予測を行った。</p> <p>〈伝承文化の場への直接改変の程度〉 直接改変をうける伝承文化の場はない。</p> <p>〈伝承文化の環境の状態変化〉 対象事業実施区域の直近に位置する天満天神社太鼓祭、荒神山神社水無月祭については、対象事業実施区域に近接しており、場からの景観変化の程度は大きいと予測した。荒神山神社水無月祭については、宵祭は6月29日で固定されており、平日開催もあり、騒音・振動等の影響が想定される。</p> <p>〈伝承文化へのアクセス特性の変化〉 工事中の通行止めなどの一時的な影響を及ぼすと予測した。</p> <p>＜伝承文化に関する予測結果＞</p> <table border="1" data-bbox="1279 541 2792 825"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝承文化の場への直接改変の程度</td> <td>直接改変をうける伝承文化の場はない。</td> </tr> <tr> <td>伝承文化の環境の状態変化</td> <td>天満天神社太鼓祭：・対象事業実施区域に近接しており、場からの景観変化の程度は大きい。 ・工事に伴う通行止めおよび迂回路への誘導により太鼓巡回ルートの変更が必要となる可能性がある。 荒神山神社水無月祭：・対象事業実施区域に近接しており、場からの景観変化の程度は大きい。 ・隣接する遷拝殿で行われる宵祭は6月29日で固定されており、平日開催もあり、騒音・振動等の影響が想定される。 法善法師の伝承地（剣ヶ越）：工事用車両の通行ルートが直近であることから、騒音・振動の影響が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>伝承文化へのアクセス特性の変化</td> <td>工事中：工事中においては、市道大敷金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間（1週間程度）の通行止めが生じる可能性がある。また、市道宇曾川左岸線が工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、<u>一時的な影響を及ぼすと予測される。</u> 供用後：施設供用後においては、既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。そのため、<u>アクセス性の変化は生じない、またはアクセス性が向上すると考えられる。</u></td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	伝承文化の場への直接改変の程度	直接改変をうける伝承文化の場はない。	伝承文化の環境の状態変化	天満天神社太鼓祭：・対象事業実施区域に近接しており、場からの景観変化の程度は大きい。 ・工事に伴う通行止めおよび迂回路への誘導により太鼓巡回ルートの変更が必要となる可能性がある。 荒神山神社水無月祭：・対象事業実施区域に近接しており、場からの景観変化の程度は大きい。 ・隣接する遷拝殿で行われる宵祭は6月29日で固定されており、平日開催もあり、騒音・振動等の影響が想定される。 法善法師の伝承地（剣ヶ越）：工事用車両の通行ルートが直近であることから、騒音・振動の影響が考えられる。	伝承文化へのアクセス特性の変化	工事中：工事中においては、市道大敷金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間（1週間程度）の通行止めが生じる可能性がある。また、市道宇曾川左岸線が工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、 <u>一時的な影響を及ぼすと予測される。</u> 供用後：施設供用後においては、既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。そのため、 <u>アクセス性の変化は生じない、またはアクセス性が向上すると考えられる。</u>
			抽出条件	主要な伝承文化																										
・地域の歴史、文化を現在および将来に伝承し得る要素	1 天満天神社太鼓祭																													
・地域住民に広く利用され、または親しまれている要素	2 荒神山神社水無月祭																													
・多くの人々が訪れるような要素	3 荒神山のへび岩信仰																													
・多くの人々が感動・感銘を受け、鑑賞の対象となっているような要素	4 地藏信仰と地藏盆（西清崎）																													
・他にはない傑出した個性や特徴を有する要素	5 地藏信仰と地藏盆（山崎）																													
・アクセス特性の変化が見込まれる	6 地藏信仰と地藏盆（大山・小山）																													
・当該地域の土地や周辺環境との一体性に変化が見込まれる	7 地藏信仰と地藏盆（国昌寺）																													
	8 法善法師の伝承地（剣ヶ越）																													
予測項目	予測結果																													
伝承文化の場への直接改変の程度	直接改変をうける伝承文化の場はない。																													
伝承文化の環境の状態変化	天満天神社太鼓祭：・対象事業実施区域に近接しており、場からの景観変化の程度は大きい。 ・工事に伴う通行止めおよび迂回路への誘導により太鼓巡回ルートの変更が必要となる可能性がある。 荒神山神社水無月祭：・対象事業実施区域に近接しており、場からの景観変化の程度は大きい。 ・隣接する遷拝殿で行われる宵祭は6月29日で固定されており、平日開催もあり、騒音・振動等の影響が想定される。 法善法師の伝承地（剣ヶ越）：工事用車両の通行ルートが直近であることから、騒音・振動の影響が考えられる。																													
伝承文化へのアクセス特性の変化	工事中：工事中においては、市道大敷金田線および市道宇曾川左岸線の一部において、地下埋設管工事に伴う短期間（1週間程度）の通行止めが生じる可能性がある。また、市道宇曾川左岸線が工事用車両通行ルートとすることを想定しており、通行止めおよび迂回路への誘導が想定されるなど、 <u>一時的な影響を及ぼすと予測される。</u> 供用後：施設供用後においては、既存の道路は現状復旧される。また、彦根市が計画する新市道が一部供用されることが想定される。そのため、 <u>アクセス性の変化は生じない、またはアクセス性が向上すると考えられる。</u>																													
			<p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水無月祭開催日の休工：水無月祭（宵祭）が平日に開催される場合には、当日の工事を休工とする。 ・太鼓祭開催日の工事用道路の開放：太鼓祭の太鼓巡回ルートと一部重複する市道宇曾川左岸線を工事用車両走行ルートとして通行止めおよび迂回路への誘導をする場合は、太鼓祭当日の通行止を解除し、太鼓巡回ルートとして開放する。 ・運搬車両台数の低減：土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数の低減を図る。 ・運転手の教育・指導：工事用車両の走行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底する。 ・工事中の交通整理および迂回誘導：工事用車両が既存の市道を横断する場所等では、必要に応じて交通誘導員を配置する。やむを得ず既存の市道等を通行止めにする場合は、利用者がスムーズに通行できるよう迂回路への誘導を適切に行う。 ・周辺景観環境との調和：建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施す。植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。 ・「彦根市景観計画」に従った景観対応：建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用する。 ・緑化法面の採用：敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とする。 ・施設および盛土法面のセットバック：計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とする。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設ける。 ・「山の駅※」および駐車場の設置・開放：荒神山神社遷拝殿に隣接する敷地内にトイレ、自販機、休憩所および山歩き案内などの機能を有する「山の駅」や駐車場を設置・開放する。 <p>※ 山の駅：トイレ、自販機、休憩所および山歩き案内などの機能を有する、レクリエーション拠点施設。</p> <p>3. 事後調査</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施（土地の改変・工事用車両の走行・重機の稼働）および存在・供用（施設の使用）に伴う伝承文化への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価</p> <p>彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）について、本調査結果を彦根市文化財課に報告し情報共有していることから、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p>																											

第6章 環境保全措置

6.1 環境保全措置の検討

滋賀県環境影響評価技術指針においては、環境影響がないと判断される場合および環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合を除き、環境保全措置を検討することとされている。

本事業では、上記に加えて、対象事業の実施による影響を回避または低減するために実施する実行可能な環境保全措置を検討した。

6.2 環境保全措置の検討結果

環境保全措置の検討結果を表 6-1～表 6-15 に示す。

(1) 大気質

表 6-1(1) 大気質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
重機の稼働 (工事の実施) (排出ガス)	排出ガス対策型建設機械の採用	低減	本組合	建設工事に使用する重機（建設機械）は、排出ガス対策型を採用するよう努めることにより、周囲への大気質の影響を低減できる。	なし	なし
	重機の整備・点検	低減	本組合	重機の整備・点検を徹底することにより、整備不良による大気汚染物質の発生を抑制できる。	なし	なし
	教育指導の実施	低減	本組合	アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、大気汚染物質の排出量を抑制できる。	なし	なし
	仮囲いの設置	低減	本組合	建設工事の期間中においては、敷地境界外周に高さ 3m 程度の仮囲いを設置することにより、重機からの排出ガスの影響が低減される。	なし	なし
工所用車両の走行 (工事の実施) (排出ガス)	運搬車両台数の低減	低減	本組合	土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工所用車両の台数の低減を図ることにより、沿道大気質への影響を低減できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	本組合	工所用車両の維持管理を徹底し、自動車排出ガスの量を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	本組合	工所用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
重機の稼働 (工事の実施) (粉じん等)	散水の実施	低減	本組合	強風時や乾燥時等の砂じんの発生しやすい気象条件においては、必要に応じ、適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
	敷鉄板の設置	低減	本組合	敷地内の車両走行ルートや重機稼働箇所を中心に、可能な限り敷鉄板を設置することにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし

表 6-1(2) 大気質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設の稼働 (存在・供用) (排出ガス)	排出ガス処理設備	低減	本組合	高効率の排出ガス処理設備を採用するとともに、適切な燃焼管理や薬剤噴霧等により、排出ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を低減できる。	なし	なし
	運転管理の徹底	低減	本組合	焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
	排出ガス濃度等の情報公開	低減	本組合	排出ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、住民が本施設の運転状況を確認できるようにすることで、大気質への不信感の抑制と住民の安心感が得られる。	なし	なし
施設関連車両の走行 (存在・供用) (排出ガス)	施設関連車両台数の低減	低減	本組合	ごみ減量対策の推進や、一般持込ごみの事前予約制の導入等を行い、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道大気質への影響を低減できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	本組合	施設関連車両の維持管理を徹底し、自動車排出ガスの量を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	本組合	施設関連車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
施設の稼働 (存在・供用) (粉じん等)	施設を建屋で囲う	低減	本組合	粉じんを発生させるおそれのある破碎処理設備は建屋で囲うことにより、処理過程で生じる粉じんを周辺に飛散させず、粉じん等の飛散を抑制できる。	なし	なし
	除じん設備の設置	低減	本組合	施設内で発生した粉じんを集じんダクトで吸引を行い、集じん装置により除去することにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
	散水の実施	低減	本組合	施設内で適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし

(2) 騒音

表 6-2 騒音に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
重機の実施 (工事の稼働)	低騒音型建設機械の採用	低減	本組合	建設工事に使用する重機（建設機械）は、低騒音型の建設機械を採用するよう努めることにより、発生する建設作業騒音を低減できる。	なし	なし
	重機の整備・点検	低減	本組合	重機の整備・点検を徹底することにより、整備不良による騒音の発生を抑制できる。	なし	なし
	教育指導の実施	低減	本組合	アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。	なし	なし
	仮囲いの設置	低減	本組合	建設工事の期間中においては、敷地境界外周に高さ 3m 程度の仮囲いを設置することにより、周辺への騒音伝搬の減衰が期待できる。	なし	なし
工事用車両の走行 (工事の実施)	運搬車両台数の低減	低減	本組合	土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数の低減を図ることにより、沿道騒音の影響を低減できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	本組合	工事用車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、騒音の影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	本組合	工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、騒音の発生を抑制できる。	なし	なし
施設の稼働 (存在・供用)	低騒音型設備機器の採用と配置	低減	本組合	低騒音型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置すること、また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置することにより、外部へ伝搬する騒音を低減できる。	なし	なし
	設備機器の維持管理	低減	本組合	定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。	なし	なし
施設関連車両の走行 (存在・供用)	施設関連車両台数の低減	低減	本組合	ごみ減量対策の推進や、一般持込ごみの事前予約制の導入等を行い、運搬・持込車両の台数を低減することにより、沿道への騒音の影響を低減できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	本組合	施設関連車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、沿道への騒音の影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	本組合	施設関連車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、沿道への騒音の発生を抑制できる。	なし	なし

(3) 超低周波音

表 6-3 超低周波音に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設（存在・稼働・供用）の稼働	低騒音・低振動型設備機器の採用と配置	低減	本組合	低騒音型・低振動型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置すること、また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置することにより、外部へ伝搬する超低周波音を低減できる。	なし	なし
	設備機器の維持管理	低減	本組合	定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、超低周波音の発生を抑制できる。	なし	なし

(4) 振動

表 6-4 振動に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
重機 (工事の実施) 稼働	低振動型建設機械の採用	低減	本組合	建設工事に使用する重機(建設機械)は、低振動型の建設機械を採用するよう努めることにより、発生する建設作業振動を低減できる。	なし	なし
	重機の整備・点検	低減	本組合	重機の整備・点検を徹底することにより、整備不良による振動の発生を抑制できる。	なし	なし
	教育指導の実施	低減	本組合	アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし
工事用車両の走行 (工事の実施)	運搬車両台数の低減	低減	本組合	土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数の低減を図ることにより、沿道振動の影響を低減できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	本組合	工事用車両の維持管理を徹底し、過剰な振動の発生を防止することにより、振動の影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	本組合	工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし
施設 (存在・供用) 稼働	振動発生機器の配慮	低減	本組合	低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じ、強固な基礎や独立基礎上に設置することにより、外部へ伝搬する振動を低減できる。	なし	なし
	設備機器の維持管理	低減	本組合	定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし
施設関連車両の走行 (存在・供用)	施設関連車両台数の低減	低減	本組合	ごみ減量対策の推進や、一般持込ごみの事前予約制の導入等を行い、運搬・持込車両の台数を低減することにより、沿道振動への影響を低減できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	本組合	施設関連車両の維持管理を徹底し、過剰な振動の発生を防止することにより、沿道への振動の影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	本組合	施設関連車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし

(5) 悪臭

表 6-5 悪臭に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設の稼働 (存在・供用) (排出ガス)	排出ガス処理	低減	本組合	窒素酸化物(サーマルNOx)等に由来する臭気については、脱硝設備において排出ガス処理を行う。	なし	なし
	運転管理の徹底	低減	本組合	焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、排出ガスの伝搬による悪臭の影響を抑制できる。	なし	なし
	脱臭設備の設置	低減	本組合	施設稼働時には、ごみピットの空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行い、施設休止時には脱臭装置による脱臭を行うことで、臭気を低減できる。	なし	なし
施設の稼働 (存在・供用) (臭気の漏洩)	臭気の高温分解	低減	本組合	施設稼働時には、ごみピットの空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行うことにより、排出ガスの伝搬による悪臭の影響を低減できる。	なし	なし
	運転管理の徹底	低減	本組合	焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、排出ガスの伝搬による悪臭の影響を抑制できる。	なし	なし
	悪臭漏洩の防止	低減	本組合	ごみピットを負圧に保ち、臭気を外部に漏洩させないようにするために必要な設備を設けること、施設の密閉化によって臭気の漏れ出しを防ぐことにより、悪臭の漏洩を低減できる。	なし	なし
	脱臭装置の設置	低減	本組合	施設休止時には、脱臭装置による脱臭を行うことにより、排気の伝搬による悪臭の影響を低減できる。	なし	なし
施設関連車両の走行 (存在・供用)	運転手の教育・指導	低減	本組合	回収した廃棄物の密閉や、タイヤ等への廃棄物の付着有無を逐次確認し、適正な運搬を行うよう、運転手の教育・指導を徹底することにより、沿道の悪臭への影響を抑制できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	本組合	パッカー車の破損の有無等について、車両の点検確認を走行前に毎日実施し、廃棄物運搬時の臭気漏洩を防止することにより、沿道の悪臭への影響を抑制できる。	なし	なし
	汚水タンク付き車両の使用	低減	本組合	パッカー車に装着した汚水タンクは定期的に清掃を行い、車両からの汚水の漏洩による臭気漏洩を防止することにより、沿道の悪臭への影響を抑制できる。	なし	なし

(6) 水質

表 6-6 水質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
土地の 改変 (工事の実施) (水の濁り)	調整池の設置	低減	本組合	敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	調整池の浚渫	低減	本組合	調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	本組合	造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし

(7) 動物

表 6-7(1) 動物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
土地の 変更 (工事の実施)	地形変更の最小化	最小化	本組合	工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境の消失・縮小を最小化し、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	段階的な草刈りによる周辺生息適地への誘導	低減	本組合	対象事業実施区域に生息するカヤネズミを外側の生息適地（休耕田・宇曾川河川敷等）へ移動誘導するため、工事着工前の草刈り作業を実施する際には、対象事業実施区域の奥（北西側）から徐々に誘導先の方角（南東側）に進める。また、草刈り後は高茎草が再び成立しないように定期的な除草を行うことで、カヤネズミの生息への影響を低減できる。 なお、本措置はホンシュウカヤネズミの繁殖期後（11月中旬以降）の秋季に実施する。	なし	なし
	ビオトープの設置および動物の移殖	代償	本組合	注目すべき生息地である休耕田の湿地の非改変範囲を改良して管理型のビオトープを設置し、土地の改変により生息環が縮小する種 ^{注1} について、当該ビオトープへの移殖を行うことで、対象種の生息環境を代償し、動物への影響を低減できる。	あり	なし
	ハンノキ林保全エリアの設定	回避 低減	本組合	ごみ処理施設整備区域に成立しているハンノキ林エリアは、現状のまま保全することで、対象種 ^{注2} の生息環境を保全し、動物への影響を回避・低減できる。	なし	なし
	素掘り水路の保全	回避 最小化	本組合	ごみ処理施設整備区域を流れる幹線の素掘り水路は、可能な限り現状のまま保全する。工事の過程で改変が避けられない場所においても、改変範囲の最小化を図ることで、対象種 ^{注3} の生息環境を保全し、動物への影響を回避・最小化できる。	なし	なし
	調整池の設置	低減	本組合	敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後の下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	本組合	造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし

注 1) 保全対象種：ニホンアカガエル、トノサマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、ナツアカネ、コオイムシ、シマゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、ヘイケボタル、ドジョウ、ドブシジミ

注 2) 保全対象種：ヤマトサンショウウオ、シュレーゲルアオガエル、トノサマガエル、エゾトンボ、ミドリジシミ

注 3) 保全対象種：ヤマトサンショウウオ、ニホンアカガエル、トノサマガエル、コオイムシ、シマゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、ナガオカモノアラガイ、アブラボテ、ヌマムツ、アブラハヤ、ドジョウ、ミナミメダカ、ドンコ、タテボシガイ、マツカサガイ

表 6-7(2) 動物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(工事の稼働) 重機の稼働	繁殖期前からの着工	低減	本組合	造成工事の開始年度には、オオタカやケリの営巣期が始まる 2 月までに重機を稼働させたり、音の発生する作業を開始することにより、オオタカに工事騒音に順化させるとともに、営巣期にオオタカが自ら営巣場所を選択できるようにすることで、オオタカ等の繁殖への影響を低減できる。	あり	なし
	低騒音型建設機械の採用	低減	本組合	建設工事に使用する重機(建設機械)は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減することで、オオタカ等の繁殖への影響を低減できる。	あり	なし
	仮囲いの設置	低減	本組合	建設工事の期間中においては、敷地境界外周に高さ 3m 程度の仮囲いを設置することにより周辺への騒音伝搬が減衰することで、オオタカ等の繁殖への影響を低減できる。	あり	なし
	重機の整備・点検	低減	本組合	重機の整備・点検を徹底することにより、整備不良による騒音の発生を抑制することで、オオタカ等の繁殖への影響を低減できる。	あり	なし
	繁殖期の追加防音対策	低減	本組合	オオタカの繁殖期のうち最も敏感度が高いとされる 4~5 月の期間において、営巣場所に比較的近い箇所(200~250m を目安)に仮囲いを追加で設置するなど、更なる防音対策を実施することで、オオタカ等の繁殖への影響を低減できる。	あり	なし

(8) 植物

表 6-8 植物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
土地の 改変 (工事の実施)	ビオトープの設置および植物の移植	代償	本組合	工事の実施による影響が大きい群落である休耕田雑草群落の非改変範囲を改良して管理型のビオトープを設置し、土地の改変により生育環境が縮小する種 ^(注) について、当該ビオトープへの移植を行うことで、対象種の生育環境を代償し、植物への影響を低減できる。	あり	なし
	ハンノキ林保全エリアの設定	回避 低減	本組合	影響が大きい群落であるハンノキ群落のうち、ごみ処理施設整備区域に成立しているエリアを現状のまま保全することで、ハンノキ群落やヒメコヌカグサの生育環境を保全し、植物への影響を回避・低減できる。	なし	なし
	調整池の設置	低減	本組合	敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、植物への影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	本組合	造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、植物への影響を低減できる。	なし	なし

注) 保全対象種：コガマ、ヒメコヌカグサおよびノニガナ

(9) 生態系

表 6-9(1) 生態系に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
土地の変更 (工事の実施)	地形改変の最小化	最小化	本組合	工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動植物の生息環境の消失・縮小を最小化し、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
	段階的な草刈りによる周辺生息適地への誘導	低減	本組合	対象事業実施区域に生息するカヤネズミを外側の生息適地(休耕田・宇曾川河川敷等)へ移動誘導するため、工事着工前の草刈り作業を実施する際には、対象事業実施区域の奥(北西側)から徐々に誘導先の方向(南東側)に進める。また、草刈り後は高茎草草が再び成立しないように定期的な除草を行うことで、カヤネズミの生息への影響を低減できる。 なお、本措置はホンシュウカヤネズミの繁殖期後(11月中旬以降)の秋季に実施する。	なし	なし
	ビオトープの設置および動植物の移植	代償	本組合	影響が大きい生態系基盤である休耕田雑草群落の非改変範囲を改良して管理型のビオトープを設置し、土地の改変により生息環境が縮小する種 ^{注1} について、当該ビオトープへの移植を行うことで、対象種の生息環境を代償し、生態系への影響を低減できる。	あり	なし
	ハンノキ林保全エリアの設定	回避 低減	本組合	工事の実施による影響が大きい生態系基盤であるハンノキ群落は、現状のまま保全することで、対象種 ^{注2} の生息環境を保全し、生態系への影響を回避・低減できる。	なし	なし
	素掘り水路の保全	回避 最小化	本組合	ごみ処理施設整備区域を流れる幹線の素掘り水路は、可能な限り現状のまま保全する。工事の過程で改変が避けられない場所においても、改変範囲の最小化を図ることで、対象種 ^{注3} の生息環境を保全し、生態系への影響を回避・最小化できる。	なし	なし
	調整池の設置	低減	本組合	敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	本組合	造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、生態系への影響を低減できる。	なし	なし

注1) 保全対象種：トノサマガエル

注2) 保全対象種：ヤマトサンショウウオ、エゾトンボ、ミドリジシミ

注3) 保全対象種：ヤマトサンショウウオ、トノサマガエル、アブラボテ、ミナミメダカ、スジエビ

表 6-9(2) 生態系に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(工事の稼働) 重機の稼働	繁殖期前からの着工	低減	本組合	造成工事の開始年度には、オオタカやケリの営巣期が始まる 2 月までに重機を稼働させたり、音の発生する作業を開始することにより、オオタカに工事騒音に順化させるとともに、営巣期にオオタカが自ら営巣場所を選択できるようにすることで、オオタカ等の繁殖への影響を低減できる。	あり	なし
	低騒音型建設機械の採用	低減	本組合	建設工事に使用する重機(建設機械)は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減することで、オオタカ等の繁殖への影響を低減できる。	あり	なし
	仮囲いの設置	低減	本組合	建設工事の期間中においては、敷地境界外周に高さ 3m 程度の仮囲いを設置することにより周辺への騒音伝搬が減衰することで、オオタカ等の繁殖への影響を低減できる。	あり	なし
	重機の整備・点検	低減	本組合	重機の整備・点検を徹底することにより、整備不良による騒音の発生を抑制することで、オオタカ等の繁殖への影響を低減できる。	あり	なし
	繁殖期の追加防音対策	低減	本組合	オオタカの繁殖期のうち最も敏感度が高いとされる 4~5 月の期間において、営巣場所に比較的近い箇所(200~250m を目安)に仮囲いを追加で設置するなど、更なる防音対策を実施することで、オオタカ等の繁殖への影響を低減できる。	あり	なし

(10) 景観

表 6-10 景観に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
土地の改変 (工事の実施)	地形改変の最小化	低減	本組合	工事中仮設道路の建設にあたっては、地形改変範囲の最小化に努め、可能な限り宇曾川沿いの桜並木の伐採本数を減らすことにより、眺望景観の変化を低減できる。	なし	なし
施設(存在・供用) 存在	周辺景観環境との調和	低減	本組合	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。これにより、主要な眺望景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
	「彦根市景観計画」に従った景観対応	低減	本組合	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用することにより、「田園集落景観ゾーン」の周辺景観環境との調和が図られ、主要な眺望景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
	緑化法面の採用	低減	本組合	敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とすることで、人工的で圧迫感のある印象をやわらげ、周辺景観と調和できる。	なし	なし
	施設および盛土法面のセットバック	低減	本組合	計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とすることで、北側の参道や家屋等からの圧迫感を軽減できる。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設けることにより、盛土法面への圧迫感を軽減できる。	なし	なし
	保全エリアの設定	低減	本組合	動物・植物・生態系において検討した「ハンノキ林保全エリア」や「素掘り水路保全エリア」を設定することにより、自然環境の改変を低減し、周辺環境と調和できる。	なし	なし
施設(存在・供用) 稼働	白煙防止装置の設置	低減	本組合	「白煙防止装置」を設置し、白煙が発生しやすい気象条件時(気温が低く湿度が高い、冬季の午前中など)に稼働することにより、煙突から排出される白煙(水蒸気)による景観への影響を低減できる。	なし	ごみの焼却熱を利用するため、発電効率が低下し、温室効果ガスの増加が見込まれる。

(11) 人と自然との触れ合いの活動の場

表 6-11 人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
土地の改変 (工事の実施)	保全エリアの設置	低減	本組合	動物・植物・生態系において検討した「ハンノキ林保全エリア」や「素掘り水路保全エリア」を設定することにより、自然環境の改変を低減し、周辺環境と調和できる。	なし	なし
工事用車両の走行 (工事の実施)	運搬車両台数の低減	低減	本組合	工事用車両の走行にあたっては、沿道の走行時間帯の分散に努める。これにより、触れ合いの活動の場へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	本組合	工事用車両の走行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底する。これにより、触れ合いの活動の場へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
	工事中の交通整理および迂回誘導	低減	本組合	工事用車両が既存の市道を横断する場所等では、必要に応じて交通誘導員を配置し、利用者の交通アクセスに支障が生じないように配慮する。やむを得ず既存の市道等を通行止めにする場合は、利用者がスムーズに通行できるよう迂回路への誘導を適切に行う。これにより、触れ合いの活動の場へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
施設の存在・供用 (存在)	周辺景観環境との調和	低減	本組合	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。これにより、触れ合いの活動の場からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
	「彦根市景観計画」に合った景観対応	低減	本組合	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用することにより、「田園集落景観ゾーン」の周辺景観環境との調和が図られ、触れ合いの活動の場からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
	緑化法面の採用	低減	本組合	敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とすることで、人工的で圧迫感のある印象をやわらげ、周辺景観と調和できる。	なし	なし
	施設および盛土法面のセットバック	低減	本組合	計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とすることで、北側の参道や家屋等からの圧迫感を軽減できる。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設けることにより、盛土法面への圧迫感を軽減できる。	なし	なし
	「山の駅」および駐車場の設置・開放	修正	本組合	本坂に隣接する敷地内にトイレ、自販機、休憩所および山歩き案内などの機能を有する「山の駅」や駐車場を設置・開放することにより、施設を利用した環境教育と荒神山のレクリエーション機能を融合させ、荒神山および本坂の利用性の向上が期待できる。	なし	なし

(12) 廃棄物等

表 6-12 廃棄物等に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
土地の改変 (工事の実施)	適正な処理および再利用	低減	本組合	建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」および「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な処理および再利用を図ることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
	適正な処分	低減	本組合	再利用および再資源化できない建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
	再資源化の促進	低減	本組合	建設廃棄物は、再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化の促進に努めることにより、廃棄物の処分量を低減できる。	なし	なし
施設の稼働 (存在・供用)	適正な処理および処分	低減	本組合	施設供用後に発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行ったうえで、適正な処理・処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
	ごみ分別・減量化の推進	低減	本組合	ごみ分別回収の徹底およびごみの減量化の取り組みを推進することにより、廃棄物の最終処分量を低減できる。	なし	なし

(13) 温室効果ガス等

表 6-13 温室効果ガス等に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
重機の稼働および工事の実施 (工事の実施) 重機の稼働および工事用車両の走行	運転手の教育・指導	低減	本組合	重機の稼働にあたっては、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないように留意することや、工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守する等、運転手の教育・指導を徹底することにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。	なし	なし
	車両の整備・点検	低減	本組合	重機や工事用車両の整備不良による温室効果ガスの発生を抑制するため、整備・点検などの維持管理を徹底することにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。	なし	なし
	運搬車両台数の低減	低減	本組合	土地の改変に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らすことにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	なし	なし
	建設副産物の再利用	低減	本組合	建設副産物については、可能な限り再利用に努め、焼却処分量の低減に努めることにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。	なし	なし
	緑化の推進	低減	本組合	工事によって改変する箇所において緑化が可能な場合は、積極的に緑化を行うことにより、発生した温室効果ガスの吸収が期待できる。	なし	なし
施設の稼働および施設関連車両の走行 (存在・供用)	エネルギー回収	低減	本組合	焼却等の処理により発生した廃熱を利用して施設内で発電・利用するほか、余剰電力については売電等を行い、エネルギーを回収・循環利用することにより、火力発電等による新たな二酸化炭素の排出を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	本組合	施設関連車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。	なし	なし
	ごみ分別・減量化の推進	低減	本組合	ごみ分別回収の徹底およびごみの減量化の取り組みを推進することにより、廃棄物の最終処分量を低減できる。	なし	なし

(14) 文化財

表 6-14 文化財に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
土地の改変 (工事の実施)	遺跡の不時発見時における文化財保護法対応	低減	本組合	工事中に遺跡等を発見した場合には、文化財保護法の第九十七条に従い、遺跡の現状を変更せず、彦根市文化財課に届け出るとともに、必要な調査等に協力することにより、未知の埋蔵文化財の記録・保存に貢献できる。	なし	なし
	保全エリアの設定	低減	本組合	動物・植物・生態系において検討した「ハンノキ林保全エリア」や「素掘り水路保全エリア」を設定する。これにより、文化財からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
工事用車用の走行 (工事の実施)	運搬車両台数の低減	低減	本組合	土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数の低減を図る。これにより、文化財へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	本組合	工事用車両の走行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底する。これにより、文化財へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
	工事中の交通整理および迂回誘導	低減	本組合	工事用車両が既存の市道を横断する場所等では、必要に応じて交通誘導員を配置し、利用者の交通アクセスに支障が生じないよう配慮する。やむを得ず既存の市道等を通行止めにする場合は、利用者がスムーズに通行できるよう迂回路への誘導を適切に行う。これにより、文化財へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
施設の存在 (存在・供用)	周辺景観環境との調和	低減	本組合	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。これにより、文化財からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
	「彦根市景観計画」に従った景観対応	低減	本組合	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用することにより、「田園集落景観ゾーン」の周辺景観環境との調和が図られ、文化財からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
	緑化法面の採用	低減	本組合	敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とすることで、人工的で圧迫感のある印象をやわらげ、周辺景観と調和できる。	なし	なし
	施設および盛土法面のセットバック	低減	本組合	計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とすることで、北側の参道や家屋等からの圧迫感を軽減できる。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設けることにより、盛土法面への圧迫感を軽減できる。	なし	なし

(15) 伝承文化

表 6-15(1) 伝承文化に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
土地の改変・重機の稼働・工事用車の走行 (工事の実施)	水無月祭開催日の休工	回避	本組合	水無月祭(宵祭)が平日に開催される場合には、当日の工事を休工とする。これにより、水無月祭の雰囲気を保全し、祭参加者の交通アクセスを改善できる。	なし	なし
	太鼓祭開催日の工事用道路の開放	回避	本組合	太鼓祭りの太鼓巡回ルートと一部重複する市道宇曾川左岸線を工事用車両走行ルートとして通行止めおよび迂回路への誘導をする場合は、太鼓祭当日の通行止を解除し、太鼓巡回ルートとして開放する。これにより、太鼓祭巡回ルート変更を回避できる。	なし	なし
	運搬車両台数の低減	低減	本組合	土地の改変に伴う発生土砂は対象事業実施区域内で再利用を図る、工事工程の調整により土砂搬入車を平準化させる等、周辺道路を走行する工事用車両の台数の低減を図る。これにより、伝承文化の場へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	本組合	工事用車両の走行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底する。これにより、伝承文化の場へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
	工事中の交通整理および迂回誘導	低減	本組合	工事用車両が既存の市道を横断する場所等では、必要に応じて交通誘導員を配置し、利用者の交通アクセスに支障が生じないように配慮する。やむを得ず既存の市道等を通行止めにする場合は、利用者がスムーズに通行できるよう迂回路への誘導を適切に行う。これにより、伝承文化の場へのアクセスの影響を軽減できる。	なし	なし
施設の存在 (存在・供用)	周辺景観環境との調和	低減	本組合	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。これにより、伝承文化の場からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
	「彦根市景観計画」に従った景観対応	低減	本組合	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「彦根市景観計画」に示された「景観形成基準」を採用することにより、「田園集落景観ゾーン」の周辺景観環境との調和が図られ、伝承文化の場からの景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
	緑化法面の採用	低減	本組合	敷地嵩上げのために設置する盛土について、近景域から最も目立ちやすい盛土端部を緑化法面とすることで、人工的で圧迫感のある印象をやわらげ、周辺景観と調和できる。	なし	なし

表 6-15(2) 伝承文化に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設 (存在・供用) の存在	施設および盛土法面のセットバック	低減	本組合	計画段階配慮書における検討を踏まえ、南側施設配置とすることで、北側の参道や家屋等からの圧迫感を軽減できる。また、北側及び東側の盛土法面をセットバックし、敷地境界と盛土との間に花壇や駐車場等を設けることにより、盛土法面への圧迫感を軽減できる。	なし	なし
	「山の駅」および駐車場の設置・開放	修正	本組合	荒神山神社遥拝殿に隣接する敷地内にトイレ、自販機、休憩所および山歩き案内などの機能を有する「山の駅」や駐車場を設置・開放することにより、伝承文化の参加者の利用性の向上が期待できる。	なし	なし

第7章 事後調査

7.1 事後調査の検討

本事業において選定した環境影響評価項目のうち、滋賀県環境影響評価技術指針に基づく以下のいずれかの要件に該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、本事業に係る工事の実施中および土地または工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行う。

予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

工事の実施中および土地または工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度および当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

事後調査の検討結果を次に示す。

7.2 事後調査の検討結果

7.2.1 事後調査を行うこととした理由

本環境影響評価において、調査、予測および評価を行った結果、いずれの環境影響評価項目についても、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響は回避または低減が図られるとともに、基準または目標との整合性も図られると評価した。また、環境影響評価項目の一部については、想定される予測条件に幅があるため、複数の予測条件を設定した幅のある予測結果となっているが、本環境影響評価で採用した予測の手法は、その予測精度に係る知見・事例等が十分に蓄積されているものであるため、この幅を大きく逸脱する可能性は小さいと考えられる。

しかし、実施する環境保全措置の一部については、前記の事後調査を実施すべき要件のうち、「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」に該当すると考えられることから、当該環境保全措置の効果等の確認に係る事後調査を実施する。

7.2.2 事後調査の項目および手法

(1) 事後調査を実施する項目

「第 8 章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」に示す予測・評価の結果、および「10.1 事後調査の検討」に示した検討方針に基づき選定した事後調査の項目を、表 7.2-1 に示す。

表 7.2-1 事後調査の項目

環境要素	時期	調査項目
動物生態系	工事中	オオタカの繁殖状況モニタリング調査
動物植物生態系	工事中 供用後	ビオトープのモニタリング調査

(2) 事後調査の手法

事後調査の手法を、表 7.2-2(1)～(2)に示す。

表 7.2-2(1) 事後調査の手法

調査項目	オオタカの繁殖状況モニタリング調査
調査方法	定点観察を基本とした方法（現地調査） ・ 営巣場所調査 ・ 繁殖状況調査
調査地点	オオタカ営巣地周辺（2 地点程度）
調査時期	2～7 月（各月 2 日間程度）
調査期間	工事着手前（令和 6 年度）～工事期間中（令和 10 年） ※期間中に対象事業実施区域から十分に離れた場所に営巣場所を移動し、繁殖成功を確認した場合は、調査終了を検討する。
実施主体	本組合

表 7.2-2(2) 事後調査の手法

調査項目	ビオトープのモニタリング調査
調査方法	<p>保全地域における重要な種の生息・生育状況の観察（現地調査）</p> <p>【ビオトープ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な動物（ニホンアカガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル、コオイムシ、ドジョウ等）の生息状況調査 ・重要な植物（コガマ、ノニガナ等）の生育状況調査
調査地点	設置予定のビオトープ
調査時期	<p>3・5・7月</p> <p>【3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な動物（ニホンアカガエル等）の産卵状況 <p>【5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な動物（トノサマガエル、コオイムシ、ドジョウ等）の生息状況 ・重要な植物（ノニガナ等）の生育状況 <p>【7月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な動物（シュレーゲルアオガエル、ドジョウ等）の生息状況 ・重要な植物（コガマ等）の生育状況
調査期間	ビオトープ設置後（令和7年）～施設の供用後1年（令和11年）
実施主体	<p>市民団体等</p> <p>※とりまとめ・報告は本組合が行う</p>

7.2.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
事後調査の結果、環境への影響が大きいと認められる場合等においては、その原因を究明するとともに、環境保全措置の改善など必要な措置を講じる。

7.2.4 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果を整理し、事後調査報告書を作成する。

事後調査報告書の公表等は、滋賀県環境影響評価条例第32条の2および滋賀県環境影響評価条例施行規則第38条に基づき縦覧に供するとともに、本組合ホームページ等において公表する。

7.3 その他の調査（環境監視調査）

前記に示した条例に基づく事後調査のほかに、大気汚染防止法等の関係法令に基づき、表7.3-1に示す環境監視調査として、排出ガス濃度の測定を継続的に実施するほか、施設竣工後の騒音測定を行うなどにより、環境の状況を把握する。

また、環境監視調査の結果は、別途、本組合のホームページへの掲載等により、地域住民等への情報公開を行う。

なお、そのほか周辺環境中の大気質の濃度の状況についても、必要に応じ調査を実施する。

表 7.3-1 環境監視調査（排出ガス濃度・騒音測定）

環境要素	測定項目	測定頻度 ^{注)}	測定位置
大気質	ばいじん	2 回/年	煙突排出ガス
	硫黄酸化物	2 回/年	
	窒素酸化物	2 回/年	
	塩化水素	2 回/年	
	水銀	2 回/年	
	ダイオキシン類	1 回/年	
騒音	騒音レベル	1 回 (施設竣工後)	敷地境界 4箇所

注) 大気質については、大気汚染防止法等に基づく測定頻度に準拠した調査を行う。

第8章 環境影響の総合的な評価

本事業の実施が環境に及ぼす影響の評価は、以下の2つの観点から行った。

調査および予測の結果ならびに環境保全措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか。

国、県または関係市町が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準または目標が示されている場合には、当該基準または目標と調査および予測の結果との間に整合が図られているか。

本事業の実施が環境に及ぼす影響として、大気質、騒音、超低周波音、振動、悪臭、水質（水の濁り）、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等、文化財および伝承文化について、既存の知見および現地調査結果を踏まえて予測を行うとともに、環境保全措置の検討を行った。

その結果、本事業について工事中および供用後において適切な環境保全措置を実施することで、いずれの項目も環境の保全に係る基準または目標との整合性は図られるとともに、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されることから、環境保全への配慮は適正であると判断した。

なお、本施設の整備にあたっては、環境に配慮した最新技術を導入するとともに、調査、予測・評価の結果を踏まえ、「第6章 環境保全措置」に示す措置を適切に講じ、周辺環境への影響を防止していく。また、工事中および供用後において、予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じで影響の把握のための調査を実施し、適切な措置を講じる。合わせて、適切な情報公開を図り、風評被害等が生じることのないよう努めていく。

第9章 環境影響評価の委託先の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

9.1 環境影響評価の委託先の名称

パシフィックコンサルタンツ株式会社 滋賀事務所

9.2 環境影響評価の委託先の代表者の氏名

所長 米谷 瑠皇

9.3 環境影響評価の委託先の主たる事務所の所在地

滋賀県大津市梅林一丁目4番1号